

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月31日

【発行者名】 F C インベストメント・リミテッド
(FC Investment Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役 リー・ワイ・リム
(Lee Wai Lim)

【本店の所在の場所】 英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コンヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付
(c/o Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 F C グローバル ベトナムファンド
(FC Global Vietnam Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 上限見込額は、5億米ドル（約768億円）
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算額は、
2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲
値（1米ドル=153.66円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

FCグローバル ベトナムファンド
(FC Global Vietnam Fund)

(注)ベトナムファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるFCグローバル(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドです。本書の日付現在、ファンドは、サブ・ファンドのみにより構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券(以下「ファンド証券」といいます。)ファンドは追加型です。FCインベストメント・リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は、5億米ドル(約768億円)

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場
の仲値(1ドル=153.66円)によります。以下、別段の記載がない限り米ドルの円貨換算はすべてこれによります。

(注2)ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の
金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、別段の記載がない限り四捨五入してあります。従って、
合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字に
つき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報
につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行(売出)価格】

関連する取引日における受益証券1口当たりの純資産価格(以下1口当たりの純資産価格を
「純資産価格」といいます。)

なお、発行価格に関する照会先は、下記「(8)申込取扱場所」に同じです。

(注)「取引日」とは、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託者との協議の上、随時決定する日を指し
ます。「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の日、ダブリン、ロンドン、および東京におい
て銀行が営業しており、かつ、ベトナムにおいて証券取引所で取引が行われている日、または管理会社
が受託会社との協議の上、サブ・ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。「評価日」と
は、毎ファンド営業日、または、管理会社が受託者との協議の上、随時決定する日を指します。

(5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
10,000口未満	3.30%（税抜3.00%、税0.30%）
10,000口以上50,000口未満	2.75%（税抜2.50%、税0.25%）
50,000口以上	2.20%（税抜2.00%、税0.20%）

(6) 【申込単位】

10口以上1口単位

(7) 【申込期間】

2026年4月1日（水曜日）から2027年3月31日（水曜日）まで
ただし、申込は、各取引日に取り扱われます。

(8) 【申込取扱場所】

アイザワ証券株式会社（以下「アイザワ証券」または「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。）

東京都港区東新橋一丁目9番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.aizawa.co.jp/>

電話番号：03 - 6852 - 7700

（注1）上記販売会社の日本における本支店および販売会社の指定するその他販売取扱会社（以下「販売取扱会社」といいます。）の本支店において、申込みの取扱いを行います。

（注2）販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受け入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録機関をいいます。

(9) 【払込期日】

投資者は、申込み注文の成立を販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を販売会社または販売取扱会社に対し円貨または外貨で支払うものとします。各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって当該申込日から起算して6ファンド営業日以内の日（以下「払込期日」といいます。）にファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金はありません。

(2) 引受等の概要

- () アイザワ証券は、管理会社との間で、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2006年8月30日付契約に基づき、日本においてファンド証券の募集を行います。
- () 日本における販売会社は直接、または販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

() 管理会社は、アイザワ証券を管理会社の日本における代行協会員として指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、純資産価格の公表を行い、また目論見書、運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社および販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の開設を申し込む旨の申込書を提出します。買付代金の支払いは、円貨または外貨によるものとし、米ドル貨との換算はすべて各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとしします。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に同口座に米ドルで払い込まれます。

(4) 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、海外において以下のいずれにも該当しない個人、会社または団体に対してのみファンド証券の販売が行われることがあります。()米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたかまたは米国に存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたかまたは存続する会社、信託もしくはその他の団体、()ケイマン諸島の居住者または住所地を有する者(ケイマン諸島の慈善信託、権限、免税会社または非居住者である会社は除く。)、()適用法令に違反せずに受益証券を申込みかまたは保有することができない者、または()上記()ないし()記載のいずれかの個人、会社もしくは団体のためのカストディアン、名義人または受託者。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

F C グローバル ベトナムファンド（以下F C グローバルを「ファンド」といい、ベトナムファンドを「サブ・ファンド」といいます。）の投資目的は、合理的な程度リスクにおいて、ベトナムで設立された企業（以下「ベトナム企業」といいます。）またはホーチミン証券取引所またはハノイ証券取引所に上場されている企業または、ベトナムで営業を行うかベトナム経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業（以下「ベトナム関連企業」といいます。）により発行される、株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む株式関連証券および債券、またはこれらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に投資することによる、収益および長期的な資産の増加です。サブ・ファンドは主にベトナム企業またはベトナム関連企業によって発行される、取引のために登録された、または上場間際の株式、社債、ワラントその他の証券およびデリバティブ（オプション先渡しおよび先物）（ただしこれらに限られません。）に投資します。サブ・ファンドが投資するベトナム企業はハノイ証券取引所またはホーチミン証券取引所に上場されているかまたはベトナムの店頭市場において取引されるかまたは公開会社となることが期待される未上場企業です。サブ・ファンドの投資活動の開始以前、および投資対象の処分後において、サブ・ファンドの現金は信用度の高い短期投資対象に投資されるか、または安定した金融機関に預金されることがあります。サブ・ファンドは、方針として、投資先の会社に対する支配を追求しません。

ファンドの信託金の限度額に定めはありません。

b. ファンドの基本的性格

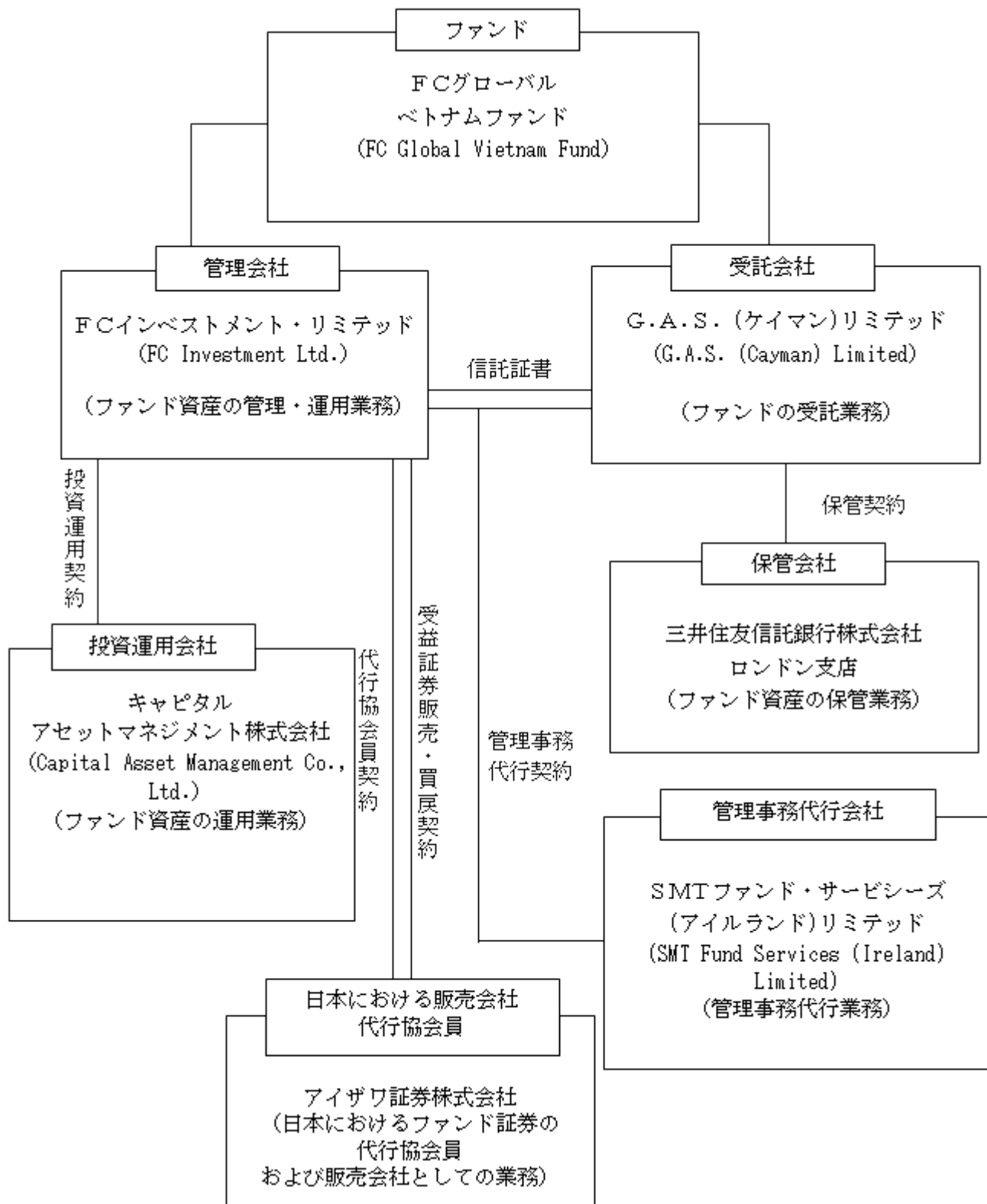
ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型投資信託として設立されました。管理会社または管理会社から任命されたいかなる者（受託会社を含みます。）も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。各受益者は、毎取引日に書面による通知を日本における販売会社を通じて管理事務代行会社へ送付することにより、そのファンド証券の買戻しを請求することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2003年9月9日	管理会社設立
2006年8月28日	基本信託証券締結
2006年8月28日	補遺信託証券締結
2006年10月5日	ファンドの運用開始
2006年10月13日	補遺信託証券締結
2009年6月23日	補遺信託証券締結
2010年5月10日	補遺信託証券締結
2013年8月26日	受託会社の退任・任命証券締結
2013年9月1日	補遺信託証券および修正・再録基本信託証券締結
2015年7月23日	補遺信託証券締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)	管理会社	受託会社との間の2013年9月1日付補遺信託証書により修正および再録された2006年8月28日付基本信託証書(HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「旧受託会社」といいます。)、管理会社および受託会社との間で締結された2013年8月26日付退任・任命証書を含みます。)(随時改訂され、補足されます。)(以下併せて「信託証書」といいます。)を旧受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を提供します。
キャピタル アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2013年9月1日付で投資運用契約(注1)を管理会社と締結。ファンド資産の運用業務を提供します。
G.A.S.(ケイマン)リミテッド (G.A.S.(Cayman) Limited)	受託会社	旧受託会社および管理会社との間の2013年8月26日付退任・任命証書を締結し、2013年9月1日付で補遺信託証書(随時改訂され、補足されます。)を管理会社と締結。ファンドの受託業務を提供します。
SMTファンド・サービシーズ (アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2013年9月1日付で管理事務代行契約(改訂済)(注2)を締結。ファンド資産の管理事務代行業務を提供します。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店	保管会社	2013年9月1日付で保管契約(2020年3月2日付で変更済)(注3)を受託会社と締結。ファンド資産の保管業務を提供します。
アイザワ証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2006年8月30日付で管理会社との間で代行協会員契約(改訂済)(注4)を締結。代行協会員業務を提供します。 2006年8月30日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約(注5)を締結。受益証券の販売・買戻し業務を提供します。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、管理事務代行業務を行うことを約する契約です。

(注3) 保管契約とは、保管会社が、保管業務を行うことを約する契約です。

(注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の送付、純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注5) 受益証券販売・買戻し契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻し注文を管理会社に取次ぐことを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)		
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」といいます。）に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。会社法は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3. 資本金の額	管理会社の2026年1月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4. 沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5. 大株主の状況	株式会社ファンド クリエーショングループ	東京都千代田区麹町一丁目4番地 半蔵門ファーストビル5階	1,000株 (100%)

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができます。一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付に

は、C I M A が適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、本規則に従って事業を行わねばなりません。

本規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば)を含みます。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきC I M A が承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、C I M A の事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」といいます。)またはC I M A が承認したその他の法域で規制を受けている保管会社(もしくはプライムブローカー)を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはC I M A が承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M A に通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。また目論見書には、本規則において規定される一定の事項も含んでいなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにC I M A に提出しなければなりません。

ファンドはC I M A が承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、ファンドの会計書類を監査する過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を得た場合または疑念を抱いた場合にはC I M A に報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないかまたは履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行するかまたはその旨意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行するかまたはその旨意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定
 - ・ 金融庁法（改正済）
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則（改正済）
 - ・ 免許に伴う条件

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島 (PricewaterhouseCoopers Cayman Islands) です。ファンドの会計監査は、シンガポールの一般会計基準に基づいて行われます。

管理事務代行会社が、(a) ファンドの資産の一部または全部が目論見書に記載される投資目的および投資制限に従って投資が行われていない、または(b) 受託会社または管理会社が実質的に設立文書または目論見書に従ってファンドの業務または投資活動を行っていないことを了知した場合には、できる限り速やかに以下の行為を行わなければなりません。

- () 受託会社にかかる事項を書面で報告すること。
- () 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある証拠をCIMAに提出すること。

また、かかる報告書またはその適切な概要は、ファンドの次期年次報告書、および中間報告書または定期報告書が年次報告書より前に開示される必要がある場合にはかかる中間報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、できる限り速やかに書面で以下の事由をCIMAに通知しなければなりません。

- () 受益証券の販売および買戻しの停止ならびにその理由
- () ファンドの償還予定およびその理由

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの業務に関する書面による報告書を提出するか、または提出を手配しなければなりません。また、報告書にはファンドに関する以下の内容を盛り込まなければなりません。

- () ファンドの名称（過去の全名称を含みます。）
- () 受益者により保有される受益証券の純資産価格
- () 前報告期間からの受益証券の純資産価格の変動率
- () 純資産総額
- () 当該報告期間における販売の口数および価格
- () 当該報告期間における買戻しの口数および価格
- () 当該報告期間末の発行済受益証券総口数

受託会社は、以下を確認した受託会社による署名済みの宣誓書を毎年CIMAに提出するか、または提出を手配しなければなりません。

- () 受託会社の知るかつ信じる限りにおいて、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書が遵守されていること。
- () ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないこと。

ファンドは、管理事務代行会社の任命の変更の発議について、CIMA、投資家および業務提供者（管理事務代行会社を除きます。）に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管受託銀行の任命の変更の発議について、CIMA、投資家および業務提供者（関連する保管受託銀行を除きます。）に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社についての変更の発議について、CIMA、投資家および業務提供者に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

受益者に対する開示

入手可能なサブ・ファンドの直近の会計帳簿および記録書類は、管理会社および管理事務代行会社の営業所に備え置かれます。サブ・ファンドの受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関してのみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、管理事務代行会社の営業所に備え置かれます。管理事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、サブ・ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに（遅くともサブ・ファンドの会計年度の終了から5か月以内に）、シンガポールで一般に公正妥当と認められている会計原則に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、サブ・ファンドの受益者宛てに送付されます。

受益者は、受託会社のinfoMLR0@sumitrustgas.comに連絡することにより、現任のマナー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マナー・ロンダリング・レポートング・オフィサーおよびデュブティ・マナー・ロンダリング・レポートング・オフィサーの詳細（連絡先の詳細を含みます。）を入手することができます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、EDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会員のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託として規制をうけています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、規制されたミューチュアル・ファンドが支払期日の到来した債務を弁済できないか、もしくはできなくなる可能性が高いか、または投資者もしくは債権者の利益を害する方法で事業を継続するかまたは継続することを試み、もしくは自発的に事業を清算しようとしていると確信する場合、もしくはファンドのような認可済ミューチュアル・ファンドの場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反する認可の条件に従うことなく、事業を行うかまたは行うことを試みる場合、もしくは規制されたミューチュアル・ファンドの監督および運用が適当および適切な方法で行われなかった場合、もしくは規制されたミューチュアル・ファンドの管理者としての地位を有する者がその地位を有するに適当および適切な者ではない場合、一定の措置を講じることができます。CIMAの権限には、特に、受託会社の交代を要求する権限、業務の適切な実施に関連して受託会社に助言を行う者を任命する権限、ファンドの業務の管理を引き受ける者を任命する権限などを含みます。その他にも、上記以外の措置の承認を求めてケイマン諸島の裁判所に申請を行うことができるなど、CIMAが利用できる救済が存在します。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島籍の会社として登記されており、ケイマン諸島政府から信託会社の免許を受けています。受託会社はCIMAの監督を受けます。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理事務代行会社としての免許も受けています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

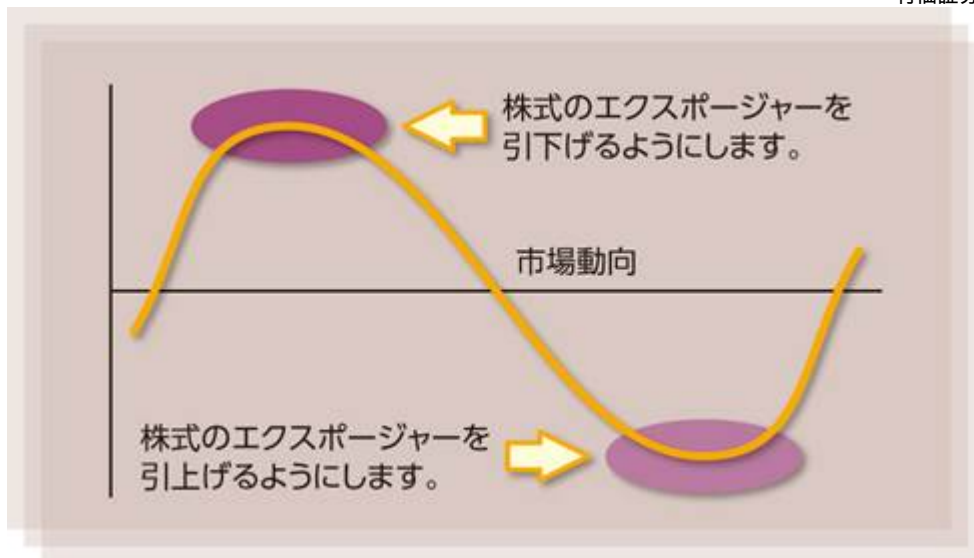
投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、合理的な程度リスクにおいて、ベトナムで設立された企業（以下「ベトナム企業」といいます。）またはホーチミン証券取引所またはハノイ証券取引所に上場されている企業または、ベトナムで営業を行うかベトナム経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業（以下「ベトナム関連企業」といいます。）により発行される、株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む株式関連証券および債券、またはこれらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に投資することによる、収益および長期的な資産の増加です。サブ・ファンドは主にベトナム企業またはベトナム関連企業によって発行される、取引のために登録された、または上場間際の株式、社債、ワラントその他の証券およびデリバティブ（オプション先渡しおよび先物）（ただしこれらに限られません。）に投資します。サブ・ファンドが投資するベトナム企業はハノイ証券取引所またはホーチミン証券取引所に上場されているかまたはベトナムの店頭市場において取引されるかまたは公開会社となることが期待される未上場企業です。サブ・ファンドの投資活動の開始以前、および投資対象の処分後において、サブ・ファンドの現金は信用度の高い短期投資対象に投資されるか、または安定した金融機関に預金されることがあります。サブ・ファンドは、方針として、投資先の会社に対する支配を追求しません。

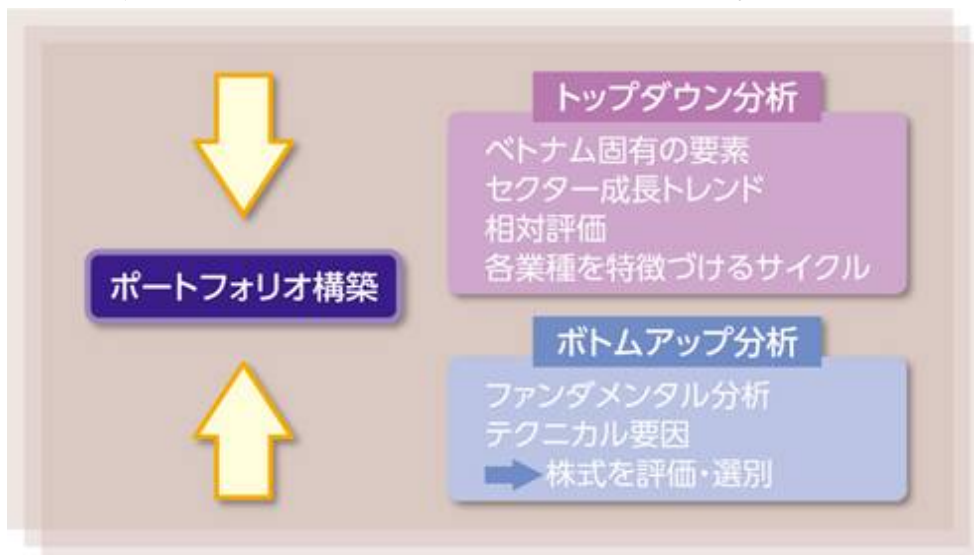
投資哲学、投資プロセスおよび投資手続

投資運用会社は管理会社のために、サブ・ファンドに関する投資に対し主にバリュースコアを採用します。投資運用会社は、ある時点において真正な価値を正確に反映して株価が上昇するとの予想のもとに、割安な株式を見出すことを目指します。一般に、投資運用会社は、集中的な経営を行い、高い利益率および収益の増加、および低いデット・エクイティ・ギアリングを享受し、低い株価収益率（P E R）および低い株価純資産倍率（P B R）で株式が取引される企業に投資する傾向があります。時に、投資運用会社は自らの裁量により、市場およびビジネスのサイクルを活用するため、バリュー戦略および成長戦略を組み合わせるか、または成長株により焦点を当てる場合があります。また、投資運用会社は積極的な資産配分プロセスを採用し、これにより投資運用会社は市場動向の変化に対応して資産配分を調整します。したがって、サブ・ファンドは常にフル・インベストメントが行われるとは限りません。投資運用会社は、元本を保全するため、市場がピークに近いと判断した場合には株式に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを引下げます。逆に、投資運用会社は、市場が景気の谷にあると判断した場合、株式に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを上げるようにします。

サブ・ファンドは、トップ・ダウン分析およびボトム・アップ分析の組み合わせを利用して運用されます。トップ・ダウン分析は、マクロ経済および社会政治的發展の見直しおよび世界・国レベルの見直し（国毎の特定の要因ならびにセクターの成長動向、関連する評価、および各業界の典型となるサイクルの理解に焦点を当てます。）を網羅します。かかるマクロ評価を利用し、サブ・ファンドのための適切な国およびセクターの投資配分について戦略が考案されます。その後、銘柄選別プロセスが続きます。銘柄選別は、以下の株式スクリーニングのプロセス（厳密な定量的および定性的な選別基準に従います。）に従って行われます。基準には、企業の収益原動力、P E RおよびP B R等の財務比率、利益率、負債資本比率、およびキャッシュ・フロー、経営の質および企業の透明性を含みます。ボトム・アップ・アプローチにおいて、投資運用会社は、技術的要因（株価動向を含みます。）を十分に考慮した上で、ファンダメンタル分析の適用に関する株式の評価および選別のプロセスを通じてサブ・ファンドのポートフォリオを構成します。



上図は、当ファンドにおける機動的な資産配分法をわかりやすく説明するために図示したものであり、実際の運用における資産配分を示唆したり保証するものではありません。実際の運用においては、上図のような運用が行われないことがあります。



(2) 【投資対象】

上記「投資方針」を参照してください。

(3) 【運用体制】

管理会社の取締役は、ファンドの関係法人に対する管理を行います。管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。

() 投資運用方針の決定プロセス

投資運用会社の投資委員会は、投資戦略の立案および検討、ポートフォリオ実績の検討、株式推奨の検討および主要な投資の承認について重要な役割を果たします。投資委員会は、必要に応じて毎月開かれます。投資委員会には、投資運用会社のチーフ・インベストメント・オフィサーが議長となり、また、ファンド・マネージャーが出席します。

投資運用会社の収益を生み出すための構想は、下記のような様々な情報源に基づいています。

- ・ 投資家向け説明会・カンファレンス
- ・ 現地視察
- ・ 業界関係者、ブローカー、アナリストとの議論
- ・ 業界団体、ブローカーによるリサーチ

- ・ 社内のウォッチリストのスクリーニング
- ・ ニュース記事によるビジネス動向・サイクルの分析
- ・ IPOおよび私募
- ・ 流動性の分析

これらの構想は、投資委員会メンバーによるセカンドオピニオンの提供や、対象国間および/または対象セクター間の比較ができるよう、投資委員会にて議論されます。

その国を担当するマネージャーが、その会社あるいはそのセクターに投資することを妥当だと判断した場合、その株式および/またはその同業者の特色が、下記の点で投資運用会社の厳格な投資基準の大部分を満たすか審査されます。

- ・ 堅調な企業成長/見通し
- ・ 収益成長
- ・ 長い業界経験と良質な経営管理
- ・ 低い借入比率
- ・ 良い配当利回り

投資決定の過程で、株式がサブ・ファンドに組み込まれる前に、異なる勘定のファンドとの間で利益相反が発生しないかチェックを行います。なお、売却検討も同様の手続を経て行われます。

() 任務と権限

投資運用会社は、適用法規ならびにファンドの投資方針および投資制限を確実に遵守するようにリスク管理とコンプライアンスの手続きを設けています。この手続きには、対ベンチマーク比でのポートフォリオの運用成績、ポートフォリオのリスク指標および投資制限の遵守を継続的に監視することが含まれます。

() 会合もしくは委員会またはその他の内部組織

投資委員会（IC）は、チーフ・インベストメント・オフィサー、ファンド・マネージャー、調査部長、コンプライアンスオフィサー、トレーダーを含む委員から構成され、リサーチおよび意思決定の機能を担います。投資委員会の会合は必要に応じて少なくとも毎月1回召集されます。

各委員は、担当する市場の動向を監視し、リサーチを行い、投資運用会社の内部投資基準を満たす適切な株式を見出し、推奨すると共に、ポートフォリオ内の株式の値動きを監視します。チーフ・インベストメント・オフィサーは、チームに対して全般的な指針を示し、投資委員会の会合において議長を務めます。会合において、各委員は、各委員が担当する国における関係する経済動向、業界動向および企業動向を他の委員に説明します。各委員は、買い推奨銘柄および売り推奨銘柄をリストアップし、推奨理由とリサーチを付して提示します。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインの分配は、管理会社の絶対裁量による判断に基づき、受益者に対して行うことができます。ただし、管理会社は、受益者に対する分配が行われず、むしろサブ・ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインは再投資され、純資産価額（以下純資産価額を「純資産総額」といいます。）に反映されることを予定しています。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドは、以下の主要な制限に従います。

- (1) サブ・ファンドは証券の空売りを行いません。
- (2) 取引所に上場されていないかまたは直ちには実現できない投資対象に対し、純資産総額の20%を上回る投資を行いません。
- (3) ベトナムにおいて上場されていないか、または「取引のために登録」されていない投資対象につき、純資産総額の50%を上回る投資を行いません。
- (4) その他のベトナムの投資ファンドにつき、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
- (5) 債券、現金および現金等価物につき、連続した12カ月間に純資産総額の50%を上回る投資を行いません。
- (6) 単一の債券発行者の証券につき、純資産総額の10%を上回る投資を行いません。
- (7) ワラント、オプション、先物、先渡を含むデリバティブにつき、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
- (8) サブ・ファンドの証券については、債務の担保としていかなる方法においても譲渡担保権、質権、抵当権の設定をされず、または譲渡されません。
- (9) サブ・ファンドは、引受または下引受取引を行いません。
- (10) サブ・ファンドは、商品または不動産の取引を行う会社の証券には投資を行いますが、商品または不動産に対して投資を行いません。

上記に加え、管理会社はサブ・ファンドのために以下を行うことはありません。

- (a) 本人として、自己もしくは管理会社の取締役と取引を行うこと、
- (b) 受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(受益者ではなく管理会社、投資運用会社もしくは第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限りません。)を行うこと、
- (c) 1つの会社の株式の取得の結果、管理会社または投資運用会社に管理されるすべてのミューチュアル・ファンドに保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること、
- (d) 1つの会社の株式の取得の結果、サブ・ファンドに保有される当該会社の株式総数が当該会社の株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること、
- (e) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得すること。

さらに、管理会社および投資運用会社は、サブ・ファンドに関して以下の投資制限を遵守します。

- (a) 一つの発行体の株式または投資信託受益証券を、その価値（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えて保有することはできません（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）。
- (b) 一つの取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である発行体についてのデリバティブのポジションから生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えて、デリ

バティブのポジションを保有することはできません(当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)。

- (c) 一つの主体により発行され、組成されまたは引き受けられた、() 有価証券(上記(a)に掲げる株式または投資信託受益証券を除きます。)、() 金銭債権(上記(b)に掲げるデリバティブを除きます。)および() 匿名組合出資持分を、その価値(以下「債券等エクスポージャー」といいます。)が純資産総額の10%を超えて保有することはできません(当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。)。(注:担保付取引の場合は、担保評価額が控除され、当該主体に対する債務がある場合は、債務額が控除されます。)
- (d) 一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーについて、総額で純資産総額の20%を超えてポジションを有することはできません。

別段の記載のない限り、上記の制限は投資に関する関連取引または契約の日付において適用され、かかる目的において、適合性は取引日現在の取得価格および純資産総額に基づき決定されます。サブ・ファンドの投資ポートフォリオの変更は、かかる制限に記載される制限が下記の結果として破られるという理由だけで投資制限が違反されるとはみなされず、必ずしも影響を受けることはありません。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の価格の値上がりまたは値下がり
- (b) 資本の性質をもつ何らかの権利、贈与または給付金の受領
- (c) 合併、再建または転換もしくは交換についてのスキームまたは取決め
- (d) 受益証券の買戻し

サブ・ファンドの投資ポートフォリオへの変更または追加を行う際には、かかる制限を考慮しなければなりません。

投資制限に違反した場合(前段落に定める状況から生じる違反を除きます。)、投資運用会社は違反を認識してから90日以内にかかる違反を是正するよう速やかに措置を講じます。

借入制限

投資運用会社はサブ・ファンドのために、純資産総額の10%以上の借入れを行いません。

3【投資リスク】

リスク要因

投資家は、受益証券の価格が上がるだけでなく下がる場合があることに留意する必要があります。サブ・ファンドへの投資は大きなリスクを伴います。投資運用会社は潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実施することを意図しますが、かかる戦略が実施されるという保証、または当該戦略が実施された場合にそれが成功するという保証はありません。受益証券の流通市場が形成される可能性は低く、したがって、受益者は、買戻しという手段によってのみ受益証券の処分を行うことができます。投資家は、サブ・ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性があります。そのため各投資家は、サブ・ファンドへの投資リスクを負うことができるか否かに関して慎重に考慮すべきです。

サブ・ファンドの信託財産に生じた損益はすべて投資家に帰属します。サブ・ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。

以下、リスク要因について記載しますが、下記の記述はサブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

価格変動リスク

ある期間、特に短期において、サブ・ファンドの投資ポートフォリオが、元本成長により値上がりを実現するという保証はありません。

投資予定者は、受益証券の価格が上下する場合があることにつき留意する必要があります。

投資目的の達成

サブ・ファンドの投資プログラムは、レバレッジ、流動性を欠く投資対象への投資および分散の限定等の投資技法（かかる運用は、一定の状況において、サブ・ファンドの投資対象に及ぼす悪影響を最大にする可能性があります。）を含むことがあります。サブ・ファンドが一貫してプラスのリターンを達成するという投資目的を達成する保証はありません。

デリバティブ

投資運用会社は、先物、オプション、先渡し取引、スワップおよびその他のデリバティブを含む様々なデリバティブ商品を利用することができます。これらの商品は不安定で投機的なことがあります。一定のポジションは、市場価値の大きくかつ急激な変動にさらされる可能性があり、その結果、利益および損失の額に変動をもたらします。このような商品のポジションを建てるために通常必要な低い当初証拠金の入金、高いレバレッジを可能にします。その結果、商品の種類に応じて、比較的小さな契約価格の変動が、当初証拠金として実際に差し入れた資金の量に比して高い利益または損失をもたらすことがあります。また、入金されたいかなる証拠金も超過する数量化不可能な更なる損失をもたらすことがあります。また、日々の価格変動上限および取引所の投機的ポジション制限は、ポジションの迅速な清算を阻む可能性があり、その結果、大きな損失をもたらす可能性があります。店頭契約における取引は、オープン・ポジションを清算するための為替市場が存在しないことから、更なるリスクを伴うことがあります。既存ポジションの清算、ポジションの価値算定またはリスクエクスポージャー評価ができないことがあります。相手方が純資産価値の一定の減少、不正確な担保コールまたは担保の回復の遅れに基づいて取引を終了することができる中断条項のような契約上の非相互性と非効率性もまた、リスクを高めることがあります。

担保に関する取り決め

サブ・ファンドは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの取引相手方に適用される法令および規制に基づく場合を含め、担保に関する取り決めの実行を要求されることがあります。

取引相手方がサブ・ファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者の間で合意されるその他の銀行

勘定(以下「担保勘定」といいます。)に預託され、再投資目的では利用されません。担保勘定の受取利息(もしあれば)は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方から要求される利息の支払いに不足する可能性があります。金利差は、純資産総額に影響を及ぼします。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されません。

また、サブ・ファンドは、取引相手方の利益のために担保提供を要求される場合もあります。かかる場合、サブ・ファンドの投資目的のために利用可能なサブ・ファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなります。その結果、サブ・ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性があります。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、サブ・ファンドの資産から支払われるか、または別途合意される場所に従って支払われません。

担保リスク

取引相手方からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するサブ・ファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を意図していますが、かかるリスクを完全に取り除くことはできません。提供される担保は、多くの理由により、当該取引相手方の債務の返済に不足する可能性があります。また、取引相手方により提供される担保は独立して日次で評価されますが、担保として提供される一部の確定利付証券および/または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限りません。

担保が正確かつ的確に評価される保証はありません。担保が正確に評価されない場合、サブ・ファンドはその範囲で損失を被る可能性があります。担保が正確に評価されたとしても、取引相手方の債務不履行または支払不能の時点と当該担保が換金される時点の間に担保の価値が減少することがあります。非流動資産の場合、換金に時間を要することから担保の価値の減少のリスクがより大きくなる可能性があります。提供される担保の全部または大部分がかかる資産で構成されることがあります。

担保のオペレーショナル・リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方により提供される担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整されます。担保に関する方針は投資運用会社により監視されますが、当該方針が正しく遵守および実施されない場合、サブ・ファンドはその範囲で、取引相手方の債務不履行または支払不能により損失を被ることがあります。

実績報酬

投資運用会社に支払われるべき実績報酬は、かかる実績報酬がない場合よりも投資運用会社ガリスクが大きいかまたはより投機的な投資を行うインセンティブを生じることがあります。投資予定者は、投資運用会社に支払われるべき運用報酬および実績報酬は一部未実現の収益(および未実現の損失)に基づくものであり、かつかかる未実現の損益はサブ・ファンドにより実現されないことがあることに留意すべきです。

主要な個人への依存

サブ・ファンドの資産に関する投資判断は、すべて投資運用会社によって行われます。受益者は、サブ・ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。結果として、当面のサブ・ファンドの成功は、投資運用会社の能力によるところが大きいといえます。サブ・ファンドの勘定で投資運用会社が採用する戦略が収益を達成するかまたは成功する保証はありません。加えて、投資運用会社の主要な個人が死亡するかまたはその他ある期間において能力を失った場合、サブ・ファンドの収益性に影響を及ぼす可能性があります。

過去の実績

投資運用会社、ならびに投資運用会社およびその関連会社が運用、助言またはスポンサー業務を行う法主体、ファンド、口座またはクライアントの運用成績は、サブ・ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではありません。

決済リスク

サブ・ファンドは、投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取引を行う当事者に関する信用リスクを負うことになり、また決済不履行リスクも負うことになります。

為替レート

受益証券は、サブ・ファンドが米ドル以外の通貨建ての資産に投資される範囲で、為替レートの変動にさらされます。投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定のために、外国為替取引を通じたエクスポージャーに関連するリスクを減殺するよう努めることができます。外国為替取引が行われる市場は、専門性および技術性が高く、乱高下が激しくなります。当該市場において、流動性および価格の変動を含む重大な変化は、非常に短い期間、しばしば数分のうちに発生する可能性があります。外国為替取引のリスクには、為替相場リスク、為替交換リスク、金利リスクおよび現地の為替市場、外国投資、もしくは外貨建ての特定の取引を通じた外国政府による干渉を含みますが、これらに限られません。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場が形成される見込みはありません。したがって、受益者は買戻しによるのみ受益証券の処分を行うことができます。買戻請求のなされた日から関係する買戻日までの期間において、買戻請求を行う受益者の受益証券に帰属する純資産総額の一部が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

買戻しおよび買付けについて生じ得る結果

投資運用会社が、ある取引日に関する買付けの申込みを受付けた旨の通知を受けた後、当該取引日における受益証券が発行される前に、サブ・ファンドの勘定で投資を行った場合、かかる投資による利益（または損失）は、既存の受益者が保有する受益証券に割り当てられ、かかる割当てが、当該取引日における純資産価格を増減させる可能性があります。

同様に、投資運用会社がある買戻日における買戻しに関してサブ・ファンドの投資対象を処分したが、その決済が当該買戻日の後に行われる場合、当該処分による利益（または損失）は、残存する受益者が保有するサブ・ファンドの受益証券に割り当てられます。

さらに、受益者の請求により実際に受益証券の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しに必要な資金に充てるために現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早急に、また、本来得ることのできる価格よりも不利な価格で投資対象を清算する必要に迫られる可能性があります。

例外的な場合、例えば、サブ・ファンドの多数の投資者が受益証券の買戻しを単一の日に要求した場合、すべての受益者に対する支払いが、想定された買戻しスケジュールより遅延する可能性があります。

保管リスク

保管会社またはブローカーとの取引にはリスクを伴います。保管会社またはブローカーに証拠金として預託されたすべての有価証券およびその他の資産は、サブ・ファンドの資産として明確に特定され、したがって、サブ・ファンドはかかる当事者に関する信用リスクにさらされないことが期待されます。しかしながら、かかる当事者が支払不能となった場合には、かかる分別管理が達成されるとは限らず、また、証拠金として保有されている資産に対するサブ・ファンドの権利を強制することに関連して、実務上または時間的な困難が生じる可能性があります。

サブ・ファンドの資産が、支払不能となった保管会社およびブローカーにより保有される可能性もあります。資産が分別管理されていない場合、サブ・ファンドは無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全には回収できない可能性があります。

市場リスク

サブ・ファンドの勘定で保有する投資対象の価値は、経済的、政治的、もしくは規制上の状況、インフレ、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性があります。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もあります。有価証券の価値は、特定の発行者、業種、あるいは証券市場全体に影響を与える要因によって下落することがあります。最近の世界的な金融危機により、サブ・ファンドの勘定で保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値と流動性が大きく低下しました。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきました。このような支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値や流動性に悪影響が生じる可能性があります。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められています。この法律が市場に与える影響や、市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにならない可能性があります。サブ・ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被る可能性があります。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で適時に投資対象を売却することができるか否かに関係します。投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で投資することができる有価証券は、流動性が低い可能性があります。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。サブ・ファンドが比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社が希望する価格とタイミングで投資対象を処分する機会は制限される可能性があります。有価証券の転売は、時には契約条項によって制限されることがあり、それ自体が有価証券の価値に影響を与える可能性があります。

キャッシュ・スweep・リスク

保管会社によって保有されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スweep・プログラム（以下「キャッシュ・スweep・プログラム」といいます。）の対象となる可能性があります。キャッシュ・スweep・プログラムには、金銭を第三者たるカウンターパーティー（以下「キャッシュ・スweep・カウンターパーティー」といいます。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれます。投資者は、キャッシュ・スweep・プログラムの結果として、サブ・ファンドがキャッシュ・スweep・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの説明は、下記「カウンターパーティー・リスク」をご参照ください。

カウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず）または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、サブ・ファンドが損失を被ることになる場合があります。満期ま

での期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなります。

受託会社、管理会社および投資運用会社は、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたは、すべてもしくはいずれかの取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。受託会社、管理会社および投資運用会社がいかなるカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、サブ・ファンドが損失を被る可能性が高まる場合があります。

また、サブ・ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、サブ・ファンドの受託会社、管理会社または投資運用会社がサブ・ファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合があります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社または投資運用会社がサブ・ファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、サブ・ファンドに多額の損失が生じる可能性があります。受託会社、管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがあります。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性があります。

投資者は、集金口座キャッシュ・スweep・プログラムに関連する集金口座キャッシュ・スweep・カウンターパーティー（それぞれ、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（イ）海外における販売手続等」にて定義されます。）のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。またサブ・ファンドは、キャッシュ・スweep・プログラムに関連するキャッシュ・スweep提供者のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含みます。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行がもたらされました。受託会社、管理会社またはサブ・ファンドに関するそれらの代理人（投資運用会社を含みます。）がサブ・ファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、サブ・ファンドが結果として取引による損失を被らないという保証はありません。

評価リスク

サブ・ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は、受託会社、管理会社および投資運用会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとします。受託会社、管理会社および/または投資運用会社は、評価方針に基づき、裁量権を行使し、また判断を行うことができます。受託会社および/または投資運用会社は、資産および負債の価値を決定するにあたり、サブ・ファンド全体の利益のために誠実に行動することを条件として、合理的な判断を下す権利を有します。かかる評価について、現在または過去の投資者が異議を申し立てることはできません。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、サブ・ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、サブ・ファンドの勘定において締結された取引と保有される現金または投資対象を照合するのに十分なタイミングで、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、純

資産総額の計算における不正確性につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

プライシング情報源の限定

受託会社、その委託先としての管理事務代行会社、および/または管理会社、その委託先としての投資運用会社は、純資産総額の計算に関連するものを含め、サブ・ファンドの投資対象の価格決定に関して単一または限られた数の情報源に依拠する場合があります。

先行投資

受益者は、受益証券の取得申込みが受領された旨の通知を受けた投資運用会社が、申込金が受領される前に当該申込金が決済されることを見越して、サブ・ファンドの勘定において投資を行う場合があること(以下「先行投資」といいます。)に留意すべきです。かかる先行投資は、サブ・ファンドの利益のために行うことが意図されていますが、申込金の決済が行われなかった場合、サブ・ファンドは損失にさらされることがあります。かかる損失には、取引の手仕舞い費用(その時まで相場に不利な変動が生じている可能性があります。)および先行投資の資金を調達したサブ・ファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれますが、これらに限られません。その結果、先行投資により生じるサブ・ファンドの損失は、純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負いません。

仲介その他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するためにブローカーまたはディーラーを選定するにあたり、投資運用会社は競争入札を実施する必要はなく、利用可能な最低手数料を探求する義務を負いません。投資運用会社は、同一の取引を行う他のブローカーもしくはディーラーよりも高い価格でリサーチもしくはサービスの提供もしくはそれらに対する支払いを行うブローカーもしくはディーラー、または投資運用会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに対して手数料を支払う可能性があります。

決済ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、サブ・ファンドに関して、証券取引を精算し決済するために、複数のブローカーのサービスを利用することができます。サブ・ファンドのいずれか1社のブローカーが支払不能に陥った場合、適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合がありますが、当該ブローカーの下で保管されているサブ・ファンドの資産がリスクにさらされることがあります。

政治、経済、社会等に関する検討事項

サブ・ファンドの純資産総額およびサブ・ファンドの投資対象の流動性は、為替レートおよび為替管理、金利の変化、政府の方針および税制の変更、および社会、政治および経済の不安定性または、サブ・ファンドが投資を行う国における、もしくは当該国に影響を及ぼすその他の出来事の悪影響を受けることがあります。

潜在的市場ボラティリティ

特定のアジア諸国の株式市場は、これまでに著しい価格変動を経験しており、将来かかる価格変動が起こらないとの保証はありません。

企業の情報開示、会計および規制基準

一部の企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公に利用できる情報も多くない場合があります。また、企業が日本、米国またはヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件に従う場合があります。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるサブ・ファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含みます。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきです。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）は、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課します。サブ・ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、サブ・ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合は純資産総額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなります。サブ・ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、サブ・ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、サブ・ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はありません。サブ・ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合があります。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、サブ・ファンドの運営費の増加を招くこともあります。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券に投資運用会社が投資する場合、適用される法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はありません。投資運用会社はかかる源泉徴収された税金を回収することができず、よってかかる変更（該当する場合）は、サブ・ファンドが投資している投資対象の純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

OECD共通報告基準

FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に推進するために、OECDは、世界的なオフショア脱税の問題に対処する目的でCRS（共通報告基準）を策定しました。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデュー・ディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めています。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換します。ケイマン諸島は、CRSの実施に同意しています。その結果、サブ・ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要があります。投資者は、サブ・ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社から追加の情報提供を求められることがあります。求められた情報を提供しない場合、投資者は、これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、受益証券の強制的買戻しの対象となり、および/または、投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがあります。投資者は詳細につき、下記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い（B）ケイマン諸島」、「ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」の項を参照することが推奨されます。

サイバー犯罪とセキュリティ侵害

サブ・ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、サブ・ファンドはサイバー・セキュリティの侵害により、より大きなオペレーション・リスクおよび情報セキュリティ・リスクにさらされやすくなっています。サイバー・セキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の横領、データの汚染、もしくは業務の中断を目的としたコンピュータウイルスへの感染、または「ハッキング」もしくはその他の手段によるサブ・ファンドのシステムへの不正アクセスを含みますが、これに限定されるものではありません。サイバー・セキュリティ侵害はまた、サービス妨害攻撃や、サブ・ファンドのシステムに保存された機密情報を、権限を有する個人が意図的または意図せずに公開する場合など、不正なアクセスを要しない方法で発生する可能性があります。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、サブ・ファンドの事業運営に影響を与える可能性があり、その結果、財務上の損失、サブ・ファンドの純資産総額の算出不能、適用法令違反、規制上の罰金および/または課徴金の負担、法令遵守その他のコストを発生させる場合があります。その結果、サブ・ファンドおよびその投資者に悪影響が生じる可能性があります。さらに、サブ・ファンドは第三者であるサービス提供者と緊密に連携しているため、そのような第三者であるサービス提供者に対する間接的なサイバー・セキュリティ侵害により、サブ・ファンドとその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害と同様のリスクにさらされる可能性があります。サブ・ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害によるリスクを軽減するためにリスク管理体制を構築していますが、そのような措置が成功する保証はありません。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。有価証券の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がサブ・ファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大かつ悪影響となる場合があります。

訴訟および規制措置

サブ・ファンドは、自身の活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生したり、結果の不成功のリスクを負ったりする可能性があります。

早期終了リスク

サブ・ファンドは、一定の状況において、下記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（3）信託期間」の項に記載されているように、予定された終了日以前に終了することがあります。

利益相反

下記「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」に記載のとおり、利益相反が生じる可能性があります。あらゆる利益相反を確実に、公正な解決をすることが意図されていますが、これは常に可能であるとは限りません。

保証の不存在

サブ・ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていません。サブ・ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、またはいかなる銀行によっても保証または裏書きされておらず、受益証券への投資金額は上昇および/または下落する可能性があります。元本の保全は保証されていません。サブ・ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

ファンド営業日

ファンド営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるケイマン諸島の休業日を考慮していません。したがって、受託会社はすべてのファンド営業日に裁量を行使できるとは限りません。

スタートアップ期間

サブ・ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを伴うスタートアップ期間に直面する可能性があります。スタートアップ期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、サブ・ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという特別なリスクももたらされます。投資運用会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続きを用いることがあります。これらの手続きは、一部は市場の判断に基づくものであり、成功する保証はありません。

追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがあります。かかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、当該クラスのみによって負担されず、例えばサブ・ファンド全体によって負担される可能性があります。これは、かかる追加のクラスが設定される前に発行されていたクラスの純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

制裁

受託会社およびサブ・ファンドは、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および/または投資との間における取引を制限する法律の対象となります。

したがって受託会社は、投資者が、また投資者の知識または意見の限りにおいて、投資者の実質的所有者、支配者または権限ある者（以下「関連者」といいます。）（該当する場合）が、（ ）米国財務省の外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。）によって維持されるか、またはEUおよび/もしくは英国の規制（後者の規制は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用されます。）ならびに/もしくはケイマン諸島の法令に従って、制裁を受ける事業体または個人の何らかのリストに挙げられている、（ ）国際連合、OFAC、EU、英国および/またはケイマン諸島によって科される制裁の適用される関連の国または地域に業務上の拠点または本拠を置いている、（ ）その他の面で国際連合、OFAC、EU、英国（後者の制裁は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用されます。）またはケイマン諸島によって科される制裁の対象となっていること（以下

集合的に「制裁対象」といいます。)がないことを、投資者が継続的に表明および保証するよう要求する可能性があります。

投資者または関連者が制裁対象であるか、または制裁対象になった場合、受託会社は、当該投資者または関連者が制裁対象でなくなるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、投資者および/または投資者のファンド証券との間におけるそれ以上のあらゆる取引を停止することを、投資者への通知なしに直ちに要求される可能性があります(以下「被制裁者事象」といいます。)。受託会社およびサブ・ファンドは、被制裁者事象の結果として投資者において発生したあらゆる負債、コスト、費用、損害および/または損失(あらゆる直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の失墜、すべての利息、罰則および法務費用、ならびにその他すべての専門家手数料および費用を含みますが、これらに限られません。)に対して、いかなる法的責任も負わないものとします。

加えて、サブ・ファンドのために行われた何らかの投資がその後適用される制裁の対象となった場合、受託会社は、かかる適用される制裁が解除されるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、当該投資との間におけるそれ以上のあらゆる取引を、投資者への通知なしに直ちに停止する可能性があります。

情報請求

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に住所を有するその取締役もしくは代理人は、適用法に基づき規制当局もしくは規制機関または政府当局もしくは政府機関が行う情報請求に従い、情報の提供を強制されることがあります。具体的には、C I M A が、自らもしくは公認の外国の規制当局のために、金融庁法に基づいて請求する場合、または、ケイマン諸島税務情報局(以下「T I A」といいます。)が、ケイマン諸島税務情報法(改正済)ならびに関連する規則、合意、協定および覚書に基づいて請求する場合があります。これらの法律に基づく秘密情報の開示は、いかなる秘密保持義務の違反ともみなされず、一定の状況において、受託会社、投資運用会社、その取締役または代理人は、かかる請求を受けたことの開示を禁止される場合があります。

郵便物の取扱い

ファンドまたはサブ・ファンドの登記上の事務所において受領された、ファンドまたはサブ・ファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送されます。受託会社、投資運用会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者(ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含みます。)はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負いません。特に受託会社および投資運用会社は、自身個人宛の郵便物(ファンドまたはサブ・ファンド宛の郵便物ではない)のみを、受領、開封または直接処理します。

ベトナムの株式市場への投資リスクには、以下を含みます。

未上場企業への投資

投資運用会社は、多額のキャピタル・ゲインをもたらす未上場企業への投資を意図しています。しかし、未上場企業への投資は、高いビジネス・リスクおよび財務リスクの影響を受けます。投資運用会社は、上場の合理的な可能性があると判断する企業に投資する場合がありますが、かかる上場が実現しない可能性があります。

一般に、未上場企業に対するサブ・ファンドの投資は評価が困難な場合があり、かかる投資の評価につき保護は殆どないか、または全くない可能性があります。ベトナムの証券取引所またはその他の取引所に上場されない場合、かかる投資対象は相当期間保有される可能性があります。

ベトナムにおける未上場企業へのサブ・ファンドの投資には広範囲に及ぶデューデリジェンスを要する場合があります。ただし、特に旧国営企業への投資については、限定されたデューデリジェンスのみを許可する販売プロセスで投資運用会社が株式を購入するため、または旧国営企業の

記録が入手不可能な場合があるため、ベトナム市場において十分なデューディリジェンスを行うのは困難な場合があります。

旧国営企業への投資

旧国営企業は閉鎖的な環境で運営されており、民間企業およびコーポレート・ガバナンス慣行の国際基準に適合しない場合があります。国家は、引き続き旧国営企業株式の過半数を保有し、資源を国家の利益のために用いる可能性があります。旧国営企業には、過度の労働力等、従前からの名残を引き継ぐ場合があります。さらに、ベトナムにおける初期段階の法的インフラにより、旧国営企業の指揮において、個人による詐欺行為が誘発される可能性があります。

ベトナムの企業への投資に関するその他のリスク

投資先企業は、以下のとおり様々なリスクにさらされる可能性があります。

- a. 不十分な融資または資本調達
- b. 顧客集中リスク
- c. 原料価格変動に関する非効率的なヘッジまたは投機、在庫過多リスク、労働力の非効率的利用および生産業務の中断
- d. 企業内外の詐欺行為の発見に関する不適切な内部統制
- e. 間違った事業戦略または業界動向予想の失敗
- f. 中間管理チームの不足または不適切性、および採用難
- g. 関連する為替レートの変化による競争力の変化

限定された投資機会

限られた魅力的な投資機会およびベトナム株式市場におけるベトナム国籍・外国籍両方の投資家による積極的な参加により、サブ・ファンドの潜在的利益は、株式の需要が供給を上回るために減じられる可能性があります。かかる状況の可能性は、旧国営企業の株式の売買の場合に特に高くなります。

また、サブ・ファンドは、投資機会が不十分である場合、サブ・ファンドが調達する資金の一部しか利用できない可能性があります。

競争力

ベトナムの国際化が進展しているため、同国内で運営を行う企業間の競争が高まっています。ベトナムの貿易体制の変化は、サブ・ファンドの投資対象の財務能力に悪影響を及ぼす場合があります。例えば、ベトナムが貿易障害を減じる場合、国内向け産業はより効率的な企業との激しい競争に直面する可能性があります。これらの変化の結果、サブ・ファンドの投資対象の価値は著しく減少する可能性があります。

為替レート

受益証券の純資産価格は米ドル建てで表示され、特に米ドルとベトナム・ドンとの間の外国為替レートの変化に従って変動します。サブ・ファンドへの受益者の投資は米ドル建てでなされ、サブ・ファンドは投資を行う前に米ドルをベトナム・ドン（またはベトナム国外での投資の場合はその他の外貨）に交換します。サブ・ファンドは、かかる投資からの収益および実現利益を分配する前に、ベトナム・ドン（またはその他の通貨）を米ドルに交換し直さなければなりません。為替レートの変動が、()純資産総額および受益証券の純資産価格、または()受益者が、サブ・ファンドの非米ドル建て投資から得た収益および実現利益を米ドル建てに交換した後に米ドル建てで受領する分配金に悪影響を及ぼさないとの保証はありません。1999年から2025年の期間におけるベトナム・ドンの米ドルに対する価値推移は下記のとおりです。

年	ベトナム・ドン / 米ドル
1999	14,029

2000	14,514
2001	15,083
2002	15,401
2003	15,642
2004	15,773
2005	15,918
2006	16,056
2007	16,017
2008	17,483
2009	18,479
2010	19,498
2011	21,034
2012	20,840
2013	21,095
2014	21,388
2015	22,485
2016	22,761
2017	22,698
2018	23,175
2019	23,173
2020	23,098
2021	22,826
2022	23,633
2023	24,269
2024	25,485
2025	26,298

通貨交換

サブ・ファンドの投資の大半はベトナム・ドン建ての証券に対して行われ、これらはベトナム・ドン建てで配当が支払われることが予想されます。投資運用会社は、受益者に分配を行うためベトナム・ドンを米ドルに交換し直す必要がありますが、現在、ベトナム・ドンは交換可能通貨ではありません。政府は、サブ・ファンドがハード・カレンシーを入手し得ることを保証しません。未上場企業に対する投資対象の売却に関し、ベトナムの首相決定第36号は、外国人投資家は、ベトナム法に基づき税債務を履行すれば、収益および実現利益をハード・カレンシーに交換でき、これを海外送金することができることを定めています。ただし、首相決定第36号および関連施行規則は、かかる送金に関する原則の概要の表明でしかありません。ベトナム国家銀行が、オフショア投資ファンドによるベトナム・ドンから外貨への交換手段の詳細を発表するまで、サブ・ファンドがかかる交換を行う際に交換が困難となる可能性があります。これには特別認可を要することが含まれることがあり、かかる認可を速やかに得られないか、または全く得られない可能性があります。交換の遅滞により、ベトナム・ドンがその他の通貨に対して値下がりすることに対するサブ・ファンドのエクスポージャーが高まります。

国内企業に対する投資可能性および制限および法律の変更

近年、プロの投資家が徐々に動きをみせているものの、ベトナム企業の証券への外国人投資家による投資は依然として様々なレベルで制限されています。国内未上場企業への投資は、特定の産業および分野でのみ可能です。その他の分野への投資には、首相の許可を要することがあります。ベトナムにおける法的枠組みの発展は、サブ・ファンドに対して投資機会を提示し、投資先企業の価値を減じます。法律がサブ・ファンドに有利に発展するとの保証はありません。

処分の制限

投資運用会社が投資対象を処分する能力およびかかる処分の時期および条件は、特定の場面に付き第一優先先買権により制限されるかまたは影響を受けることがあります。未上場企業が上場され

ない場合で、かつサブ・ファンドが株式を処分するために交渉による売買が必要となる場合、当該未上場企業のその他の株主が第一優先先買権を有する場合があります。

限られた流動性

サブ・ファンドがベトナムでの投資対象を処分することは、より発展した市場の投資家がこれを行うよりもはるかに困難である可能性があります。ベトナムの証券取引所は2000年7月に運営を開始したばかりで、他の地域の証券取引所より規制が強くなりがちであり、改善しているものの、依然として流動性は限られています。投資運用会社は、サブ・ファンドの資産を、ベトナムの証券取引所またはその他の取引所に株式を上場すると投資運用会社が考える企業に投資することを目指しており、これにより投資対象の換金の可能性が促進されます。ただし、株式が上場された場合に投資先企業の上場または流動性の保証が達成される保証はありません。サブ・ファンドが投資を終了するために交渉による売買が依然として要求される場合があります。

上場できなかった未上場企業の証券の売却は不可能な場合があります、可能な場合は、本来の価格以下または投資運用会社の認識において市場価格からの大幅な割引でのみ行うことができるにすぎないことがあります。

破産手続における資産の実現に時間と費用がかかる可能性

ベトナム破産法は、容易に実施されない場合があります。破産を宣告された場合、企業またはその債権者は自らの支払不能および破産状態を証明するのに十分な根拠を持たなければなりません。かかる判断がなされた場合、事業破産の解決のために二段階の破産手続が適用されます。第一段階は、破産宣告です。破産手続きの調整段階において企業の事業再編が不可能となった場合、手続は資産実現段階へ移ることになります。

したがって、投資先企業に関する破産手続は、サブ・ファンドが資本を回収する前に相当期間係属する可能性があります。サブ・ファンドは、投資先企業が破産するかまたはサブ・ファンドに対する義務を履行しない場合、破産またはその他の法律に基づく限られた償還請求対象資産しか有しないことがあります。

譲渡および決済リスク

新しい取引所であるため、ベトナムの証券取引所の譲渡・決済システムは、改善しているものの、その他の発展した市場に比べて進歩していない可能性があります。このため、サブ・ファンドは、証券および現金の回収、譲渡および処分の過程において、サブ・ファンドは盗難、損失、詐欺、破損および遅滞等、多くのリスクにさらされる可能性があります。また、ベトナムにおける所有権の登記手続は信用性がない場合があり、違法の可能性があります。ベトナムのブローカーおよび副保管人が、発展した市場慣行に従って機能しない可能性があります、サブ・ファンドはさらなるリスクにさらされる可能性があります。

信用リスク

サブ・ファンドが無担保ベースで取引相手の信用にさらされる場合には、その限度で、債務不履行が生じた場合に、取引相手の資産に対し原則として優先的請求権を有しません。取引相手に有担保債権者が存在する場合、有担保債権者はサブ・ファンドに優先して当該取引相手から弁済を受ける権利を有します。さらに、サブ・ファンドは債務不履行に陥った取引相手の資産の残余価値を他の無担保債権者と共有しなければならない可能性があります。そのため、サブ・ファンドが債務不履行に陥った取引相手に有している債権額を回収するとの保証はありません。

政治的リスク

サブ・ファンドの資産価値および投資の価値は、政府、政府官僚または政府方針の変更により悪影響を受ける可能性があります。かかる変更には、財政政策、税制、投資規制、投資評価、証券規制および外貨交換または本国送金の変更が含まれます。ベトナムは、投資家および投資先企業に対

する全体的な枠組みを改善する改革を数多く実施していますが、改革が継続するかまたは成功する保証はありません。政治的發展を期待することは困難であり、サブ・ファンドにより保有される投資先企業に様々な影響を及ぼします。

法制度

ベトナム経済に影響を与える法令規則は未だ草創期にあり、十分に発展していません。ベトナムの法制度は改善されつつあり、かつ政府は一層の法制改革を計画しているようですが、サブ・ファンドがベトナムにおいてその権利を法的手続により有効に執行し得る保証はありません。ベトナムの法制度が発展するにつれ、法令規則に矛盾やギャップが存在し、新しい法律および既存の法律への変更は外国人投資家に悪影響を及ぼす可能性があります。また、政府機関による法令規制の運用は相当の裁量によることがあります。さらに、司法制度は信頼性がないかまたは客観的でない場合があります。認知された法律上の権利を執行する能力が欠如している場合があります。投資家がより先進法域で投資を行えば投資家が期待できたと同じ程度の確実性はありません。

外国仲裁裁定書の承認および発効

ベトナムにおける外国裁判所の裁定の承認にかかる法的サポートが欠如しているため、当事者はしばしば紛争解決手段として外国の仲裁裁判所を選択します。ただし、特定の種類の契約に関し、ベトナムにおける外国仲裁裁定書の承認および執行にかかる法的基準が存在するものの、ベトナムの裁判所がかかる裁定書を承認し、執行した事例は少なく、サブ・ファンドはこの規定に依拠することはできない場合があります。取引相手との間に締結した契約に記載される外国仲裁の条項にかかわらず、成功する保証はありません。

税務上の不確実性およびその影響

現在、ベトナムの税法は発展途上です。税法の施行は、関連規制に定める僅かな事項により、関連する税務当局に応じて変化することがあります。様々な税務上の取扱いは受益証券の所有に関連しており、受益者の個別の状況によって変化することがあります。

サブ・ファンドがベトナムに投資した資産から得た配当およびキャピタル・ゲインについては、ベトナムにおいて、税金が課されることがあります。

会計、監査および財務報告基準

ベトナムの会計、監査および財務報告基準、実務および開示要件は、改善しているものの、先進国のそれらとは異なっています。そのため、投資運用会社が入手可能な情報は、先進国への投資に関するものよりも少ない可能性があります。

市場リスク

市場リスクは、金融資産の価値が時価の変動により変化するリスクです。時価の変動が個別資産に固有の要因によるものか、市場におけるすべての資産に影響する要因によるものかを問いません。サブ・ファンドは、そのすべての投資につき市場リスクにさらされます。2003年から2025年のベトナム株価指数（VN指数）の現地通貨での推移は下記のとおりです。

年	ベトナム株価指数（VN指数）	対前年比騰落率（％）
2003	166.94	-
2004	239.29	+ 43.3
2005	307.50	+ 28.5
2006	751.77	+ 144.5
2007	927.02	+ 23.3
2008	315.62	- 66.0
2009	494.77	+ 56.8
2010	484.66	- 2.0
2011	351.55	- 27.5
2012	413.73	+ 17.7
2013	504.63	+ 22.0
2014	545.63	+ 8.1
2015	579.03	+ 6.1
2016	664.87	+ 14.8
2017	984.24	+ 48.0
2018	892.54	- 9.3
2019	960.99	+ 7.7
2020	1,103.87	+ 14.9
2021	1,498.28	+ 35.7

2022	1,007.09	- 32.8
2023	1,129.93	+ 12.2
2024	1,266.78	+ 12.1
2025	1,784.49	+ 40.9

伝染病

COVID-19、SARS、鳥インフルエンザまたはその他の伝染病の流行は、経済活動の大幅な低下をもたらす可能性があります。ベトナムはSARS発生地の中心に近い国のひとつであり、かつ他の国に比べて鳥インフルエンザの症例数も多くなっています。COVID-19という感染力の強い新型コロナウイルス株の大発生は、世界保健機関によりパンデミック（世界的な大流行）として指定されました。COVID-19は世界中に広がり、企業および様々な国際法域が検疫、閉鎖、キャンセル、旅行制限などの制限を課しています。現時点では、世界的な事業中断の期間および関連する財務上の影響を合理的に見積もることはできません。

ベトナムの投資規制に関する情報

上場企業への投資規制

外国人投資家の株式所有総数は、上場企業について、49%が上限となります。銀行については、その株式が上場しているか否かに関わらず、外国人持株比率は30%、外国機関投資家については15%に制限されています。株価の変動は、ホーチミン証券取引所においては1日当たり7%、ハノイ証券取引所においては1日当たり10%に制限されています。

すべての取引は、現地のブローカーおよび現地の保管銀行で開設された取引口座および保管口座を通じて行われなければなりません。

未上場企業への投資規制

非上場未公開企業の外国人持株比率は、30%に制限されています。外国人投資家は、未上場企業株式の購入にあたり、現地の商業銀行に特別口座を開設し、かかる口座をベトナム国家銀行に登録しなければなりません。海外投資家は、株式の売買、配当金または利益分配の受領および利用、または海外送金のための外貨購入または未上場企業の株式の購入に関するその他の取引を目的とした金銭の譲渡を、かかる口座を通じて行われなければなりません。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、適用法ならびにサブ・ファンドの投資方針および制限を遵守することを保証するため、リスク管理およびコンプライアンスの手続を確立しました。かかる手続には、適用される投資限度および制限を遵守することに加えて、標準価格に対するポートフォリオの実績およびポートフォリオのリスク測定方法を定期的に監視することも含まれます。

サブ・ファンドは、ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行います。投資運用会社は、簡便法によりリスク管理を行い、各デリバティブ取引等の想定元本がサブ・ファンドの純資産総額を超えないように管理します。

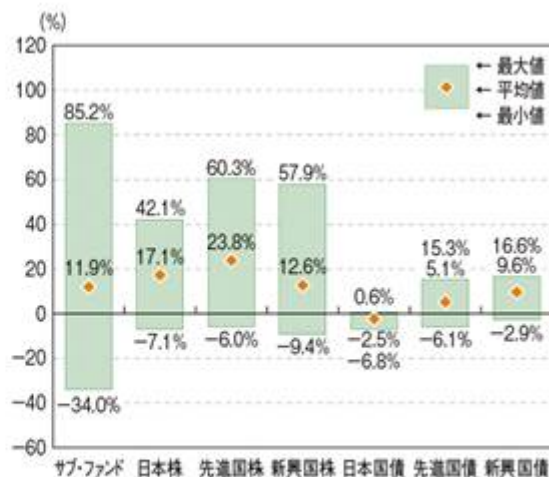
リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年2月～2026年1月の5年間におけるサブ・ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に
FC インベストメント・リミテッドが作成

課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は純資産価格と等しくなります。

サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。

サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

サブ・ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

各資産クラスの指数

日本株...TOPIX（配当込み）

先進国株...FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株...S&P 新興国総合指数

日本国債...ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債...FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債...FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されません。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として収受されるものです。

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
10,000口未満	3.30%（税抜3.00%、税0.30%）
10,000口以上50,000口未満	2.75%（税抜2.50%、税0.25%）
50,000口以上	2.20%（税抜2.00%、税0.20%）

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対し年率0.06%を上限とする報酬（但し、年間で30,000米ドルを下回らないものとします。）を受領する権利を有します。受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

受託会社はまた、サブ・ファンドの資産から、(a)純資産総額20百万米ドル以下の部分に対し、年率0.11%および(b)純資産総額20百万米ドルを超える部分に対し、年率0.10%で計算される管理事務報酬（但し、年間で72,000米ドルを下回らないものとします。）を受領する権利を有します。管理事務報酬は、ファンド資産の管理事務代行業務の対価として受託会社を通じて管理事務代行会社に支払われます。

上述の各報酬は、各評価日に発生し、実績報酬（以下に定義されます。）（もしあれば）控除前に計算されます。これらの報酬は毎月後払いで支払われます。

さらに、受託会社は、取引手数料およびサブ・ファンドの年次財務書類の作成に関する報酬を請求する権利を有します。取引手数料等は、受託会社を通じて管理事務代行会社に支払われます。

また、受託会社は、サブ・ファンドの登録事務代行業務に関して、年3,000米ドルを超えない額（毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。）も請求します。受託会社は登録事務代行業務に関して、受益証券の申込み・買戻しおよび受益者への分配（もしあれば）の手続きに関する取引手数料の支払いを受ける権利も有します。登録事務代行業務に関する報酬等は、登録事務代行業務の対価として受託会社を通じて管理事務代行会社に支払われます。

これらの報酬は、サブ・ファンドにより支払われます。管理事務代行会社の報酬は、本「受託報酬」に記載される上述の各報酬等から支払われます。

受託会社および管理事務代行会社は、以下の場合を含むがこれらに限定されない状況において、受託会社および管理会社の間または受託会社、管理事務代行会社および管理会社の間（場合によります。）で合意した額の追加報酬を受領する権利を有します。

- ・ 受託会社または管理事務代行会社による追加業務が必要となった場合

- ・ 英文目論見書、英文目論見書別紙 1 または信託証書の修正
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドの他の業務提供者のインフラ変更に伴い、受託会社または管理事務代行会社のインフラに変更が必要となった場合
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドのストラクチャーの変更に伴い、受託会社または管理事務代行会社の書類または業務に変更が必要となった場合
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドの終了

受託会社および管理事務代行会社の適正な立替費用はすべてサブ・ファンドが負担します。当該立替費用には、関連銀行取引維持管理費、銀行間振替費ならびに関連する通話料、郵送料、宅配料、ファクシミリ送受信料および印刷費を含みますが、これらに限定されません。

保管会社は、保管会社および受託会社の間で合意した料率等でサブ・ファンドの資産から報酬の支払いを受けます。保管報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として受託会社を通じて保管会社に支払われます。

保管会社は、以下の場合を含むがこれらに限定されない状況において、受託会社および保管会社の間で合意した額の追加報酬を受領する権利を有します。

- ・ 保管会社による追加業務が必要となった場合
- ・ 英文目論見書、英文目論見書別紙 1 または信託証書の修正
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドの他の業務提供者のインフラ変更に伴い、保管会社のインフラに変更が必要となった場合
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドのストラクチャーの変更に伴い、保管会社の書類または業務に変更が必要となった場合
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドの終了

副保管会社の任命に関するすべての報酬または手数料、当該副保管会社が負担する経費、ならびに保管会社の適正なすべての立替費用は、サブ・ファンドが負担します。当該立替費用には、関連銀行取引維持管理費、銀行間振替費ならびに関連する通話料、郵送料、宅配料、ファクシミリ送受信料および印刷費を含みますが、これらに限定されません。

2025年9月30日に終了した会計年度中の受託報酬は30,000米ドル、保管報酬および管理事務報酬（取引手数料等を含みます。）は228,581米ドル、登録報酬は3,000米ドルでした。

管理報酬

管理報酬は、ファンド資産の管理・運用業務の対価として管理会社に支払われます。

管理会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.09%の管理報酬を受領する権利を有します。この管理報酬は、各評価日に発生し、実績報酬（もしあれば）控除前に計算されます。管理報酬は毎月後払いで支払われます。

2025年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、22,649米ドルでした。

投資運用報酬

投資運用報酬は、ファンド資産の運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産総額（実績報酬（もしあれば）控除前）の0.8%に相当する報酬を、毎月後払いで受領する権利を有します。

2025年9月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、201,322米ドルでした。

また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いで支払われる実績報酬（以下「実績報酬」といいます。）を受領する権利を有します。ある暦四半期（以下「該当四半期」といいます。）に関する実績報酬は、該当四半期末における受益証券の純資産価格が該当四半期の各前四半期末における受益証券の純資産価格の最高値を超過した額の15%または当初発行価格100米ドルに、該当四半期中に発行されている受益証券の平均口数を乗じた額に相当します。サブ・ファンドの実績は、受益証券1口当たり100米ドルの当初発行価額について評価され、最初の暦四半期について按分されます。

該当四半期に関する実績報酬は、以下のとおり算定されます。

実績報酬 = (当該四半期末日の受益証券の純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 15% × 当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数

「当該四半期末日の受益証券の純資産価格」とは、当該四半期の最終評価日付けのサブ・ファンドの受益証券の純資産価格をいいます。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、各前四半期末付けの受益証券の純資産価格の最高値または100米ドルのいずれか高い方の額をいいます。

「当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数」とは、当該四半期中の各評価日において発行済みの受益証券口数の日々の平均をいいます。

管理会社は、投資運用会社の事前の同意をもって、実績報酬を放棄することができます。

ある評価日に受益証券の申込価格および買戻価格を算定する目的において、実績報酬はかかる評価日に発生しますが、実績報酬を決定するための当該四半期末における受益証券の純資産価格の算定においては、かかる発生額は無視されます。

2025年9月30日に終了した会計年度中の実績報酬はありませんでした。

代行協会員報酬および販売報酬

代行協会員報酬は、純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務の対価として代行協会員に支払われます。また、販売報酬は、口座内でのサブ・ファンドの事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として販売会社に支払われます。

販売会社は、サブ・ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産総額(実績報酬(もしあれば)控除前)の年率0.5%に相当する報酬を、毎月後払いで受領する権利を有します。また、代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの代行協会員の資格において、各評価日に発生し計算される純資産総額(実績報酬(もしあれば)控除前)の年率0.2%に相当する報酬を、毎月後払いで受領する権利を有します。

2025年9月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬および販売報酬は、それぞれ50,321米ドルおよび125,826米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサーおよびレポーティング・オフィサーの報酬

マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプティ・マネー・ロンダリング・レポーティング・オフィサーは、サブ・ファンドの信託財産から年間報酬を受領する権利を有します。

受託会社は、下記に掲げたものを含むもののこれらに限られないサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産からのみ支払います。

サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課

サブ・ファンドの組入証券に関わる取引について支払うべき通常の銀行取引手数料(かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは控除されます。)

券面印刷費、基本信託証書およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類(サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関する規制当局(各国の証券業協会を含みます。))に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。)の作成および/または提出および印刷費用

上述の規制当局の適用法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成し、かつ配布する費用

サブ・ファンドの受益者および実質上の受益者に対する公告の作成および交付費用

サブ・ファンドの受益証券のマーケティング費用(広告費用を含みます。)

合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用

当該手数料等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況および投資者がサブ・ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2025年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、117,433米ドルでした。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。))を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。))。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住

民税5%)の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンド、サブ・ファンドまたはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、ファンドに関する支払いに適用される二重課税回避条約は、いかなる国とも締結していません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

ファンドは、ケイマン諸島内閣の総督から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得または資本資産、収益もしくは価格上昇に対して科される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課すために爾後制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されないか、またはかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に適用されないとの保証を受領しております。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されません。

<サブ・ファンドが投資する証券に係る税金>

受託会社によりサブ・ファンドの勘定で実現される配当、利息およびその他収益ならびに証券の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、その収入原資の管轄区域において課される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合があります。様々な国に投資される資産の額および当該税金を削減するサブ・ファンドの適格性(もしあれば)が未知であるため、受託会社が関連するサブ・ファンドの勘定について支払う税率を予測することはできません。

<ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換>

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印しました(以下「US IGA」といいます。)。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。)を実施するための多国間協定に調印しました。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されました(以下「AEOI規則」と総称します。)。AEOI規則に基づき、TIAは、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負います。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義されます。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。

「報告金融機関」に該当するサブ・ファンド

AEOI規則により、「報告金融機関」に該当するサブ・ファンドについては、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」といいます。))を取得するために内国歳入庁(以下「IRS」といいます。))に登録すること、() TIAに登録し、これにより報告金融機関としての自らの地位をTIAに通知すること、() CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、() かかる報告対象口座に関する情報をTIAに報告すること、および() CRSコンプライアンス書面をTIAに提出することを義務付けられています。TIAは、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(例えば、米国報告対象口座の場合はIRS)に対し、TIAに報告された情報を自動的に送信します。

報告金融機関であり、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するサブ・ファンドは、FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「みなし遵守」しているとされ、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はありません。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドまたはサブ・ファンドへの支払に対して課されませんが、ファンドまたはサブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義されます。)とみなされた場合には、この限りではありません。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、FATCAその他の口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負いません。

「非報告金融機関」に該当するサブ・ファンド

各AEOI規則において利用可能な免除のうちの1つに依拠し、そのため各制度について「非報告金融機関」としての資格を有するサブ・ファンドについては、CRSに関連してTIAに対して、() CRSの下での立場および区分(依拠している関連する免除を含みます。)ならびに()主たる連絡窓口として任命された個人の詳細および非報告金融機関に関する主たる連絡窓口を変更する権限を有する第二の個人の詳細を通知する義務を除き、AEOI規則に基づきいかなる義務も有していません。

総則

あらゆるサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、当該サブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、サブ・ファンドのAEOI規則への遵守が投資者情報ならびに口座保有者および/または支配者の情報の開示につながる可能性があること、また、当該情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しもしくは買戻しおよび/またはかかる投資者の口座の閉鎖を含みますがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。TIAが公表した指針に従い、口座開設後90暦日以内に身元証明確認書類が取得できない場合、サブ・ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

(C) その他の法域

米国またはケイマン諸島以外の法域でサブ・ファンドにより認識された収益および一定のファンド証券に支払われる分配金は、当該法域において、税金が課せられることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	ベトナム	28,670,888.72	99.34
小計		28,670,888.72	99.34
現金・その他の資産（負債控除後）		190,002.43	0.66
総計（純資産総額）		28,860,891.15 (約4,435百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年 1 月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	株式数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC VND	ベトナム	銀行	787,542	2.00	1,575,775.45	2.72	2,139,977.29	7.41
2	PETROVIETNAM GAS JS VND	ベトナム	ガス	391,187	3.52	1,375,260.26	4.51	1,764,073.22	6.11
3	VINHOMES JSC VND	ベトナム	不動産	408,450	3.33	1,360,207.56	4.09	1,668,749.28	5.78
4	VIETNAM JS COMMERCIAL BK VND	ベトナム	銀行	1,058,237	0.99	1,049,162.48	1.49	1,580,523.55	5.48
5	MOBILE WORLD INVESTMENT CORP VND	ベトナム	小売	403,396	3.29	1,326,995.31	3.58	1,444,420.45	5.00
6	FPT CORP VND	ベトナム	電子装置	356,694	2.86	1,020,693.75	4.03	1,436,674.62	4.98
7	VIETNAM TECHNOLGICAL AND COM BANK VND	ベトナム	銀行	915,200	1.19	1,091,788.69	1.38	1,266,358.83	4.39
8	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK VND	ベトナム	銀行	1,110,129	0.38	424,277.94	1.05	1,163,827.67	4.03
9	VIETNAM PROSPERITY VND	ベトナム	銀行	1,062,233	0.87	921,623.84	1.08	1,146,368.24	3.97
10	PHUNHUAN JEWELRY JSC VND	ベトナム	アパレル	207,554	3.72	771,709.55	4.89	1,015,970.61	3.52
11	MASAN GROUP CORP VND	ベトナム	食品	304,200	5.22	1,588,677.98	3.24	984,883.41	3.41
12	GEMADEPT CORP VND	ベトナム	運輸	331,666	1.92	637,950.50	2.64	875,664.71	3.03
13	HDBANK JSC VND	ベトナム	銀行	802,469	0.50	403,360.07	1.09	875,308.26	3.03
14	BANK FOR INVESTMENT AND DEVELOPMENT VND	ベトナム	銀行	418,465	1.15	480,667.44	2.08	869,349.15	3.01

順位	銘柄	国名	業種	株式数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
15	DIGIWORLD CORP VND	ベトナム	電子装置	398,108	2.03	807,172.83	1.89	751,870.95	2.61
16	ASIA COMMERCIAL BANK VND	ベトナム	銀行	672,272	0.85	570,632.79	0.93	624,465.41	2.16
17	HOA PHAT GROUP JSC VND	ベトナム	鉄鋼	554,634	1.26	699,891.09	1.03	572,911.58	1.99
18	VIETNAM DAIRY PRODUCTS VND	ベトナム	食品	192,380	3.65	701,398.92	2.72	523,493.09	1.81
19	SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL VND	ベトナム	銀行	203,013	1.35	274,837.84	2.43	492,958.92	1.71
20	SAIGON BEER ALCOHOL BEVERAGE VND	ベトナム	食品	247,400	3.52	871,189.24	1.92	475,824.24	1.65
21	VIETNAM RUBBER GROUP LTD VND	ベトナム	化学	280,000	1.46	409,841.60	1.54	430,063.59	1.49
22	VINH HOAN CORP VND	ベトナム	食品	169,440	2.71	459,994.24	2.49	422,538.75	1.46
23	SSI SECURITIES CORP VND	ベトナム	証券	318,516	0.97	307,965.22	1.20	382,415.63	1.33
24	FORTUNE VIETNAM JSC BANK VND	ベトナム	銀行	226,714	0.34	77,974.24	1.61	363,948.28	1.26
25	VINCOM RETAIL JSC VND	ベトナム	不動産	306,000	1.33	408,392.87	1.16	356,184.24	1.23
26	VINGROUP JSC VND	ベトナム	不動産	59,582	2.09	124,265.90	5.42	322,654.50	1.12
27	KINHBAC CITY DEVELOPMENT VND	ベトナム	不動産	238,000	1.80	429,538.20	1.35	320,146.47	1.11
28	VIETNAM NATL PETROLEUM VND	ベトナム	エネルギー	117,460	2.25	264,795.98	2.27	266,656.16	0.92
29	PETROVIETNAM POWER CORP VND	ベトナム	エネルギー	497,800	0.50	251,001.70	0.53	263,817.69	0.91
30	BAOVIET HLDGS VND	ベトナム	保険	86,300	2.55	220,073.54	2.69	232,173.44	0.80

種類別投資比率（全銘柄）（2026年1月末日現在）

種類	投資比率（%）
株式	99.34
合計	99.34

業種別投資比率（全株式）（2026年1月末日現在）

業種	投資比率（%）
金融	40.37
不動産	10.79
一般消費財・サービス	9.28
生活必需品	8.61
資本財・サービス	7.71
情報技術	7.58
公益事業	7.44
素材	5.21
エネルギー	2.28
ヘルスケア	0.06
合計	99.34

【投資不動産物件】

該当事項ありません（2026年1月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2026年1月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記各会計年度末および2026年1月末日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第10会計年度末 (2016年9月末日)	33,920,586.51	5,212,237,323	153.64	23,608
第11会計年度末 (2017年9月末日)	28,485,937.17	4,377,149,106	165.66	25,455
第12会計年度末 (2018年9月末日)	31,766,459.25	4,881,234,128	190.24	29,232
第13会計年度末 (2019年9月末日)	29,986,900.79	4,607,787,175	181.68	27,917
第14会計年度末 (2020年9月末日)	23,992,916.16	3,686,751,497	158.16	24,303
第15会計年度末 (2021年9月末日)	36,403,938.36	5,593,829,168	246.93	37,943
第16会計年度末 (2022年9月末日)	27,501,841.65	4,225,932,988	198.07	30,435
第17会計年度末 (2023年9月末日)	26,317,227.71	4,043,905,210	202.21	31,072
第18会計年度末 (2024年9月末日)	27,654,256.22	4,249,353,011	233.00	35,803
第19会計年度末 (2025年9月末日)	26,603,233.40	4,087,852,844	244.90	37,631
2025年2月末日	25,011,017.86	3,843,193,004	219.60	33,744
3月末日	24,363,135.98	3,743,639,475	213.97	32,879
4月末日	22,086,236.52	3,393,771,104	194.14	29,832
5月末日	23,630,908.35	3,631,125,377	207.98	31,958
6月末日	24,250,655.88	3,726,355,783	216.96	33,338
7月末日	25,448,338.30	3,910,391,663	229.21	35,220
8月末日	27,876,703.90	4,283,534,321	255.29	39,228
9月末日	26,603,233.40	4,087,852,844	244.90	37,631
10月末日	26,218,395.66	4,028,718,677	244.14	37,515
11月末日	25,671,485.76	3,944,680,502	240.60	36,971
12月末日	26,350,577.06	4,049,029,671	247.83	38,082
2026年1月末日	28,860,891.15	4,434,764,534	273.52	42,029

(注) 会計年度末および中間期末の財務諸表において表示されている数値は、管理報酬、受託報酬およびその他費用がその発生時に費やされるものとして作成されることがあり、また、金融資産評価勘定について期末における公正価値を調整した数値が表示されることがあるため、募集目論見書に従って計算されている上記の純資産総額および純資産価格とは異なることがあります。

純資産総額および純資産価格の推移



【分配の推移】

該当事項はありません。（2026年1月末日現在）

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第10会計年度	35.99%
第11会計年度	7.82%
第12会計年度	14.84%
第13会計年度	- 4.50%
第14会計年度	- 12.95%
第15会計年度	56.13%
第16会計年度	- 19.79%
第17会計年度	2.09%
第18会計年度	15.23%
第19会計年度	5.11%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格（分配落の額）

収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配前の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次の通りです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第10会計年度 (自 2015年10月1日 至 2016年9月30日)	11,758 (11,758)	39,153 (39,153)	217,271 (217,271)
第11会計年度 (自 2016年10月1日 至 2017年9月30日)	3,370 (3,370)	48,682 (48,682)	171,959 (171,959)
第12会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	20,547 (20,547)	25,526 (25,526)	166,980 (166,980)
第13会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	15,829 (15,829)	17,758 (17,758)	165,051 (165,051)
第14会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	3,099 (3,099)	16,449 (16,449)	151,701 (151,701)
第15会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	12,760 (12,760)	17,036 (17,036)	147,425 (147,425)
第16会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	4,123 (4,123)	12,701 (12,701)	138,847 (138,847)
第17会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	1,456 (1,456)	10,154 (10,154)	130,149 (130,149)
第18会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	2,932 (2,932)	14,395 (14,395)	118,686 (118,686)
第19会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	1,308 (1,308)	11,364 (11,364)	108,630 (108,630)

(注) () の内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

申込み

受益証券は各取引日に関係取引日付で計算された純資産価格と等しい価格で適格投資家に対し発行されます。

（注1）「適格投資家」とは、（ ）米国の市民もしくは居住者、米国内で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立された、もしくは米国内に存続する法人、信託、もしくはその他の法的主体、（ ）ケイマン諸島に居住し、または拠点を置く者（慈善目的の信託もしくは慈善団体、またはケイマン諸島の免税会社もしくは非居住会社を除きます。）、（ ）適用ある法律に違反することなく受益証券を購入または保有することができない者、（ ）E E A投資家、または（ ）上記（ ）ないし（ ）に記載される個人、法人、もしくは法的主体のための保管者、ノミニー、もしくは受託者、のいずれにも該当しない個人、法人、もしくは法的主体をいいます。

（注2）「E E A投資家」とは、E E A（欧州経済領域）に居住し、または登録事務所を有する個人、会社または法人をいいます。

手続き

受益証券の申込者は、管理事務代行会社が、受益証券の申込みのための申込者用の投資家口座を開設できるようにするために、記入済みの口座開設申込書とともに関係する情報および関係する申込者の身元確認書類、ならびに管理事務代行会社が請求する場合には買付金の資金源の詳細を、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFの様式によります。）または管理事務代行会社が事前に同意したその他の電磁的方法により提出しなければなりません。これらの要件の詳細は、下記の「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策」に記載されています。

一旦管理事務代行会社が申込者に対して投資家口座が開設された旨の確認書を提供すれば、申込者は、申込書を提出することにより、受益証券の申込みをすることができます。管理事務代行会社が、取引締切時間（関係取引日の午後4時30分（東京時間）。以下「取引締切時間」といいます。）までに申込書を受領できない場合は、申込書受領後の翌取引日まで申込みを保留し、受益証券は当該取引日に該当する申込金額で発行されます。ただし、管理事務代行会社は、その裁量および管理会社への前もっての通知により、取引締切時間後であるが関連する取引日に関連する評価日の評価時点前に受領した申込書を受領することができます。

申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設に関する確認書を受領する前に管理事務代行会社が受領した申込書については手続が進められないことに留意すべきです。その場合、申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設の確認書を受領した後に新たな申込書の作成および提出を求められることとなります。投資家口座開設の確認前にサブ・ファンドの集金口座（管理事務代行会社によって管理される口座であって、（ ）サブ・ファンドの投資者からの申込金の受領、ならびに（ ）サブ・ファンドの受益者に対する買戻金および/または分配金の支払いに用いられるものをいいます。（以下「集金口座」といいます。））で受領された申込金が拒絶され、申込者は、追加の銀行手数料の負担を求められる可能性があります。

投資家口座開設の確認書が受領され、申込書が管理事務代行会社に交付された後、受益証券の申込みのための決済資金は、申込決済期限（当該取引日から起算して6ファンド営業日目の日、または特別の場合に管理会社が決定するその他の時点。以下「申込決済期限」といいます。）までに、サブ・ファンドの集金口座に受領されるものとします。申込書および/もしくは決済資金が申込決済期限までに受領されなかった場合は、申込みは、申込書および決済資金受領後に適用される翌取引日まで保留され、受益証券は当該取引日に適用される申込金額で発行されます。

各申込書には、申込金額の合計または受益証券の口数等を明記しなければなりません。関連する申込金は、米ドルで支払われなければなりません。

申込みの全部もしくは一部を拒絶しまたは受け付けるか否かは、管理会社の単独裁量によりま
す。受け付けられた申込みに関して支払われた申込金は、受益証券に投資されるまでは利益を生じ
ません。拒絶された申込みに関して受領された金額は、利息を付さず、適用ある銀行の手数料を差
し引き、関係書類と共に投資予定者のリスク負担において返還されます。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができません。受益証
券が発行された場合、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行します。

受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は、かかる受益証券の申込者が関連する取引日後
まで受益者名簿に記載されない場合であっても、関連する取引日の営業時間終了時点を効力発生日
として発行されたものとみなされます。申込者により支払われた受益証券の申込金は、適用ある場
合、関連する取引日以降、サブ・ファンドの投資リスクにさらされることとなります。

管理会社は、受託会社の事前同意を得た上で、随時、特定の期間中または管理会社が別段の決定
をする時点まで、受益証券を発行しないことを決定することができます。かかる期間においては、
受益証券の申込みを行うことはできません。

サブ・ファンドのために集金口座で保有（サブ・ファンドに対する投資前または受益証券の買戻
しもしくはサブ・ファンドからの分配金に関する投資者に対する支払いの前の保有を含みます。）
されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム（以下「集金口座キャッ
シュ・スイープ・プログラム」といいます。）の対象となる可能性があります。集金口座キャッ
シュ・スイープ・プログラムには、かかる金銭を少なくともS & P、ムーディーズまたはフィッ
チによる「A」以上の信用格付を有する第三者たるカウンターパーティー（以下「集金口座キャッ
シュ・スイープ・カウンターパーティー」といいます。）における単一または複数の顧客共同口
座に預託することが含まれます。投資者は、集金口座キャッシュ・スイープ・プログラムの結果
として、投資者が集金口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンター
パーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの説
明は、前記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因」、「カウンターパー
ティー・リスク」と題する項目に記載されます。

純資産総額の算定が停止されている期間中は、受益証券の発行は実施されません。

受益証券の券面は発行されません。

最低投資額

申込者一名当たりの最低投資額は、受益証券10口とします。

不適格申込者

口座開設申込書において、受益証券の各申込予定者（適用ある場合、共同保有者を含みます。）
は、特に、自らが適格投資家であり、かつ、適用ある法律に違反せずに受益証券を取得および保有
することができることを表明および保証することが求められます。

サブ・ファンドが本来であれば負担することのない納税義務を負担するかまたはサブ・ファンド
が本来であれば被ることのないその他の金銭的不利益を被る結果となると受託会社が考える状況に
おいては、いかなる者に対しても受益証券の募集、発行または譲渡を行うことができません。

受益証券の申込者は、口座開設申込書において、特に、サブ・ファンドに対する投資のリスクを
評価する金融に関する知識、専門性および経験を有すること、サブ・ファンドが投資対象とする資
産への投資に内在するリスクおよびかかる資産が保有および/または取引される方法について認識
していること、ならびにサブ・ファンドへの投資金全額の損失に耐え得ることを証明しなければな
りません。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条項で表明および保証を行わなければな
りません。

受益証券の形態

すべての受益証券は、記名式受益証券とします。受益者の権利は、受益証券券面ではなく、受益
者名簿への記載により証明されます。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登
録することができます。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、あらゆる
取引（かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含みますが、これらに限られませ

ん。)に関して、共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を管理事務代行会社に付与することが求められます。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、申込者に対して購入申込者自身の身元、実質的所有者/支配者の身元（適用ある場合）および資金源を確認するための証拠資料の提供を要求します。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含みます。）の対応を適切な者に委託することもでき、受託会社は管理事務代行会社に同様の対応を委託しています。

管理事務代行会社は、アイルランド籍の会社であり、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規制（随時改正済）に従います。

アイルランドの2010年から2018年の刑事裁判（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策）法（以下「刑事裁判法」といいます。）により、受託会社および管理事務代行会社は、すべての受益者の身元および住所ならびに場合によっては受益者が代理で受益証券を保有する実質所有者の身元および住所を証明する方法を含む、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク評価および適切な措置を講じる義務を課されています。受託会社は、刑事裁判法に従い各受益者の本人確認のために必要な文書を取得するため、管理事務代行契約の条件に基づき管理事務代行会社を任命しました。リスクに基づく手法の適用により、一定の状況において、管理事務代行会社が一定のタイプの投資者（例えば、公的要人またはその他のハイリスク・カテゴリーに該当すると査定された投資者）について、強化された顧客デュー・ディリジェンスを適用することが求められます。管理事務代行会社は、顧客、顧客に代わって行動する者および実質的所有者の特定および確認に関して、刑事裁判法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に効果的に対処するため、また、刑事裁判法第33条第1項に従い、管理事務代行会社は、次の場合にその顧客および関係する場合には実質的所有者を特定し、確認しなければなりません。

- ・サブ・ファンドに関して受益者と受託者の間に取引関係が成立する前
- ・一時的な取引やサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更された場合

管理事務代行会社は、管理事務を行うサブ・ファンドの受益者を特定し、確認することが求められます。受益者は、取引関係の開始に先立ち、関連するマネー・ロンダリング防止文書を提供することが義務づけられています。

管理事務代行会社は、継続的なデュー・ディリジェンスを実施することを要求することができ、したがって、管理事務代行会社は受益者または実質的所有者の身元を確認するため、必要に応じて追加情報を随時請求する権利を有します。

受託会社は、管理事務代行会社に、申込者の身元と住所を確認するのに必要と管理事務代行会社が判断する情報と文書を申込者に請求する権限を与えています。規制を受けた仲介業者を通して募集を行い、仲介業者がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規制を有すると適用法によって認められた国で活動している場合、管理事務代行会社は、そのような投資者に対して簡易な顧客デュー・ディリジェンスを適用する権利を有し、または購入予定者に関して規制を受ける仲介業者からの書面による表明に依拠することができますが、マネー・ロンダリング防止目的のために投資者の継続的なモニタリングを実施しなければなりません。

サブ・ファンドの受益証券の購入を希望する投資予定者に要求される文書の詳細（本人確認文書の種類を含みます。）は、口座開設申込書に概説されています。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の身元確認または検証の目的のために追加で必要な文書または情報について、投資予定者に通知します。

申込者とその身元確認のために管理事務代行会社から要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、管理事務代行会社は、投資家口座の開設を拒否するか、または取引の実施の許可を拒否する

ことができます。投資予定者は、投資者が管理事務代行会社に第三者の身元を確認するための上記のような情報を提供しない限り、第三者の口座に対する買戻代金または分配金の支払が行われないことに特に留意しなければなりません。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまで、投資家口座を開設する立場になく、そのような状況下では、マネー・ロンダリング防止要件が満たされ申込者がその投資家口座が開設された旨の確認を受けるまでは、管理事務代行会社は、申込書および関連するサブ・ファンドの集金口座で申込金を受け取ることはできないことに留意ください。管理事務代行会社が申込者の身元確認に成功し、申込者に対して投資家口座が開設された旨の確認書を提供すると、申込者は、記入済の申込書および決済資金が受領された翌取引日に、関連するサブ・ファンドの受益証券の購入を申し込むことが許可されます。

管理事務代行会社による申込者の身元確認のために必要とされた情報および書類を申込者が提供しなかった場合、受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が受託会社もしくは管理事務代行会社が適用ある法令もしくは規則を遵守するために必要もしくは適切であると判断した場合、受託会社または受託会社を代理する管理事務代行会社が、第三者（または投資者以外の者の名義の口座）から申込金が提供されたと判断した場合に、当該申込者の申込みの処理が拒否されたことまたは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとします。

C I M Aは、随時修正および改正されるマネー・ロンダリング防止規則（改正済）への受託会社の違反、または違反に同意または黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたファンドの受託会社または従業員に対して、ファンドに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有します。かかる行政上の罰金がファンドにより支払われる範囲において、ファンドは、当該罰金および関連手続きの費用を負担します。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「F R A」といいます。）に対して、または、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負います。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされません。

申込者は、申込みにより、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネー・ロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理としての管理者による情報の開示に同意するものとします。

データ保護法

ケイマン諸島のデータ保護法（改正済）（随時改正されます。）（以下「D P A」といいます。）は、ケイマン諸島政府により2017年5月18日に制定され、2019年9月30日に効力が生じています。D P Aにより、国際的に認められたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要件を導入しています。受託会社は、D P Aにおけるデータ管理者とみなされます。

一般データ保護規則（規則2016/679）により導入されたE Uデータ保護制度（以下「G D P R」といい、D P Aとあわせて「データ保護規則」といいます。）は、欧州経済地域（以下「E E A」といいます。）のデータ・プライバシーを管理する法律上の要件を規定しています。ファンドおよび各サブ・ファンドは、E E Aで設立されておらず、またE E Aに住所または居所を有する個人に

販売されていないため、GDPRの適用対象には含まれません。管理事務代行会社は、EEA内で設立された事業体であるため、GDPRの適用対象に含まれます。

管理事務代行会社は、受託会社および管理会社の依頼によりファンドによるマネー・ロンダリング防止/本人確認義務履行の目的で、受託会社の依頼により投資者の個人データ処理に従事してきました。管理事務代行会社は、受託会社および管理会社に代わってデータを処理しているため、データ保護規則上のデータ処理者に分類されます。

投資予定者は、関連するサブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および/またはその委託先との関連するやり取り（口座開設申込書の記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含みます。）の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人または受益者の社員）の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および/または委託者に対しデータ保護規則の意味の範囲内における個人データを構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきです。

個人情報には、投資者および/または投資者に関連する個人に関する以下の情報が含まれます。

氏名、住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、税務ID、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源詳細および投資者の投資活動に関する詳細。

受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの委託先および代理人と個人データを共有することができます。

受託会社（データ管理者として）もしくは管理事務代行会社（GDPRに基づく自らの権利においてデータ処理者もしくはデータ管理者として）または適切な権限委譲を受けた者（適用ある場合）によるケイマン諸島からのまたはEEA外への個人データの移転について、必要な場合データ保護規則に規定された条件に従い適切な安全措置が講じられます。

一定の限定された文脈において、管理事務代行会社は、法的・規制目的および正当なビジネス目的の下で、（法律上の義務に基づいて）マネー・ロンダリング防止法令上の、自らの義務を遵守するのに必要な範囲において、関連するサブ・ファンドに関して受託会社との契約の結果得られた個人データのGDPR上のデータ管理者として分類される可能性があります。このような限定的な状況には、あるファンドにおいて、管理事務代行会社がマネー・ロンダリング防止目的をクリアするために取得した個人データを、管理事務を行う別のファンドにおいて、同じ投資者のマネー・ロンダリング防止目的のクリアのために使用する場合が含まれます。

かかる特定の許容される個人データの使用に関して、管理事務代行会社は、GDPRに基づくデータ管理者のすべての義務を負います。管理事務代行会社は、管理事務代行会社がデータ管理者の職権を行うGDPR上のデータ主体に付与されたすべての権利が、当該データ主体のみにより管理事務代行会社に対して直接行使可能であることを認識しています。

疑義を避けるために、管理事務代行会社は一定の限定された文脈において、GDPRに基づく権利においてデータ管理者として行為するのみであり、DPAに基づくファンドのデータ管理者として行為するものとみなされるべきではありません。

受託会社および管理事務代行会社は、データ保護規則に基づくそれぞれのデータ保護義務および投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に係る権利を概説した書類（以下「プライバシー通知」といいます。）を準備してきました。プライバシー通知は、申込手続きの一部であり、すべての投資者は入手可能です。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の各日に同書第一部証券情報に従って取扱いが行われます。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

各受益者は、サブ・ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、各ファンド営業日、または、管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する日(以下「買戻日」といいます。)に実施されます。

受益者は、買戻期限(関連する買戻日の午後4時30分(東京時間)。以下「買戻期限」といいます。)までに管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリもしくは電子メール(署名済のPDFファイルの様式によります。)または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により記入済の買戻請求書を送付しなければなりません。

管理事務代行会社が、買戻期限までに買戻請求書を受領できない場合は、翌買戻日まで買戻請求を保留し、受益証券は関連する買戻日における買戻価格で買い戻されます。

買戻請求が受理された場合、受益者が受益者名簿から抹消されたか否か、買戻価格が決定もしくは支払われたか否かにかかわらず、受益証券は関連する買戻日の営業時間終了時点に買戻されたものと取り扱われます。したがって、そのような立場の受益者は、関連する買戻日以降、買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが支払われていないあらゆる分配金を受領する権利(いずれも買い戻された受益証券に関するものに限られます。)を除いて、受益証券に関して基本信託証書および補遺信託証書から生じるあらゆる権利(サブ・ファンドに関して、通知を受領し、あらゆる集会に出席し議決権を行使する権利を含みます。)を行使することはできません。かかる買戻請求中の受益者は、買戻価格に関してサブ・ファンドの債権者となります。倒産手続きにおいて、買戻請求中の受益者は、一般債権者に劣後しますが受益者には優先します。受益者は、当初の購入に関して資金が受領された決済済みの受益証券についてのみ買戻請求を行うことができます。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、電子メールまたはファクシミリによって送付された買戻請求書が管理事務代行会社によって受領されない結果生じた損害について責任を負いません。買戻請求書には、買い戻す受益証券口数を記載するものとし、当該受益証券は、下記の規定に基づき、関連する買戻日の純資産価格で買い戻されます。受益者は、受益証券の買戻しを請求するために、買戻請求書に代えて、管理事務代行会社より申込・買戻注文書入手し提出することができます。

買戻価格

受益証券の買戻価格は、関連する買戻日における受益証券の純資産価格とします。買戻手数料は、かかりません。

決済

買戻金額は、必要事項が記載された買戻請求書および適用あるマネー・ロンダリング防止に関するすべての書類を管理事務代行会社が受領した日から起算して通常6ファンド営業日以内に、当該受益者の口座宛てに米ドル貨で電信送金することにより支払うものとします。

純資産総額の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しは実施されません。

受益証券について支払われる買戻代金が、買戻しが行われた買戻日から5年間請求されなかった場合、かかる買戻代金は没収され、サブ・ファンドに返還されます。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社との協議の上、(a)当該受益者が継続して受益証券を保有すれば、サブ・ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者が受益証券を保有することから、もしくはそれに関連して、サブ・ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、(b)少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者の受益証券の全部もしくは一部を強制的に償還することができます。

(口) 日本における買戻し手続等

日本における投資者は、各取引日でありかつ日本における販売会社の営業日に販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社および保管銀行に対し受益証券の買戻しを請求することができます。買戻代金の支払は口座約款に定める方法によります。日本における買戻請求の受付時間は、原

則として、午後2時までとし、日本における販売会社または販売取扱会社によっては、状況により、異なる買戻請求受付時間を定めることがあります。

受益証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理事務代行会社および保管銀行を通じて管理会社を買戻請求を受領した評価日における純資産価格とし、買戻代金は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、円貨または外貨で、支払われるものとし、受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、信託証書および本書の規定に従い、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。評価時点とは、各評価日における関係市場の営業終了時または管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する時点をいいます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産総額につき、当該サブ・ファンドの資産総額から当該サブ・ファンドの負債総額を控除して決定します。純資産総額に関連する当該決定は、管理会社の助言により、投資対象の価値に対する適正な発生、引当および減少を繰り入れた上で、受託会社によりなされます。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で分配されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する(当該外国通貨に換算された)当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

受託会社が管理会社または投資運用会社と協議した上で別途決定した場合または本書に別途開示される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い算出されます。

証券取引所に上場され、または取引されている有価証券は、関係する評価日における関係する市場の公式終了前の最終取引価格で評価され、当該日に取引がない場合は、最後に入手した取引価格で評価されます。特定の有価証券に関して複数の証券取引所で価格が入手可能な場合は、当該有価証券の主要市場を構成する証券取引所または受託会社が管理会社と協議した上で当該有価証券の評価額を算定する上で最も公平な基準を提供していると判断する証券取引所の最終取引価格とします。証券取引所が閉鎖されている場合、当該証券取引所に上場され、または取引されている有価証券は、証券取引所が閉鎖される前の取引日における最終取引価格で評価されます。

証券取引所に上場され、または取引されているものの、証券取引所の価格が代表的な価格でないか、または価格が入手できず、上場されていない有価証券は、投資運用会社または当該目的のため受託会社が投資運用会社と協議した上で任命した適格者がその原価、当該証券の最近の取引の実行価格、発行済の当該証券の総額に係る保有額および評価に対するプラスまたはマイナスの調整を検討する際に投資運用会社が適切とみなすその他の要因を考慮して慎重に予想した実現見込額にて、誠実に評価されます。

証券取引所に上場されていないか、または取引されていない有価証券は、受託会社が投資運用会社と協議した上で任命し、受託会社が当該目的のため承認した株式ブローカーまたはその他の適格者が慎重かつ誠実に予想した実現見込額にて評価されます。

証券取引所または市場で取引されているデリバティブ商品は、適用ある証券取引所または市場の決済価格で評価されます。当該価格が入手できない場合、当該目的のため受託会社が投資運用会社と協議した上で任命した適格者が慎重かつ誠実に予想した実現見込額とします。証券取引所または市場で取引されていないデリバティブ商品は、取引相手および/または価格情報提供者から入手した最新の評価額に基づき評価されます。

集合投資スキームへの投資は、集合投資スキームの株式または受益証券の最新の入手可能な純資産総額で評価されます。集合投資スキームについて管理事務代行会社が採用する価格の優先順位は、降順に以下の通りです。

- (1) 関係する集合投資スキームの管理事務代行会社からの最終価格
- (2) 集合投資スキームの投資先の関係する投資運用会社からの最終価格
- (3) 関係する集合投資スキームの投資先の管理事務代行会社が決定した予想価格
- (4) 関係する投資先の投資運用会社が決定した予想価格
- (5) 過去の最終価格

予想価格が使用される場合、関係するスキームの純資産総額にその後変動があったとしても、当該価格は最終的なものであるとします。

為替先渡予約は、関係する評価日の時点で新たに引き受け可能な同規模および同満期の為替先渡予約の価格を参考にして評価されます。

預金は額面価格に経過利息を加算して評価されます。コマーシャル・ペーパーおよび短期国債は、額面価格に経過利息を加算して評価されます。

確定利付証券は、信頼できるベンダーから提供される実現可能価格を用いて最良の予想価格で評価されます。報告された取引価格、ブローカー/ディーラーの相場価格、ベンチマーク・イールド、発行体のスプレッド、買付、募集およびその他の参照データといった基本変数(を含むことがあります、それに限りません。)を使用した評価額を決定するため、当該価格にはマトリックス手法を適用します。利息は有価証券を取得した日から発生します。当該価格が入手できない場合、かかる有価証券は中間市場の終了価格で評価されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されている(投資対象または現金などの)評価額は、特に受託会社が関連すると判断するプレミアムまたはディスカウントおよび交換費用を考慮した上で、受託会社が投資運用会社と協議の上、関係する評価時点に適用されていると見なす(公定レート等の)レートで基準通貨に換算されます。

上記に定める評価方法に従って、特定の資産を評価することが不可能な場合、受託会社は当該資産を適切に評価するために、他の一般に認められた評価方法を採用することができます。

受託会社またはその受任者たる管理事務代行会社は、関連するサブ・ファンドの投資運用会社と協議の上、資産の価値をより正確に反映し、良好な会計慣行に合致していると判断する場合、他の評価方法の使用を許可することができます。受託会社は、各サブ・ファンドの純資産総額の算定および関係する裁量権の行使を管理事務代行会社に委託しています。

上記の規定にかかわらず、投資対象の価格を計算する際に、受託会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量において決定した自動価格通報サービスに依拠することができます。自動価格通報サービスから価格を入手できない投資対象については、受託会社または管理事務代行会社はその絶対的な裁量において、他の適切な独立した情報源、独立ブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介機関もしくは第三者が提供した情報を使用することができます。受託会社および管理事務代行会社は、上記の自動価格通報サービス、独立した情報源、独立ブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介機関または第三者が提供した情報の不正確性に起因する投資対象の価格計算の誤りを理由とする損失に関して、一切責任を負わないものとします。

投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で上記の価格通報サービスを使用して評価することができない店頭取引デリバティブ商品(「OTCデリバティブ商品」)に投資する場合、投資運用会社は、関連する純資産総額に組み込むため、OTCデリバティブ商品に関する取引の全ての取引相手が管理事務代行会社にOTCデリバティブ商品の評価額を提供することを確保する責任を負います。関連する純資産総額を算出する目的のため、受託会社および管理事務代行会社は、OTCデリバティブ商品の取引相手から受領したデータまたは評価額に全面的に依拠することができ、当該データまたは評価額の正確性または当該評価額がOTCデリバティブ商品の正味実現可能価値であることを検証する責任を負わないものとします。

サブ・ファンドの勘定で受領したあらゆる担保は、取引の相手方による債務不履行がない限り、サブ・ファンドの資産として扱われず、したがって、各サブ・ファンドの純資産総額の計算から除かれます。

サブ・ファンドの当該時点における現金およびその他の資産の価格ならびにサブ・ファンドの純資産総額の全ての決定は悪意ない限りサブ・ファンドの全ての受益者にとって最終的なものであり、受託会社は悪意ない限り第三者により提供された評価に依拠することについて完全に免責されます。

上述の評価規定がシンガポールで一般的に認められている会計基準から乖離している限り、かかる規定の適用により算出される評価を調整するために評価値の調整についての注記を各サブ・ファンドの年次報告書に記載する必要はありません。サブ・ファンドの純資産総額が年次報告書の作成において調整されない場合、シンガポールで一般的に認められている会計基準との不一致を原因として、会計監査人が不一致の重要性の性質および程度に基づきかかる年次報告書に限定意見を付記することがあります。

なお、上述の記載にかかわらず、投資者は、特定の評価日（以下「関連評価日」といいます。）に取引された外貨取引を除く取引（以下「関連取引」といいます。）は、当該関連評価日における純資産総額の計算に組み入れられないことがあり、当該関連取引は、関連評価日の翌評価日の純資産総額に初めて組み入れられることがあることに留意すべきです。したがって、評価日時点のファンド証券を購入する投資者は、当該評価日における関連取引が当該評価日時点の純資産総額および純資産価格の計算に組入れられる場合に比べて、より多くまたは少なく支払うことがあります。同様に、評価日時点にファンド証券を買戻す投資者は、当該評価日における関連取引が当該評価日時点の純資産総額および純資産価格の計算に組入れられる場合に比べて、当該ファンド証券の買戻しから買戻代金をより多くまたは少なく受取ることがあります。

純資産総額の決定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額（および純資産価格）の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合

管理会社はまた、受託会社と協議の上、当該サブ・ファンドの純資産総額または当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格または当該サブ・ファンドの受益証券の償還価格、買戻価格もしくは申込価格を決定するのに通常用いられる手段のいずれかが使用不能となっている期間またはその他の理由で上記のいずれかの価額もしくは価格または当該サブ・ファンドの信託財産の資産価格が速やかにかつ正確に決定することができない期間の全体または一部にわたり、サブ・ファンドの純資産総額の決定を中止することができます。

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できる限り早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の決定が停止している期間は、受益証券の発行、買戻および名義書換は一切行われません。

さらに受託会社または管理会社は、マネー・ロンダリング規制およびサブ・ファンド、管理会社またはサブ・ファンドの管理事務代行会社に適用される規則を遵守するために、当該受益者に支払われるべき買戻し代金の支払いを中止することが必要であると判断した場合には、受益者に対する書面の通知により、買戻し代金の支払いを中止することができます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されません。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高証明書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、下記「(5) その他 (イ) ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、基本信託証書の日付から150年間継続します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年9月30日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合
- (b) 受益者集会において決議された場合
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合
- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算が開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算が開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (f) サブ・ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてサブ・ファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない(もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる)法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合

また、上述の方法により事前に解散されない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。

- (g) 2106年9月30日の到来
 - (h) 純資産総額が500万米ドル未満または50億米ドル超となり、かつ管理会社が受託会社と協議した上でサブ・ファンドを解散することを決定した場合
 - (c) 管理会社が受託会社の事前の同意を得てサブ・ファンドを解散することを決定した場合
- サブ・ファンドが解散される場合には、管理会社は、すべての受益者に対し、サブ・ファンドが解散されたことおよび適用のある法令により要求されるその他の事項につき、速やかに公告・

通知しなければなりません(または、管理会社は、日本における販売会社にこれらの公告・通知をさせなければなりません。)

上述の方法でサブ・ファンドが解散される場合、管理会社は、サブ・ファンドの投資対象、不動産およびその他の資産を換金するものとします。サブ・ファンドの最終監査後、すべての負債を完済するか完済するために十分な引当金を確保し、また解散により生じた費用のために十分な引当金を確保した後で、受託会社は受益者に対して換金によって得られた資金を、サブ・ファンドの終了日時点におけるそれぞれの持分に比例して(受託会社が正当に要求することのできる、受領権限についての証拠(もしあれば)の提示により)配分するものとします。

(ロ) 信託証書の変更

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、管理会社と受託会社の間で締結される信託証書により、設定されました。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有します。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望ましいです。本書と信託証書の間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理会社および受託会社の営業所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができます。

受益者に対する30日前の書面による通知(受益者決議により放棄されることができません。)により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の追補に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。

(ハ) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されます。

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、イギリスの法律に準拠し、同法により解釈されます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用会社は、以下の場合に管理会社に対して書面により通知することによりその任命を終了することができます。

- (a) 90日前までに通知を行った場合
 - (b) 管理会社が契約上の義務の重大な違反を犯し、（当該違反が修復可能な場合において）投資運用会社により送達された当該違反の改善を要求する通知を受領してから30日以内に当該違反を改善しない場合
 - (c) 投資運用会社において当該業務を行うことについての法律の認可が失われた場合
- 管理会社は、以下の場合に投資運用会社の任命を終了させることができます。
- (a) 60日前までに通知を行った場合
 - (b) 投資運用会社が契約上の義務の重大な違反を犯し、（当該違反が修復可能な場合において）投資運用会社により送達された当該違反の改善を要求する通知を受領してから30日以内に当該違反を改善しない場合
 - (c) 投資運用会社において当該業務を行うことについての法律の認可が失われた場合

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。従って販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。

これら日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

- () 分配金請求権
受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有しません。
- () 買戻請求権
受益者は、上記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（口）日本における買戻し手続等」の規定に従ってファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。
- () 残余財産分配請求権
サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。
- () 損害賠償請求権
受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。
- () 議決権
受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、
- 受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとします。
- 定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。
- いずれの集会においても、受益者総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、
- (2) 【為替管理上の取扱い】
日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。
- (3) 【本邦における代理人】
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、
- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大西 信治
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . 本書記載のFCグローバル ベトナムファンド（以下「本ファンド」といいます。）の2025年9月30日終了年度および2024年9月30日終了年度の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」といいます。）は、シンガポール財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の適用によるものです。
- b . 本書記載の2025年9月30日終了年度および2024年9月30日終了年度の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等を行います。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受け、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みません。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 邦文の財務書類には、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル = 153.66円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財政状態計算書

2025年9月30日現在

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金及び現金同等物	7	495,850	76,192	382,168	58,724
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産	8	26,106,707	4,011,557	27,264,348	4,189,440
未決済投資		79,764	12,257	-	-
未収金	9	110,668	17,005	161,465	24,811
ブローカーに対する債権	10	-	-	38,330	5,890
資産合計		26,792,989	4,117,011	27,846,311	4,278,864
持分					
受益者に帰属する純資産		26,603,233	4,087,853	27,654,256	4,249,353
持分合計		26,603,233	4,087,853	27,654,256	4,249,353
負債					
未払金	11	189,756	29,158	192,055	29,511
負債合計		189,756	29,158	192,055	29,511
持分及び負債合計		26,792,989	4,117,011	27,846,311	4,278,864

添付の注記は当財務書類と不可分である。

（２）【損益計算書】

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

包括利益計算書

2025年9月30日終了年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取配当		457,669	70,325	585,747	90,006
受取利息		8,274	1,271	12,290	1,888
純外国為替差損		(312,065)	(47,952)	(197,125)	(30,290)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債に係る公正価値の純変動	5	1,837,887	282,410	4,124,701	633,802
純利益合計		1,991,765	306,055	4,525,613	695,406
費用					
管理報酬	12	22,649	3,480	23,510	3,613
投資運用報酬	12	201,322	30,935	209,121	32,134
受託報酬	12	30,000	4,610	30,000	4,610
保管及び管理事務代行報酬	12	228,581	35,124	228,079	35,047
監査報酬		55,000	8,451	54,349	8,351
販売報酬	12	125,826	19,334	130,701	20,084
代行協会員報酬	12	50,321	7,732	52,244	8,028
登録報酬	12	3,000	461	3,000	461
専門家報酬		24,260	3,728	22,877	3,515
その他費用		38,173	5,866	35,883	5,514
営業費用合計		779,132	119,721	789,764	121,355
外国源泉税控除前利益		1,212,633	186,333	3,735,849	574,051
包括利益合計		1,212,633	186,333	3,735,849	574,051

添付の注記は当財務書類と不可分である。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

持分変動計算書

2025年9月30日終了年度

	受益証券		
	口数	米ドル	千円
2025年			
期首における受益者に帰属する純資産 総額	118,686	27,654,256	4,249,353
受益証券の発行額	1,308	278,131	42,738
受益証券の買戻額	(11,364)	(2,541,787)	(390,571)
受益証券取引による純減額	(10,056)	(2,263,656)	(347,833)
包括利益合計	-	1,212,633	186,333
期末における受益者に帰属する純資産 総額	108,630	26,603,233	4,087,853
2024年			
期首における受益者に帰属する純資産 総額	130,149	26,317,228	4,043,905
受益証券の発行額	2,932	627,376	96,403
受益証券の買戻額	(14,395)	(3,026,197)	(465,005)
受益証券取引による純減額	(11,463)	(2,398,821)	(368,603)
包括利益合計	-	3,735,849	574,051
期末における受益者に帰属する純資産 総額	118,686	27,654,256	4,249,353

添付の注記は当財務書類と不可分である。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

キャッシュフロー計算書

2025年9月30日終了年度

注記	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー				
包括利益	1,212,633	186,333	3,735,849	574,051
調整:				
受取配当	(457,669)	(70,325)	(585,747)	(90,006)
受取利息	(8,274)	(1,271)	(12,290)	(1,888)
運転持分変動前営業キャッシュフロー	746,690	114,736	3,137,812	482,156
営業資産及び負債の変動				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	1,157,641	177,883	(1,332,622)	(204,771)
未決済投資	(79,764)	(12,257)	-	-
ブローカーに対する債権	38,330	5,890	(38,330)	(5,890)
未払金	(2,299)	(353)	23,960	3,682
営業により生み出されたキャッシュ	1,860,598	285,899	1,790,820	275,177
受取利息	8,729	1,341	12,269	1,885
受取配当	511,698	78,628	508,984	78,210
営業活動によるキャッシュの純流入額	2,381,025	365,868	2,312,073	355,273
財務活動によるキャッシュフロー				
受益証券の発行による受取代金	274,444	42,171	635,535	97,656
受益証券の買戻による支払代金	(2,541,787)	(390,571)	(3,074,727)	(472,463)
財務活動によるキャッシュの純流出額	(2,267,343)	(348,400)	(2,439,192)	(374,806)
現金及び現金同等物の純増加 / (減少)	113,682	17,468	(127,119)	(19,533)
現金及び現金同等物の期首残高	382,168	58,724	509,287	78,257
現金及び現金同等物の期末残高	495,850	76,192	382,168	58,724

財務活動から生じる負債の調整

	10月1日	買戻受益証券に対する支払	受益証券の買戻	9月30日
2025年：受益者に対する未払買戻代金	- 米ドル - 千円	(2,541,787) 米ドル (390,571) 千円	2,541,787 米ドル 390,571 千円	- 米ドル - 千円
2024年：受益者に対する未払買戻代金	48,530 米ドル 7,457 千円	(3,074,727) 米ドル (472,463) 千円	3,026,197 米ドル 465,005 千円	- 米ドル - 千円

添付の注記は当財務書類と不可分である。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

これらの注記は財務書類の不可分の一部を構成し、財務書類と併せて読むべきものである。

1. 概説

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）（以下「本ファンド」という。）は、ケイマン諸島のトラストであり、2006年8月28日にケイマン諸島で設立され、2006年10月5日に運用を開始した。本ファンドの登録事務所の住所は、私書箱492、シトラス・グローブ3階、106ゴーリング・アベニュー、ジョージタウン、グランド・ケイマンKY1-1106、ケイマン諸島であり、この住所は2021年2月1日をもって有効となった。本ファンドは2006年11月23日、ケイマン諸島金融庁に登録するとともに、2006年9月15日、日本の金融庁にも登録した。

本ファンドの投資目的は、合理的な程度リスクにおいて収益および長期的な資産の増加を求めることであり、ベトナムで設立された会社（以下「ベトナム企業」という。）または、ホーチミン証券取引所（「HOSE」）またはハノイ証券取引所（「HNX」）に上場されている会社、またはベトナムで営業を行うかベトナム経済に影響されるビジネスを行っている企業でいずれかの証券取引所に上場している会社（以下「ベトナム関連企業」という。）により発行される株式、転換社債・ワラント・新株予約権付社債を含む株式関連証券および債券、またはこれらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連する証券およびオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金同等物に投資することである。

FCインベストメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ケイマン諸島の法人であり、ファンド管理会社である。管理会社は、投資アドバイザー業務および投資運用業務を本ファンドに提供するために、日本の会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という。）を指名した。

G.A.S.（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、ケイマン諸島の法人であり、基本信託証書に従って、本ファンドに対して受託業務および登録業務を提供しており、保管業務を三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に、登録・名義書換業務をSMTファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドに委託している。SMTファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）は受託会社の関連会社であり、ファンドの管理事務代行業務および登録代行業務を本ファンドに対して提供している。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（以下「保管会社」という。）は受託会社の関連会社であり、ファンド資産の保管代行業務を本ファンドに対して提供している。

管理会社は、管理会社のための代行協会員、および日本における受益証券の販売会社としてアイザワ証券株式会社（以下「販売会社」という。）を指名した。代行協会員および販売会社は、日本の商法の下で株式会社として設立されている。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

1. 概説（続き）

本ファンドの期間は有限であり、補遺信託証書日付2013年9月1日から100年とする。本ファンドの純資産総額が5,000,000米ドルを下回った場合にはいつでも本ファンドは管理会社により終了される場合がある。本ファンドが解散された場合、管理会社はかかる解散およびその他の情報について準拠法の定めに従い、すべての受益者および利害関係者に対し公表（あるいは販売会社を通じて公表）または通知（あるいは販売会社を通じて通知）するものとする。

2. 重要な会計方針

2.1 作成基準

本ファンドの財務書類はシンガポール財務報告基準（以下「FRS」という。）に準拠して作成される。財務書類は損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の再評価によって修正された取得原価主義で作成される。

FRSに準拠して当財務書類を作成するにあたり、管理会社は特定の重要な会計上の見積りを用いる必要がある。また、本ファンドの会計方針を適用する過程において判断を行う必要もある。高度の判断または複雑性が関与する分野、あるいは財務書類に対する重要な仮定および見積りが行われた分野については、注記4に開示されている。

(a) 2024年10月1日に効力を発する会計基準および既存の基準に対する修正。

2024年10月1日に開始する会計年度に効力を発する会計基準、既存の基準に対する修正または解釈指針の中で、本ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼすものはない。

(b) 2024年10月1日以降に効力を発し、本ファンドが早期適用を行っていない新たな会計基準、修正、および解釈

多くの新たな会計基準、会計基準に対する修正、および解釈指針が、2024年10月1日以降に開始する会計年度に発効したが、これらは本財務書類の作成において早期適用されていない。これらは本ファンドの財務書類に重大な影響を及ぼすとは予想されない。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨と表示通貨

当財務書類に記載されている項目は、本ファンドが機能する主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を用いて評価する。当財務書類は、本ファンドの機能通貨である米ドル（以下「USD」という。）で表示されている。

(b) 取引および残高

米ドル以外の通貨での取引は取引日の実勢為替相場を用いて米ドルに換算される。このような取引の決済および決算日の終値での換算の結果生じる為替差損益については包括利益計算書で認識される。外国通貨資産および負債は財政状態計算書日における実勢為替相場を用いて機能通貨に換算される。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る為替差損益は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債の公正価値の純変動として包括利益計算書に表示されている。

2.3 収益の認識

受取利息は実効金利法を用いて時間按分で認識される。

受取配当は発生主義で認識される。

2.4 金融資産および負債

(a) 分類

() 資産

本ファンドは、これらの金融資産を管理するための本ファンドのビジネスモデル、および金融資産の契約上のキャッシュフロー特性の両方に基づいて、投資を分類する。金融資産から成るポートフォリオは管理され、パフォーマンスは公正価値ベースで評価される。本ファンドは、主に公正価値情報に注目しており、その情報を使用して資産のパフォーマンスを評価し、意思決定を行う。本ファンドは、その他の包括利益を通じて公正価値として測定されるものとして株式を取消不能の形で指定することを選択していない。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 金融資産および負債（続き）

本ファンドの負債性証券の契約上のキャッシュフローは元金と利息のみであるが、これらの有価証券は契約上のキャッシュフローを回収する目的で保有されておらず、また、契約上のキャッシュフローの回収および売却の両方のためにも保有されていない。契約上のキャッシュフローの回収は、本ファンドのビジネスモデルの目的を達成するための偶発的なものに過ぎない。したがって、全ての投資は、損益を通じて公正価値で測定される。

（ ） 負債

マイナスの公正価値を有するデリバティブ契約は、損益を通じて公正価値で測定される負債として表示される。したがって、本ファンドは全ての投資ポートフォリオを損益を通じて公正価値で測定される金融資産または負債として分類する。

本ファンドの方針では、これらの金融資産および負債に関する情報をその他の関連財務情報とともに公正価値ベースで評価することを投資運用会社および受託会社に要求している。

(b) 認識、認識の中止および測定

通常の投資有価証券の売買は、本ファンドが投資有価証券の売買を約定した取引日に認識される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は当初、公正価値で認識される。取引費用は、包括利益計算書で発生費用として支出される。

金融資産は、当該投資有価証券からキャッシュフローを受け取る権利が失効した時点、または本ファンドが所有による実質上の全てのリスクとリターンを譲渡した時点で、認識が中止される。投資有価証券の売却時には、純売却代金とその帳簿価額の差額が損益として認識される。投資取引に伴う実現損益は先入先出法で計上される。

当初認識の後については、損益を通じて公正価値で測定される全ての金融資産および金融負債は公正価値で測定される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債カテゴリーの公正価値の変動に起因する損益は、それらが発生する会計期間において、包括利益計算書の中の「損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の公正価値の純変動額」の項目に表示される。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産から生じた受取配当は、配当支払いを受ける本ファンドの権利が確立された時点で、包括利益計算書の受取配当の中で認識される。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 金融資産および負債（続き）

(c) 減損

金融資産

本ファンドは、償却原価で計上される金融資産に関連する予想信用損失を将来予測ベースで評価する。適用される減損方法は、信用リスクが大幅に増加しているかどうかによって決まる。注記3.4では、信用リスクが大幅に増加したかどうかを本ファンドがどのように判断するかについて詳述している。

売掛債権について、本ファンドはFRS第109号によって認められた簡素化されたアプローチを適用しており、これにより、売掛債権の当初認識から生涯予想損失を認識することが求められる。

現金及び現金同等物については、一般的な3段階のアプローチが適用される。資産の当初認識以降に信用リスクが大幅に増加しない場合、信用損失引当金は12ヶ月の予想信用損失に基づく。当初認識以降に信用リスクが大幅に増加した場合、生涯予想信用損失が計算され、認識される。

(d) 公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動

公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動は、当会計報告期間の期首に発生したとみなされる。

2.5 その他負債および費用の引当金

その他負債および費用の引当金は、本ファンドが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を負い、その債務の決済に資金の支出が必要となる可能性が高く、その金額が信頼性をもって見積られているときに認識される。

2.6 金融資産および金融負債の公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（売買目的有価証券のような）の公正価値は決算日における取引相場価格に基づく。本ファンドが保有する金融資産および金融負債の評価に用いる取引相場価格は最終取引価格である。公表した受益証券1口当たり純資産価格を計算する目的上、金融商品の公正価値は、ファンドの発行目論見書記載の最終取引相場価格に基づいている。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.6 金融資産および金融負債の公正価値の見積り（続き）

活発な市場で取引されていない未上場証券のような金融商品の公正価値は、評価手法を用いることによって決定される。本ファンドは様々な方法を用いて報告日における市況に基づいた推定を行っている。用いられた評価方法には、直近の独立当事者間取引、割引キャッシュフロー分析、その他マーケットデータを最大限に使用し、企業固有のデータの使用を極力最小限に抑えた市場参加者が一般的に用いる評価方法がある。

ベトナムの証券取引所に上場されている有価証券の取引量は、世界の有力証券取引所の取引量に比べると実質的に少ない場合がある。さらに、これらの財務書類における有価証券の評価および回収可能性は、2025年9月30日の時点における状況と入手可能な情報に当財務書類作成日までに発生した重要な変更を加味したものに基いている。当該地域諸国における現在進行中の経済の不確実性は、かかる評価法に対する評価に引き続き影響を及ぼすことになる。

償却コストを加味して評価されている現在の金融資産および負債の公正価値は帳簿価格に近似している。

2.7 租税

本ファンドはケイマン諸島を本籍として設立されている。ケイマン諸島の現行法下では、本ファンドが支払うべき所得税、不動産税、譲渡税、売上税その他のケイマン諸島の税金は存在しない。

本ファンドは、通常いかなる管轄の税務当局からも所得税を課税されることはないものとして会計処理を行う。本ファンドは、特定の国が投資所得に対して課す外国源泉税を負担しなければならない可能性がある。そのような所得は、包括利益計算書に、外国源泉税を含めた総額で計上される。源泉徴収税は、包括利益計算書に別の勘定科目として表示される。

FRS第12号 - 所得税に準拠し、本ファンドは、外国の税法によりその国を源泉地とする本ファンドのキャピタル・ゲインに対する課税を査定される可能性がある場合、管轄の税務当局がすべての事実と状況をすべて把握していることを前提に、納税債務の認識を義務付けられている。

次に、会計報告期間末までに施行されているか、または実質的に施行されている税法および税率を利用して管轄の税務当局に支払われる予定の金額で納税債務を測定している。時には、施行された税法がオフショア投資ファンドに適用される方法として不確実なこともある。この結果、本ファンドが最終的に納税債務を負うことになるか否かという点が不確実になっている。そのため、管理会社は不確実な納税債務を測定する際にその時点で入手可能で、管轄税務当局の公式または非公式の慣行をはじめ、納税の可能性に影響を与える可能性がある関連するすべての事実と状況を考慮に入れている。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.7 租税（続き）

2025年および2024年の9月30日現在において、本ファンドは全ての主要な管轄区域における累積納税債務を再調査・評価し、不確実な納税債務は一切無いことを測定している。またこの金額は管理会社の最善の見積りであるが、見積り価値と最終的に支払われた金額は異なる場合がある。

2.8 未決済投資

未決済投資は、財政状態計算書日において約定済みであるが、未受領の有価証券を表している。これらの勘定は当初公正価値で認識される。

2.9 未払金

未払金は発生時に公正価値で認識され、その後は実効金利法による償却原価法を用いて評価される。全ての費用は発生主義で認識される。

2.10 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務とは、有価証券の売却にかかる未収金および有価証券の購入にかかる未払金を意味する。すなわち、財政状態計算書日時点で、約定したが決済もしくは受渡しが済んでいないものである。

これらの勘定は当初公正価値で認識され、事後的に実効金利法を用いた償却原価で測定され、そこからブローカーに対する債権の減損引当金が差し引かれる。各会計期間報告日において、信用リスクが当初の認識以降において大幅に増加した場合、本ファンドは生涯予想信用損失に等しい金額でブローカーに対する債権の損失引当金を測定する。会計期間報告日において、信用リスクが当初の認識から大幅に増加していない場合、本ファンドは、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で損失引当金を測定する。ブローカーの重大な財務上の困難、ブローカーが破産または金融再編に陥る可能性、および支払いに関する債務不履行は全て、損失引当金が必要となる可能性のある指標と見なされる。信用リスクが信用減損と見なされるまで増加した場合、受取利息は損失引当金に対して調整された償却控除前帳簿価額に基づいて計算される。

信用リスクの大幅な増加は、支払期日が30日を超えている契約上の支払いとして管理会社によって定義される。期日が90日を超える契約上の支払いは信用減損と見なされる。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.11 金融商品の相殺

法的な強制力によって金融資産および金融負債の認識額を相殺する場合のほか、純額で決済する意図がある場合、または資産を換金すると同時に負債を決済する場合には、金融資産および金融負債は相殺され、財政状態計算書には純額で計上される。法的に強制可能な権利は将来の事象を条件とするものであってはならず、また、通常のビジネスにおいて、デフォルト、支払不能あるいは本ファンドまたは取引相手の破綻が生じた場合にも強制可能でなければならない。

2.12 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、価格の変動による影響を受けるリスクの少ない金融機関の銀行預金を含む。

2.13 受益証券

本ファンドは一つのクラスの買戻可能受益証券を米ドル建てで発行している。この証券は受益者の選択によって買戻しが可能であり、持分に分類される。

買戻可能受益証券は、受益者が本ファンドに対し受益証券を買い戻す権利を行使した場合、財政状態計算書日時点において未払いの買戻金額で計上される。

買戻可能受益証券の条項または条件が変動し、FRS第32号「金融商品：表示」に定める厳格な基準に適合しないものとなった場合、当該買戻可能受益証券は、基準を満たさなくなった日より金融負債に再分類される。金融負債は、買戻可能受益証券を再分類した時点の公正価値で評価される。再分類日現在における、持分性金融商品の簿価と負債の公正価値との差額は、すべて持分として認識される。

受益証券は受益者の選択で発行時または買戻時における本ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格に基づく価格で発行または買戻される。本ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、受益者に帰属する純資産を、発行済受益証券の合計口数で除して算定する。本ファンドの発行目論見書に従い、直近の取引価格に基づいて投資ポジションを評価し、発行および買戻のための受益証券1口当たりの純資産価格を決定する。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理

3.1 金融商品の利用戦略

本ファンドは投資取引に関与しており、その活動は、市場リスク（価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクなど）、信用リスクおよび流動性リスクなど、様々なリスクに晒されているが、リスクはそれらに限定されるものではない。本ファンドの金融リスク管理方針実施にあたり、その全体的な責任は投資運用会社であり、投資運用会社は特に金融市場の予測が不可能であることに焦点を当て、本ファンドの財務業績に対する潜在的悪影響を最小にすることを追求する。

本ファンドは、付随費用および投資のタイミングを考慮してそれが有益である場合に限りヘッジを行う場合がある。金融市場の予測が不可能であることを認識し、投資運用会社は、本ファンドの活動および資産の投資に関する制限および方針を適用しながら、本ファンドの財務業績に対する潜在的悪影響を最小にすることを追求する。本ファンドは、ファンドの発行目論見書に記載の通り、適切なポートフォリオ・ミックスおよび投資制限を厳格に守ることでポートフォリオのリスクを十分に分散できるようにリスク管理の方針および手続きを設定している。これらの方針は管理会社により承認されている。

デリバティブ金融商品は、容認された制約内で原商品へのエクスポージャーを生み出すか、またはポートフォリオにレバレッジをかけるために使用される。本ファンド全体の市場ポジションは日々、投資運用会社により監視されている。本ファンドは2025年9月30日現在、デリバティブ商品は保有していなかった。本ファンドは2024年9月30日現在、注記3.2.1で開示されている通り、デリバティブ商品を保有していた。

3.2 市場リスク

市場リスクとは、金利および為替レートの変動、また株価の変動などの市場条件の変化により、金融商品の価値が不利に変動しうるリスクのことである。

報告日において、本ファンドの市場リスクは3つの主要な要素、つまり、投資商品の実際の市場価格の変動（「価格リスク」）、金利および為替レートの変動、から構成される。

3.2.1 価格リスク

本ファンドは、上場株式への投資により価格リスクに晒されている。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク（続き）

本ファンドの投資は、これらの金融商品の将来の価格に関する不確実性に起因する価格リスクの影響を受ける可能性がある。ベトナムにおける投資には、より発展した市場における投資に通常みられないいくつかの考慮すべき事項およびリスクを伴う。規模が小さいこと、流動性が限られることおよびボラティリティが高いことに加えて、ベトナムの証券市場は成熟しておらず、発展した市場に比べてベトナムの発行体に関する公然と入手可能な情報が実質的に少ないことが多い。

それは、本ファンドが価格変動に直面した場合に保有する市場のポジションを通して損失を被る可能性を示している。ファンドの活動の本質は、リターンを最大化するためにとられる市場リスク・エクスポージャーに直結している。

以下の表は、2025年および2024年9月30日現在の本ファンド全体の投資における市場リスク・エクスポージャーの概要である。

	2025年		2024年	
	公正価値 米ドル	受益者に帰属する 純資産総額に 対する比率 %	公正価値 米ドル	受益者に帰属する 純資産総額に 対する比率 %
損益を通じて公正価値で 測定される金融資産				
上場証券	26,089,281	98.07	27,229,111	98.46
未上場証券	17,426	0.06	18,672	0.07
デリバティブ	-	-	16,565	0.06
	26,106,707	98.13	27,264,348	98.59

ベトナム株価指数（以下「VN指数」という。）は、ホーチミン証券取引所に上場されたすべての会社の時価総額加重平均指数であり、本ファンドとは地理的な面で類似している。しかしながら、管理会社は当指数に追随するような投資戦略を採用しているわけではない。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク（続き）

以下と次ページの表は、2025年9月30日現在のファンド全体の集中リスクのエクスポージャーの概要である。

	保有額面	公正価値 米ドル	純資産総額に 対する比率 %
上場有価証券			
ベトナム			
銀行			
- Bank for Foreign Trade Vietnam JSC	833,542	1,964,182	7.38
- Vietnam JS Commercial Bank	731,653	1,412,640	5.31
- その他	-	6,818,141	25.63
資本財	-	235,089	0.89
通信機器	-	161,393	0.61
建設	-	356,231	1.34
各種金融	-	799,072	3.00
エネルギー	-	166,850	0.63
食品および飲料	-	1,007,811	3.79
食品飲料およびタバコ	-	1,295,200	4.87
ヘルスケア機器およびサービス	-	39,664	0.15
住宅リフォーム	-	226,844	0.85
情報および通信	-	2,452,070	9.22
インフラストラクチャー建設	-	365,785	1.37
機関投資家向けブローカー	-	145,995	0.55
保険	-	181,384	0.68
製造業	-	1,428,597	5.37
素材	-	466,282	1.75
石油およびガス	-	1,694,414	6.37
不動産			
- Vinhomes JSC	408,450	1,598,964	6.01
- その他	-	639,587	2.40
不動産所有および開発業	-	416,797	1.57
船舶	-	855,920	3.22
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	-	623,391	2.34
輸送	-	353,762	1.33
運輸	-	137,562	0.52
公益事業	-	245,654	0.92
上場有価証券合計		26,089,281	98.07

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク（続き）

	保有額面	公正価値 米ドル	純資産総額に 対する比率 %
非上場有価証券			
ベトナム			
運輸	-	17,426	0.06
非上場有価証券合計		17,426	0.06
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		26,106,707	98.13

以下の表は、価格変動リスクのある保有デリバティブの概要である。

	2025年		2024年	
	契約額 米ドル	公正価値 米ドル	契約額 米ドル	公正価値 米ドル
デリバティブ				
新株予約権	-	-	18,247	16,565

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク（続き）

以下と次ページの表は、2024年9月30日現在のファンド全体の集中リスクのエクスポージャーの概要である。

	保有額面	公正価値 米ドル	純資産総額に 対する比率 %
上場有価証券			
ベトナム			
銀行			
- JS Comm Bank Foreign Trade Vietnam	611,065	2,289,472	8.28
- その他	-	6,437,455	23.26
資本財	-	212,496	0.77
通信機器	-	228,635	0.83
建設	-	313,525	1.13
各種金融	-	549,644	1.99
エネルギー	-	177,194	0.64
食品および飲料	-	1,431,567	5.19
食品飲料およびタバコ	-	1,548,839	5.60
ヘルスケア機器およびサービス	-	45,522	0.16
住宅リフォーム	-	214,913	0.78
情報および通信			
- FPT Corporation	481,691	2,638,462	9.54
- その他	-	1,204,738	4.36
インフラストラクチャー	-	235,960	0.85
インフラストラクチャー建設	-	671,457	2.43
機関投資家向けブローカー	-	162,026	0.59
保険	-	283,769	1.02
製造業	-	1,597,619	5.78
素材	-	717,595	2.60
石油およびガス	-	2,068,425	7.47
医薬品、バイオテクノロジーおよびライフサイエンス	-	19,059	0.07
不動産	-	1,411,548	5.10
不動産所有および開発業	-	264,602	0.96
船舶	-	825,901	2.99
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	-	799,642	2.89
輸送	-	348,105	1.26
運輸	-	85,670	0.31
公益事業	-	445,271	1.61
上場有価証券合計		27,229,111	98.46

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク（続き）

	保有額面	公正価値 米ドル	純資産総額に 対する比率 %
非上場有価証券			
ベトナム			
運輸	-	18,672	0.07
非上場有価証券合計		18,672	0.07
デリバティブ			
ベトナム			
各種金融	-	13,192	0.05
ヘルスケア機器およびサービス	-	3,373	0.01
デリバティブ合計		16,565	0.06
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		27,264,348	98.59

以下の表は、2025年および2024年9月30日時点における、株価に対する為替レートの変動の影響など、株価の変動に対するファンドの受益者に帰属する純資産総額の感応度の概要である。

FRS第107号は、本ファンドが投資している市場のリスクを最も反映する適切なリスク変数を特定することを管理会社に要求している。したがって、分析は他のすべての変数を一定に維持したうえで、VN指数が2025年9月30日現在で36.7%まで上昇（2024年：36.4%）、あるいは21.5%まで下落（2024年：22.7%）し、かつ本ファンドの原投資商品の公正価値がVN指数と過去の相関関係に連動するという仮定に基づいている。これは、VN指数の過去のボラティリティを考慮して、VN指数の合理的に可能な変動に対する管理会社の最善の見積りを表している。

VN指数の変動に対する本ファンドの原投資商品の過去の相関は、2025年9月30日現在61.3%（2024年：60.5%）である。以下の影響は、本ファンドの原投資商品の公正価値に関する合理的に可能な変動に起因する。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク（続き）

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
指数の上昇による受益者に帰属する純資産への影響	5,984,956	6,090,020
指数の下落による受益者に帰属する純資産への影響	(3,506,173)	(3,797,897)

感応度分析は、本ファンド開始以来の月次データを使用して作成されている。感応度分析の表示は2025年および2024年9月30日現在のポートフォリオの構成およびVN指数のポートフォリオを構成する有価証券との過去の相関に基づいている。本ファンドの投資ポートフォリオの構成およびVN指数に対するその相関は、時とともに変動することが予想される。したがって、2025年および2024年9月30日現在で作成されたこの感応度分析は、受益者に帰属する本ファンドの純資産総額のVN指数の水準の将来の変動に対する影響を必ずしも示唆するものではない。

3.2.2 金利リスク

金利リスクは、金融資産および負債の公正価値ならびに将来のキャッシュフローに対する市場金利水準の変動の影響により生じる。

2025年9月30日現在、本ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーは現金及び現金同等物に限定されており、それは資産合計の約2%（2024年：1%）である。本ファンドは特に重要な利付資産および負債を保有していない。

2025年9月30日現在、すべての他の変数を一定にして、現金及び現金同等物に対する金利が翌1年間に50bp（2024年：50bp）上下したとすると、金利収益の純増減の結果、税引後損益は約2,479米ドル（2024年：1,911米ドル）増減することになる。この感応度分析は、報告日における金利変動による影響の見積り概要を表しており、現金及び現金同等物の各種類についてのエクスポージャーを表すものではない。

3.2.3 為替リスク

本ファンドは機能通貨である米ドル以外の通貨建ての資産を保有している。したがって本ファンドは、その他の通貨建ての有価証券の価額が為替レートの変動によって変動するため為替リスクに晒される。発行目論見書に記載の通り、本ファンドの方針としては、為替ヘッジ取引は行わない。現金預金については、投資に必要な額を超える外貨預金を機能通貨に交換する。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.3 為替リスク（続き）

以下の表は、2025年および2024年9月30日現在の米ドルで表示された貨幣性および非貨幣性資産および負債による主要な外貨に対する本ファンドのエクスポージャーの概要である。

	米ドル	ベトナム・ドン	合計
	米ドル	米ドル	米ドル
2025年			
資産			
現金及び現金同等物	265,919	229,931	495,850
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	26,106,707	26,106,707
未決済投資	-	79,764	79,764
未収金	4,214	106,454	110,668
資産合計	270,133	26,522,856	26,792,989
負債			
未払金	189,756	-	189,756
負債合計	189,756	-	189,756
純為替エクスポージャー	80,377	26,522,856	26,603,233
2024年			
資産			
現金及び現金同等物	209,515	172,653	382,168
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	27,264,348	27,264,348
未収金	982	160,483	161,465
ブローカーに対する債権	-	38,330	38,330
資産合計	210,497	27,635,814	27,846,311
負債			
未払金	192,055	-	192,055
負債合計	192,055	-	192,055
純為替エクスポージャー	18,442	27,635,814	27,654,256

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.3 為替リスク（続き）

当財政状態計算書に記載されている重要な項目である投資有価証券は、為替リスクと価格リスクに晒されている。感応度分析の価格リスクは、非貨幣性資産投資有価証券の為替リスクの影響を含んでいる。よって、為替リスク感応度は貨幣性ならびに非貨幣性金融資産および負債に対して作成され開示される。以下の表は、すべてのその他の変数を一定としたうえで、通貨が本ファンドの機能通貨に対し増減した場合の、為替エクスポージャーに対する本ファンドの貨幣性ならびに非貨幣性資産および負債の感応度を表している。

	2025年		2024年	
	合理的に 起こりうる変動	受益者に帰属する 純資産総額への影響 米ドル	合理的に 起こりうる変動	受益者に帰属する 純資産総額への影響 米ドル
通貨				
ベトナム・ドン	(3.42)%	(907,082)	(2.62)%	(724,058)

2025年および2024年9月30日現在、本ファンドに外国為替契約はなかった。

3.3 流動性リスク

本ファンドの流動性リスクは、主として買戻可能受益証券の買戻しにより生じる。本ファンドはその資産の大半を活発な市場で取引されている投資商品に投資している。未上場または価格が容易に入手可能でない投資商品への投資は純資産総額の20%以内としている。

本ファンドは、買戻しおよび短期のつなぎ資金需要のために短期での借入れを行うことができる。

資金調達の継続性を確保するために、専任者が本ファンドの流動性ポジションを日々監視し、十分な現金の源泉の確保および流動性資産を期限の来た債務に充当できるよう備えている。

本ファンドは適宜、店頭取引のデリバティブへ投資することがあるが、それは正規の市場で取引されず流動性が乏しいこともある。

その結果、本ファンドは、その決済要件を満たす公正価値に近い金額でこれらの商品への投資を適宜流動化できない、あるいは特定の発行体の信用度の悪化のような特定の事象への対応ができない可能性がある。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.3 流動性リスク（続き）

2025年および2024年9月30日現在、本ファンドの受益証券の20%以上を保有する単独の投資家はいない。

以下の表は、報告日現在における契約上の満期日までの残存期間に基づき該当する満期グループに分類した本ファンドの金融負債および受益者に帰属する純資産の分析である。表の金額は契約上の割引をしていないキャッシュフローである。12ヶ月以内に満期となる負債の残高は、割引の影響が重要ではないため、その帳簿価額に近似している。

	3ヶ月未満 米ドル	合計 米ドル
2025年		
未払金	189,756	189,756
受益者に帰属する純資産総額	26,603,233	26,603,233
	26,792,989	26,792,989
2024年		
未払金	192,055	192,055
受益者に帰属する純資産総額	27,654,256	27,654,256
	27,846,311	27,846,311

3.4 信用リスク

本ファンドの管理を委託されている管理会社には、投資取引は承認を受けた取引相手に限り、かつ、承認された株式の売買単位内で実行とする方針がある。本ファンドは単一の取引相手に特に依存することのないよう数多くの契約相手に取引を分散している。現金は管理会社が承認した銀行にのみ保管される。

本ファンドは信用リスクに対するエクスポージャーを取っており、それは発行体、ブローカー、保管会社および銀行等との取引も含め、取引相手が期限到来時に負債を全額返済できないリスクである。

相場のある有価証券のすべての取引は、公認ブローカーを通して、決済/支払いが行われる。有価証券の受渡しはブローカーが支払を受けた場合にのみ行われるため、債務不履行リスクは低いと考えられる。購入した場合の支払いは、有価証券をブローカーが受け取られた場合に行われる。したがって、当事者の一方がその債務を履行できない場合、取引は不成立となる。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.4 信用リスク（続き）

本ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、主として保管会社および取引相手に預けてある預金残高および資産に起因する。以下の表は、2025年および2024年の9月30日現在において本ファンドの預金残高および資産を保有している銀行、保管会社および取引相手の信用格付の概要である。

	純資産総額に 対する比率 %	2025年 信用格付	純資産総額に 対する比率 %	2024年 信用格付
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社	100.30	A+（フィッチ）	99.97	A+（フィッチ）

G.A.S.（ケイマン）リミテッドは本ファンドの受託会社に指名された。受託会社として、同社は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店を保管会社に指名した。同保管会社は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店で、フィッチの信用格付けはA-である。同保管会社は同社のグローバル副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン社を指名した。現金は最終的に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社で保管される。

本ファンドは、余剰の要求払い預金残高を、様々な金融機関の無制限の翌日物預金商品に投資するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー・キャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）と、一定の状況の下で契約することに同意した。さらに、買戻代金、または報酬や費用が本ファンドから支払われる場合、そうした資金もブラウン・ブラザーズ・ハリマン社のグランド・ケイマン支店で短期間一時的に保管される。そのような預金は、預金機関を管轄する国の統治行為および通貨を管轄する国の統治行為に従うことになる可能性がある。それらの中には凍結、差し押え、または減額が含まれるがそれに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に置かれる金融機関ごとのそのような商品に係わる元本の返済や利息の支払いに関連したリスクは、本ファンドの会計にだけのものであると考えられる。

本ファンドは、デフォルトの確率、デフォルト時点のエクスポージャーおよびデフォルトによる損失を使用して、信用リスクと予想信用損失を測定する。管理会社は、予想信用損失を判断する際に、過去の分析および将来見通しに関する情報の両方を考慮する。2025年および2024年9月30日現在、全ての債権や、ブローカーに対する債権および現金は、A+以上の信用格付けを有するカウンターパーティで保有されており、1週間以内に決済期日を迎えるものである。管理会社は、カウンターパーティが短期的に契約上の義務を履行する能力が高いため、デフォルトの確率はゼロに近いと考えている。したがって、そのような減損はファンドにとって全く重要ではないため、12ヶ月間の予想信用損失に基づく損失引当金は計上されていない。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.4 信用リスク（続き）

報告日現在、信用リスクの最大のエクスポージャーは、金融資産の帳簿価額である。

3.5 資本リスク

本ファンドの持分は、受益者に帰属する純資産総額である。受益者に帰属する純資産総額は、本ファンドが受益者の裁量による日々の発行および買戻の対象であるため、日次ベースで著しく変動する。持分管理の際の本ファンドの目的は、受益者に利益およびその他の利害関係者に便益を提供するために継続企業として持続するために本ファンドの能力を保護すること、ならびに本ファンドの投資活動の発展をサポートするために強固な持分基盤を維持することである。

3.6 公正価値の見積り

本ファンドは、公正価値の測定に用いたインプットの水準を表す公正価値ヒエラルキーを使用し、公正価値測定の分類を行っている。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある。

- ・ 活発な市場における、同様の資産または負債の（未調整）取引価格（レベル1）
- ・ 資産または負債について、直接的（価格）あるいは間接的（価格から予測）に観察可能なインプットで、レベル1に含まれる取引価格以外のもの（レベル2）
- ・ 観察可能な市場データに基づかない、資産または負債のインプット（観察不能なインプット）（レベル3）

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.6 公正価値の見積り（続き）

以下の表は、2025年および2024年9月30日時点の公正価値で測定した、本ファンドの金融資産および負債（クラス別）に関する公正価値ヒエラルキーの分析である。

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計残高 米ドル
2025年				
資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
上場有価証券	26,089,281	-	-	26,089,281
非上場有価証券	-	-	17,426	17,426
資産合計	26,089,281	-	17,426	26,106,707
2024年				
資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
上場有価証券	27,229,111	-	-	27,229,111
非上場有価証券	-	-	18,672	18,672
デリバティブ	-	16,565	-	16,565
資産合計	27,229,111	16,565	18,672	27,264,348

公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、測定全体にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルに基づいて決定される。このため、インプットの水準は、公正価値全体に対して評価される。観察不能なインプットに基づいた大幅な調整の必要がある観察可能なインプットを、公正価値測定に使用した場合、この測定はレベル3に分類される。公正価値測定に用いる特定のインプットの水準を全体的に評価するには、資産または負債について個別の要素を考慮する必要がある。

何が「観察可能」かについての判断には、本ファンドの重要な判断を必要とする。本ファンドは、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼ができて検証可能であり、私有のものでなく、関連市場に活発に関与する独立した情報源によって提供される市場データであるとみなしている。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.6 公正価値の見積り（続き）

2025年および2024年9月30日終了会計年度において、レベル1とレベル2の間における移動はなかった。

2025年および2024年9月30日現在、インプットにおける合理的な変動の影響で重要なものはないとみなされたため、レベル3に該当するポジションの感応度分析は表示されなかった。

以下の表はレベル3商品の変動を表している。

	損益を通じて公正価値 で測定される金融資産	合計
	米ドル	米ドル
2025年		
期首	18,672	18,672
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および 負債の公正価値の純変動で認識された利益	(1,246)	(1,246)
期末	17,426	17,426
決算期末に保有していたレベル3資産に 対する未実現利益に関する変動額	(1,246)	(1,246)
2024年		
期首	18,842	18,842
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および 負債の公正価値の純変動で認識された利益	(170)	(170)
期末	18,672	18,672
決算期末に保有していたレベル3資産に 対する未実現利益に関する変動額	(170)	(170)

2025年および2024年9月30日終了会計年度において、これらの投資有価証券に関連する公正価値の利益は損益として認識された。

3.7 金融商品の相殺

2025年および2024年9月30日現在、本ファンドはマスター・ネットティング契約を一切締結していなかった。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

4. 重要な会計見積りおよび判断

活発な市場で取引されていない証券の公正価値は主に収益率や割引キャッシュフローのような評価手法を用いて決められる。公正価値を決めるのに用いられるモデルは有効性が確認されており、その分野において経験豊富な独立性のある人材により定期的にレビューされている。そのモデルはファンドから生じるキャッシュフローと金利および株式リターンにかかる観察可能なマーケットデータに基づいている。持分証券の評価に使用される割引率はマーケットリターンが観察可能な同一業界で営業する他の会社の過去の株式リターンに基づいて決められる。使用される見積りおよび判断は継続して評価され、各状況下で合理的と考えられる将来の事象への予想を含めた過去の経験およびその他の要因に基づく。これらの要因に関する予測の変更は、報告されている証券の公正価値に影響を及ぼす可能性がある。

5. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債の公正価値純変動額

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融資産 および負債に係る公正価値の純変動:		
- 実現	748,288	432,863
- 未実現	1,089,599	3,691,838
純利益	1,837,887	4,124,701

6. 分配金

管理会社は2025年および2024年9月30日終了会計年度に関して受益者への分配金を提示していない。

7. 現金及び現金同等物

キャッシュフロー計算書上、本ファンドの現金及び現金同等物は以下の残高で構成される：

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
銀行預金	495,850	382,168

銀行預金495,850米ドル（2024年：382,168米ドル）はブラウン・ブラザーズ・ハリマン社に預けられていた。当期の預金残高に係わる受取利息は8,274米ドル（2024年：12,290米ドル）であった。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

8. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
上場証券	26,089,281	27,229,111
非上場証券	17,426	18,672
デリバティブ	-	16,565
損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	<u>26,106,707</u>	<u>27,264,348</u>

9. 未収金

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
受益者からの未収金	3,687	-
未収配当金	106,454	160,483
未収利息	527	982
	<u>110,668</u>	<u>161,465</u>

10. ブローカーに対する債権

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
ブローカーに対する債権	-	38,330

ブローカーに対する債権には、財政状態計算書日時点で決済されていない証券取引の未収金および未払金が含まれる。本ファンドでは、本ファンドが取引を行う各ブローカーの信用状況を常に監視している。

本ファンドは現在、保管会社と残高を相殺しておらず、ブローカーに対する債権および債務のすべての残高を、財政状態計算書において総額で示している。

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

11. 未払金

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
未払管理報酬	2,002	2,003
未払投資運用報酬	17,871	17,877
未払受託報酬	2,442	2,439
未払管理事務代行報酬	6,315	6,219
未払保管報酬	41,010	38,562
未払監査報酬	55,000	54,349
未払販売報酬	11,169	11,173
未払代行協会員報酬	4,468	4,479
その他未払費用	49,479	54,954
	<u>189,756</u>	<u>192,055</u>

12. 関連当事者取引

一方の当事者が他方当事者を支配することができる場合、または財務上および経営上の意思決定において他方当事者に重大な影響を及ぼす場合、それらの当事者は関連当事者とみなされる。

財務書類に表示される関連当事者情報に加えて、当年度中、通常の営業過程で関連当事者と以下の取引が行われた。

(a) 管理報酬

管理会社は純資産総額に対して年率0.09%の率で計算される管理報酬を受取る権利を有する。管理報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
管理報酬	<u>22,649</u>	<u>23,510</u>

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

12. 関連当事者取引（続き）

(b) 投資運用報酬

投資運用会社は投資運用報酬として純資産総額の年率0.8%の率で計算される投資運用報酬を受取る権利を有する。投資運用報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
投資運用報酬	201,322	209,121

(c) 実績報酬

また、投資運用会社は各四半期末に計算され、後払いで支払われる実績報酬を受取る権利を有する。いずれの暦四半期の実績報酬も、関連四半期末の受益証券1口当たり純資産価格が、過去の暦四半期末の1口当たり純資産価格の最高額と当初発行価格100米ドルのいずれか高い額を超過する金額の15%に、関連四半期中の発行済受益証券平均口数を乗じた額とするものとする。

本ファンドのパフォーマンスがハイウォーターマーク（以下「HWM」という。）を上回らなかったため、2025年および2024年9月30日終了した会計年度中のどの四半期においても、本ファンドの成功報酬は発生しなかった。

(d) 受託報酬

受託会社は純資産総額の年率0.06%で計算される受託報酬を受取る権利を有する（最低年間報酬は年間30,000米ドルであった）。受託報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
受託報酬	30,000	30,000

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

12. 関連当事者取引（続き）

(e) 保管及び管理事務代行報酬

保管会社は受託会社との合意に基づき、保管及び取引手数料は決められた料率で毎月、本ファンドの資産から報酬を受ける。

管理事務代行報酬は、純資産総額の2,000万米ドル以下の部分については年率0.11%、また2,000万米ドルを超える部分については年率0.1%の率で計算される。また、最低報酬は年間72,000米ドルであった。管理事務代行報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
保管及び管理事務代行報酬	228,581	228,079

(f) 登録報酬

管理事務代行会社は本ファンドの登録代行会社としての業務に対して年3,000米ドルを請求する。

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
登録報酬	3,000	3,000

(g) 販売報酬および代行協会員報酬

販売会社は本ファンドの純資産総額の年率0.5%の報酬を本ファンドから受取る。代行協会員は本ファンドの代行協会員の資格において、本ファンドの純資産総額の年率0.2%の報酬を本ファンドから受取る。販売報酬および代行協会員報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2025年	2024年
	米ドル	米ドル
販売報酬	125,826	130,701
代行協会員報酬	50,321	52,244

ベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2025年9月30日終了年度

13. 純資産総額の履歴

	2025年	2024年
純資産総額	26,603,233米ドル	27,654,256米ドル
受益証券の発行口数	108,630	118,686
受益証券1口当たり純資産価格	244.90米ドル	233.00米ドル

14. 後発事象

2025年10月1日から本財務書類の発行日までの間、本ファンドの受益証券の発行および買戻しは、それぞれ72,265米ドルおよび985,744米ドルであった。

15. 財務書類の承認

管理会社は、2026年1月27日に当財務書類の発行を承認した。

【 3 】 【 投資有価証券明細表等 】

以下は未監査の参考情報である。

株式

(2025年 9 月末現在)

順位	銘柄	国名	業種	株式数	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	BANK FOR FOREIGN TRADE JSC VND	ベトナム	銀行	833,542	2.01	1,673,698.09	2.36	1,964,182.43	7.38
2	VINHOMES JSC VND	ベトナム	不動産	408,450	3.33	1,360,207.56	3.91	1,598,964.29	6.01
3	VIETNAM JS COMMERCIAL BK VND	ベトナム	銀行	731,653	1.43	1,049,163.24	1.93	1,412,640.04	5.31
4	VIETNAM TECHNOLOGICAL AND COM BANK VND	ベトナム	銀行	915,200	1.19	1,091,788.69	1.44	1,316,571.79	4.95
5	FPT CORP VND	ベトナム	電子装置	356,694	2.86	1,020,693.75	3.53	1,260,786.07	4.74
6	VIETNAM PROSPERITY VND	ベトナム	銀行	1,062,233	0.87	921,623.84	1.18	1,255,575.47	4.72
7	MOBILE WORLD INVESTMENT CORP VND	ベトナム	小売	403,396	3.29	1,326,995.31	2.95	1,191,283.85	4.48
8	MILITARY COMMERCIAL JOINT STOCK BANK VND	ベトナム	銀行	1,110,129	0.38	424,277.94	1.00	1,105,445.63	4.16
9	MASAN GROUP CORP VND	ベトナム	食品	304,200	5.22	1,588,677.98	3.08	936,498.04	3.52
10	PETROVIETNAM GAS JS VND	ベトナム	ガス	391,187	3.52	1,375,260.26	2.30	898,015.86	3.38
11	GEMADEPT CORP VND	ベトナム	運輸	331,666	1.92	637,950.50	2.58	855,920.38	3.22
12	HDBANK JSC VND	ベトナム	銀行	618,760	0.65	403,360.38	1.18	729,031.98	2.74
13	SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL VND	ベトナム	銀行	309,013	1.33	410,508.40	2.16	668,269.53	2.51
14	PHUNHUAN JEWELRY JSC VND	ベトナム	アパレル	207,554	3.72	771,709.55	3.16	655,533.32	2.46
15	ASIA COMMERCIAL BANK VND	ベトナム	銀行	672,272	0.85	570,632.79	0.97	651,550.14	2.45
16	BANK FOR INVESTMENT AND DEVELOPMENT VND	ベトナム	銀行	418,465	1.15	480,667.44	1.52	636,182.59	2.39
17	DIGIWORLD CORP VND	ベトナム	電子装置	398,108	2.03	807,172.83	1.57	623,391.36	2.34
18	HOA PHAT GROUP JSC VND	ベトナム	鉄鋼	554,634	1.26	699,891.09	1.07	593,399.99	2.23
19	VIETNAM DAIRY PRODUCTS VND	ベトナム	食品	207,380	3.66	759,898.18	2.28	472,912.47	1.78
20	FORTUNE VIETNAM JSC BANK VND	ベトナム	銀行	226,714	0.34	77,974.24	1.88	426,526.66	1.60
21	SAIGON BEER ALCOHOL BEVERAGE VND	ベトナム	食品	247,400	3.52	871,189.24	1.72	425,011.61	1.60
22	SSI SECURITIES CORP VND	ベトナム	証券	265,430	1.06	280,515.14	1.47	388,899.18	1.46
23	VINCOM RETAIL JSC VND	ベトナム	不動産	306,000	1.33	408,392.87	1.22	373,326.74	1.40
24	VINH HOAN CORP VND	ベトナム	食品	169,440	2.71	459,994.24	2.12	358,701.99	1.35
25	KINHBAO CITY DEVELOPMENT VND	ベトナム	不動産	238,000	1.80	429,538.20	1.37	326,547.84	1.23
26	VIETNAM RUBBER GROUP LTD VND	ベトナム	化学	280,000	1.46	409,841.60	1.05	294,781.65	1.11

順位	銘柄	国名	業種	株式数	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
27	KHANG DIEN HOUSE TRADING AND INV JSC VND	ベトナム	不動産	206,076	1.48	305,571.60	1.28	264,732.20	1.00
28	VNDIRECT SECURITIES CORP VND	ベトナム	証券	293,750	1.05	308,627.45	0.85	250,643.74	0.94
29	VIETJET AVIATION JSC VND	ベトナム	運輸	47,400	5.76	273,010.44	4.93	233,478.02	0.88
30	REFRIGERATION ELEC ENGINEERING VND	ベトナム	コングロマリット	91,122	1.68	152,951.08	2.49	226,843.95	0.85
31	PETROVIETNAM CA MAU FERTILIZER JSC VND	ベトナム	化学	159,000	1.73	275,859.04	1.41	224,501.16	0.84
32	BINH DUONG WATER ENVIRONMENT JSC VND	ベトナム	公益事業	116,600	1.91	222,838.01	1.84	214,932.92	0.81
33	PETROVIETNAM POWER CORP VND	ベトナム	エネルギー	380,000	0.62	234,066.87	0.55	207,251.72	0.78
34	VINGROUP JSC VND	ベトナム	不動産	29,791	4.17	124,265.90	6.65	198,032.99	0.74
35	VIETNAM NATL PETROLEUM VND	ベトナム	エネルギー	151,460	2.25	340,204.02	1.30	196,873.25	0.74
36	VIETTEL CONSTRUCTION JSC VND	ベトナム	建設	60,030	3.38	202,693.52	3.26	195,529.28	0.73
37	BAOVIET HLDGS VND	ベトナム	保険	86,300	2.55	220,073.54	2.10	181,383.84	0.68
38	NAM LONG INVESTMENT CORP VND	ベトナム	不動産	115,730	2.47	285,552.49	1.53	176,821.32	0.66
39	DUC GIANG CHEMICALS JSC VND	ベトナム	化学	49,154	2.98	146,496.30	3.49	171,500.03	0.64
40	PC1 GROUP JSC VND	ベトナム	資本財	174,984	0.91	158,735.58	0.97	170,255.43	0.64
41	PETROVIETNAM TRANSPORTATION VND	ベトナム	エネルギー	243,210	0.74	180,654.65	0.69	167,772.47	0.63
42	FPT DIGITAL RETAIL VND	ベトナム	小売	33,175	2.38	79,075.85	4.86	161,392.57	0.61
43	HO CHI MINH CITY SECURITIES VND	ベトナム	証券	157,205	0.82	129,414.98	1.01	159,529.23	0.60
44	VIET CAPITAL SECURITIES JSC VND	ベトナム	証券	88,407	1.61	142,407.64	1.65	145,995.37	0.55
45	HAI AN TRANSPORT AND STEVEDORING JSC VND	ベトナム	運輸	67,275	1.02	68,445.26	2.04	137,562.05	0.52
46	BINH SON REFINING AND PETROCHEMICAL VND	ベトナム	エネルギー	130,000	1.17	152,103.85	1.00	129,451.56	0.49
47	DONG HAI JSC OF BENTRE VND	ベトナム	紙製品	96,884	2.44	236,194.30	1.33	128,510.95	0.48
48	AIRPORTS CORP OF VIETNAM VND	ベトナム	運輸	56,615	1.86	105,334.96	2.12	120,283.48	0.45
49	MASAN CONSUMER CORP VND	ベトナム	食品	22,378	2.25	50,283.87	4.91	109,887.03	0.41
50	GELEX GROUP JSC VND	ベトナム	電気設備	42,735	2.02	86,453.17	2.11	90,144.52	0.34
51	IDICO CORP JSC VND	ベトナム	資本財	50,600	2.05	103,738.34	1.46	74,041.28	0.28
52	DAT XANH GROUP JSC VND	ベトナム	不動産	55,253	0.76	42,164.49	0.79	43,469.92	0.16
53	TNH HOSPITAL GROUP JSC VND	ベトナム	ヘルスケア	77,881	0.90	69,728.38	0.51	39,664.23	0.15

順位	銘柄	国名	業種	株式数	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
54	SONADEZI CHAU DUC SHAREHOLDING CO VND	ベトナム	建設	30,000	1.12	33,546.55	1.29	38,596.02	0.15
55	BINH MINH PLASTICS JS VND	ベトナム	建設関連商品	7,002	4.40	30,795.58	5.45	38,162.24	0.14
56	PETROVIETNAM TECHNICAL SERVICES CORP VND	ベトナム	エネルギー	30,000	1.23	36,987.03	1.25	37,398.81	0.14
57	HA DO JSC VND	ベトナム	建設	26,317	1.61	42,438.33	1.23	32,307.37	0.12
58	THU DAU MOT WATER JSC VND	ベトナム	公益事業	13,700	1.96	26,838.09	2.24	30,720.99	0.12
59	COTECCONS CONS JSC VND	ベトナム	建設	10,000	3.14	31,415.86	2.97	29,683.40	0.11
60	INVESTMENT AND INDUSTRIAL DEV VND	ベトナム	不動産	11,400	2.40	27,349.05	2.54	28,986.36	0.11
61	MAI LINH GROUP VND 34HNDL	ベトナム	サービス	509,434	3.29	1,674,853.37	0.03	17,425.81	0.07
62	HOA SEN GROUP VND	ベトナム	鉄鋼	17,989	1.26	22,720.96	0.72	12,990.42	0.05

[次へ](#)

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Statement of Comprehensive Income
For the financial year ended 30 September 2025

	Notes	2025 US\$	2024 US\$
Income			
Dividend income		457,669	585,747
Interest income		8,274	12,290
Net foreign exchange loss		(312,065)	(197,125)
Net change in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	5	<u>1,837,887</u>	<u>4,124,701</u>
Total net gain		<u>1,991,765</u>	<u>4,525,613</u>
Expenses			
Management fee	12	22,649	23,510
Investment management fee	12	201,322	209,121
Trustee fee	12	30,000	30,000
Custodian and administrator fee	12	228,581	228,079
Audit fee		55,000	54,349
Distributor fee	12	125,826	130,701
Agent company fee	12	50,321	52,244
Registrar fee	12	3,000	3,000
Professional fee		24,260	22,877
Other expenses		<u>38,173</u>	<u>35,883</u>
Total operating expenses		<u>779,132</u>	<u>789,764</u>
Gain before income tax		<u>1,212,633</u>	<u>3,735,849</u>
Total comprehensive income		<u>1,212,633</u>	<u>3,735,849</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Statement of Financial Position
As at 30 September 2025

	Notes	2025 US\$	2024 US\$
Assets			
Cash and cash equivalents	7	495,850	382,168
Financial assets at fair value through profit or loss	8	26,106,707	27,264,348
Investment awaiting settlement		79,764	-
Receivables	9	110,668	161,465
Due from broker	10	-	38,330
Total assets		<u>26,792,989</u>	<u>27,846,311</u>
Equity			
Net assets attributable to unitholders		<u>26,603,233</u>	<u>27,654,256</u>
Total equity		<u>26,603,233</u>	<u>27,654,256</u>
Liabilities			
Payables	11	<u>189,756</u>	<u>192,055</u>
Total liabilities		<u>189,756</u>	<u>192,055</u>
Total equity and liabilities		<u>26,792,989</u>	<u>27,846,311</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Statement of Changes in Equity
For the financial year ended 30 September 2025

	Number of Units	US\$
2025		
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the year	<u>118,686</u>	<u>27,654,256</u>
Issuance of units	1,308	278,131
Redemption of units	<u>(11,364)</u>	<u>(2,541,787)</u>
Net decrease from unit transactions	<u>(10,056)</u>	<u>(2,263,656)</u>
Total comprehensive income	<u>-</u>	<u>1,212,633</u>
Net assets attributable to unitholders at the end of the year	<u>108,630</u>	<u>26,603,233</u>
2024		
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the year	<u>130,149</u>	<u>26,317,228</u>
Issuance of units	2,932	627,376
Redemption of units	<u>(14,395)</u>	<u>(3,026,197)</u>
Net decrease from unit transactions	<u>(11,463)</u>	<u>(2,398,821)</u>
Total comprehensive income	<u>-</u>	<u>3,735,849</u>
Net assets attributable to unitholders at the end of the year	<u>118,686</u>	<u>27,654,256</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Statement of Cash Flows
For the financial year ended 30 September 2025

Cash flows from operating activities	Note	2025 US\$	2024 US\$
Total comprehensive income		1,212,633	3,735,849
Adjustments for:			
Dividend income		(457,669)	(585,747)
Interest income		<u>(8,274)</u>	<u>(12,290)</u>
Operating cash flow before working capital changes		746,690	3,137,812
Changes in operating assets and liabilities:			
Financial assets at fair value through profit or loss		1,157,641	(1,332,622)
Investment awaiting settlement		(79,764)	-
Due from broker		38,330	(38,330)
Payables		<u>(2,299)</u>	<u>23,960</u>
Cash generated from operations		1,860,598	1,790,820
Interest received		8,729	12,269
Dividends received		<u>511,698</u>	<u>508,984</u>
Net cash inflow from operating activities		<u>2,381,025</u>	<u>2,312,073</u>
Cash flows from financing activities			
Proceeds from units issued		274,444	635,535
Payments for units redeemed		<u>(2,541,787)</u>	<u>(3,074,727)</u>
Net cash outflow from financing activities		<u>(2,267,343)</u>	<u>(2,439,192)</u>
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		113,682	(127,119)
Cash and cash equivalents at beginning of the year		<u>382,168</u>	<u>509,287</u>
Cash and cash equivalents at end of the year	7	<u>495,850</u>	<u>382,168</u>

Reconciliation of liabilities arising from financing activities

	1 October US\$	Payments for units redeemed US\$	Redemption of units US\$	30 September US\$
2025: Redemption payable to unitholders	-	(2,541,787)	2,541,787	-
2024: Redemption payable to unitholders	48,530	(3,074,727)	3,026,197	-

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025

These notes form an integral part of and should be read in conjunction with the accompanying financial statements.

1. GENERAL

Vietnam Fund, (a sub trust of FC Global) (the “Fund”), a Cayman Islands Trust, was constituted in Cayman Islands on 28 August 2006 and commenced operations on 5 October 2006. The address of the Fund’s registered office is effective from 1 February 2021, is 3rd Floor, Citrus Grove, 106 Goring Avenue, P.O. Box 492, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands. The Fund registered with the Cayman Islands Monetary Authority on 23 November 2006 and also registered with the Japanese Financial Services Agency on 15 September 2006.

The investment objective of the Fund is to derive income and long-term capital appreciation through the acquisition of equity and equity-related securities, including convertible bonds, warrants and bonds with warrants and fixed income securities issued by companies established in Vietnam (herein after “Vietnam Companies”) or companies that are listed on Ho Chi Minh City Stock Exchange (“HOSE”) or Hanoi Stock Exchange (“HNX”) or that have operations in Vietnam or business exposures to the Vietnamese economy and are listed on any stock exchanges (herein after “Vietnam Related Companies”) or funds investing in such securities and options related to such securities or cash and cash equivalents including money market instruments such as treasury bills, at a reasonable level of risk.

FC Investments Ltd (the “Manager”), a Cayman Islands company, acts as the fund manager. The Manager has appointed Capital Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Manager”), a Japanese company, to provide investment advisory and fund management services to the Fund.

In accordance with the Master Trust Deed, G.A.S. (Cayman) Limited (the “Trustee”), a Cayman Islands company, provides trustee and registrar services to the Fund and has delegated certain of its custodian functions to Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) and certain of its registrar and transfer agent functions to SMT Fund Services (Ireland) Limited. SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”), a related company of the Trustee, provides fund administration services and delegate registrar services to the Fund. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) (the “Custodian”), a related company of the Trustee, provides delegate custodian services to the Fund.

The Manager has appointed Aizawa Securities Co. Ltd, (the “Distributor”) as the agent company for the manager and distributor of units in Japan. The agent company and distributor was incorporated as a joint stock company under the Commercial Code of Japan.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

1. GENERAL (continued)

The Fund has a finite life of 100 years from the date of the revised Supplemental Trust Deed on 1 September 2013. In the event in which the Net Asset Value (“NAV”) of the Fund at any time falls below US\$5,000,000, the Fund may be terminated by the Manager. In the event that the Fund is terminated, the Manager must publish (or cause the distributor to publish) or notify (or cause the distributor to notify) all unitholders and beneficiaries of such termination and any other information as required under the applicable law forthwith upon such termination.

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

2.1 Basis of preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with Singapore Financial Reporting Standards (“FRS”). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss.

The preparation of financial statements in conformity with FRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Manager to exercise its judgement in the process of applying the Fund’s accounting policies. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where and assumptions and estimates are significant to financial statements, are disclosed in Note 4.

(a) Standards and amendments to existing standards effective 1 October 2024

There are no standards, amendments to standards or interpretations that are effective for annual periods beginning on 1 October 2024 that have a material effect on the financial statements of the Fund.

(b) New standards, amendments and interpretations effective after 1 October 2024 and have not been early adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after 1 October 2024, and have not been early adopted in preparing these financial statements. None of these are expected to have a material effect on the financial statements of the Fund.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

2. **MATERIAL ACCOUNTING POLICIES** (continued)

2.2 Foreign currency translation

(a) Functional and presentation currency

Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Fund operates (the “functional currency”). The financial statements are presented in United States Dollars (“US\$”), which is the Fund’s functional currency.

(b) Transactions and balances

Transactions in a currency other than US\$ are translated into US\$ using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Currency translation arising from the settlement of such transactions and from the translation of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the closing rates at the reporting date are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Foreign currency assets and liabilities held at reporting date are translated into the functional currency using the exchange rate prevailing at the Statement of Financial Position date.

Foreign exchange gains and losses relating to the financial assets and financial liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the Statement of Comprehensive Income within “net change in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss”.

2.3 Revenue recognition

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method.

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established.

2.4 Financial assets and liabilities

(a) Classification

(i) Assets

The Fund classifies its investments based on both the Fund’s business model for managing those financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The portfolio of financial assets is managed and performance is evaluated on a fair value basis. The Fund is primarily focused on fair value information and uses that information to assess the assets’ performance and to make decisions. The Fund has not taken the option to irrevocably designate any equity securities as fair value through other comprehensive income.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.4 Financial assets and liabilities (continued)

(a) Classification (continued)

(i) Assets (continued)

The contractual cash flows of the Fund's debt securities are solely principal and interest, however, these securities are neither held for the purpose of collecting contractual cash flows nor held both for collecting contractual cash flows and for sale. The collection of contractual cash flows is only incidental to achieving the Fund's business model's objective. Consequently, all investments are measured at fair value through profit or loss.

(ii) Liabilities

Derivative contracts that have a negative fair value are presented as liabilities at fair value through profit or loss. As such, the Fund classifies all of its investment portfolio as financial assets or liabilities as fair value through profit or loss.

The Fund's policy requires the Investment Manager and the Trustee to evaluate the information about these financial assets and liabilities on a fair value basis together with other related financial information.

(b) Recognition, derecognition and measurement

Regular purchases and sales of investments are recognised on the trade date – the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are initially recognised at fair value. Transaction costs are expensed as incurred in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership. On sale of an investment, the difference between the net sale proceeds and its carrying amount is recognised in profit or loss. Realised gains or losses from investment transactions are recorded on the First-In-First-Out ("FIFO") method.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.4 Financial assets and liabilities (continued)

(b) Recognition, derecognition and measurement (continued)

Subsequent to initial recognition, all financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the “financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss” category are presented in the Statement of Comprehensive Income within net changes in fair value of financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the period in which they arise.

Dividend income from financial assets at fair value through profit or loss is recognised in the Statement of Comprehensive Income within dividend income when the Fund’s right to receive payment is established.

(c) Impairment

Financial assets

The Fund assesses on a forward looking basis the expected credit losses associated with its financial assets carried at amortised cost. The impairment methodology applied depends on whether there has been a significant increase in credit risk. Note 3.4 details how the Fund determines whether there has been a significant increase in credit risk.

For trade receivables, the Fund applies the simplified approach permitted by FRS 109, which requires expected lifetime losses to be recognised from initial recognition of the trade receivables.

For cash and cash equivalents, the general 3 stage approach is applied. Credit loss allowance is based on 12-month expected credit loss if there is no significant increase in credit risk since initial recognition of the assets. If there is a significant increase in credit risk since initial recognition, lifetime expected credit loss will be calculated and recognised.

(d) Transfers between levels of the fair value hierarchy

Transfers between levels of the fair value hierarchy are deemed to have occurred at the beginning of the reporting period.

2.5 Provisions for other liabilities and charges

Provisions for other liabilities and charges are recognised when the Fund has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is more likely than not that an outflow of resources will be required to settle the obligation and the amount has been reliably estimated.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.6 Fair value estimation of financial assets and financial liabilities

The fair value of financial instruments traded in active markets, such as trading securities, are based on quoted market prices at the reporting date. The quoted market price used for financial assets and financial liabilities held by the Fund is the last traded price. For the purpose of calculating the published NAV per unit, the fair value of financial instruments is based on last traded price as set forth in the Fund's Offering Memorandum.

The fair values of financial instruments that are not traded in an active market such as unlisted securities are determined by using valuation techniques. The Fund uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each reporting date. Valuation techniques used include the use of corporate recent arm's length transactions, discounted cash flow analysis and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market input and relying as little as possible on entity-specific inputs.

The trading volume in respect of the securities listed on the Vietnam stock exchanges may be substantially less than that of the world's leading stock markets. In addition, the valuation and recoverability of the securities in these financial statements are based on conditions prevailing and information available as at or on 30 September 2025, updated for material changes to the date of these financial statements. The ongoing economic uncertainties in the countries in the region will continue to impact on the assessment of such valuations.

The fair values of current financial assets and financial liabilities carried at amortised cost approximate their carrying amounts.

2.7 Taxation

The Fund is domiciled in the Cayman Islands. Under current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, transfer, sales or other Cayman Islands taxes payable by the Fund.

The Fund intends generally to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. The Fund may incur withholding tax imposed by certain countries on investment income. Such income would be recorded gross of withholding tax in the Statement of Comprehensive Income. Withholding tax would be shown as a separate line item in the Statement of Comprehensive Income.

In accordance with FRS 12 - Income Taxes, the Fund is required to recognise a tax liability when it is possible that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Fund's capital gains sourced from such foreign countries, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of the facts and circumstances.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.7 Taxation (continued)

The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant tax authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted law is applied to offshore investment funds. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Fund. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities, management considers all relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payments, including any formal or informal tax practices of the relevant tax authorities.

As at 30 September 2025 and 2024, the Fund has reviewed and evaluated its cumulative tax positions in all major jurisdictions and has determined that there are no uncertain tax positions. While this represents the management's best estimate, this determination could differ from the amount ultimately payable.

2.8 Investment awaiting settlement

Investment awaiting settlement represents receivables for the securities which have been contracted for but not yet delivered on the Statement of Financial Position date. These amounts are recognised initially at fair value.

2.9 Payables

Payables are initially recognised at fair value, subsequently carried at amortised cost using the effective interest method. All expenses are recognised on an accrual basis.

2.10 Due from and due to broker

Amounts due from and due to broker represent receivables for securities sold and payables for securities purchased that have been contracted for but not yet settled or delivered on the Statement of Financial Position date respectively.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.10 Due from and due to broker (continued)

These amounts are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less impairment provision for amounts due from broker. At each reporting date, the Fund shall measure the loss allowance on amounts due from broker at an amount equal to the lifetime expected credit losses if the credit risk has increased significantly since initial recognition. If, at the reporting date, the credit risk has not increased significantly since initial recognition, the Fund shall measure the loss allowance at an amount equal to 12-month expected credit losses. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganisation, and default in payments are all considered indicators that a loss allowance may be required. If the credit risk increases to the point that it is considered to be credit impaired, interest income will be calculated based on the gross carrying amount adjusted for the loss allowance.

A significant increase in credit risk is defined by management as any contractual payment which is more than 30 days past due. Any contractual payment which is more than 90 days past due is considered credit impaired.

2.11 Offsetting financial instruments

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the Statement of Financial Position when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously. The legally enforceable right must not be contingent on future events and must be enforceable in the normal course of business and in the event of default, insolvency or bankruptcy of the Fund or the counterparty.

2.12 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include bank balances held with financial institutions which are subject to an insignificant risk of change in value.

2.13 Units

The Fund issues one class of redeemable units in US\$, which are redeemable at the unitholder's option and are classified as equity.

The redeemable units are carried at the redemption amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the unitholder exercises the right to put the units back to the Fund.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.13 Units (continued)

Should the terms or conditions of the redeemable units change such that they do not comply with the strict criteria contained in FRS 32 “Financial Instruments: Presentation”, the redeemable units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument’s fair value at the date of reclassification. Any difference between the carrying value of the equity instrument and fair value of the liability on the date of reclassification would be recognised as equity.

Units are issued and redeemed at the unitholder’s option at prices based on the Fund’s NAV per unit at the time of issue or redemption. The Fund’s NAV per unit is calculated by dividing the net assets attributable to unitholders with the total number of outstanding units. In accordance with the provisions of the Fund’s Offering Memorandum, investment positions are valued based on the last traded market price for the purpose of determining the NAV per unit for subscriptions and redemptions.

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

3.1 Strategy in using financial instruments

The Fund is involved in investment trading and its activities expose it to a variety of risks but not limited to market risk (including price risk, interest rate risk and currency risk), credit risk and liquidity risk. The overall responsibility for the implementation of the Fund’s financial risk management policies lies with the Investment Manager, who, among other things, focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the financial performance of the Fund.

The Fund may undertake hedging only to the extent that it is practical taking into account the costs involved and the timing of investments. Recognising the unpredictability of financial markets, the Investment Manager seeks to minimise potential adverse effects on the financial performance of the Fund by adopting restrictions and policies relating to the activities and investment of assets of the Fund. The Fund has laid down policies and procedures for risk containment by ensuring that the portfolio risks are well diversified through appropriate portfolio mix and strict adherence to investment restrictions as set out in the Fund’s Offering Memorandum. These policies are approved by the Manager of the Fund.

Derivative financial instruments may be used from time to time to either create an exposure to an underlying instrument, or to leverage the portfolio within acceptable constraints. The Fund’s overall market positions are monitored on a daily basis by the Investment Manager. The Fund did not hold any derivatives instruments as at 30 September 2025. As at 30 September 2024, the Fund held derivatives instruments as disclosed in Note 3.2.1.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk

Market risk is the risk of potential adverse changes to the value of financial instruments because of changes in market conditions such as interest rate and currency rate movements and volatility in security prices.

At reporting date, the Fund's market risk comprises three main components, namely changes in actual market prices of investments ("price risk"), interest rates and foreign currency movements.

3.2.1 Price risk

The Fund is exposed to price risk from its investment in listed equities and related derivatives.

The Fund's investments are susceptible to price risk arising from uncertainties about future prices of these financial instruments. In the case of its investments in Vietnam, it involves certain considerations and risks not typically associated with investments in more developed market. In addition to their smaller size, lesser liquidity and greater volatility, the Vietnamese securities markets are less developed and there is often substantially less publicly available information about Vietnamese issuers than there is in developed markets.

Price risk represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The nature of the Fund's activities directly results in market risk exposures being taken so as to maximise returns.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

The table below summarises the Fund's overall market risk exposure of investments as at 30 September 2025 and 2024:

	2025		2024	
	Fair value US\$	% of net assets attributable to unitholders	Fair value US\$	% of net assets attributable to unitholders
Financial assets at fair value through profit or loss				
Listed securities	26,089,281	98.07	27,229,111	98.46
Unlisted securities	17,426	0.06	18,672	0.07
Derivatives	-	-	16,565	0.06
	<u>26,106,707</u>	<u>98.13</u>	<u>27,264,348</u>	<u>98.59</u>

The Vietnam Stock Index (the "VNINDEX") is a capitalisation-weighted index of all the companies listed on the HOSE and has geographical focus similar to the Fund. However, the Manager does not manage the Fund's investment strategy to track the Index.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

The table below and overleaf summarises the Fund's overall concentration risk exposure of investments as at 30 September 2025:

	Nominal Holdings	Fair Value US\$	% of NAV
Listed securities			
Vietnam			
Banking			
- Bank for Foreign Trade Vietnam JSC	833,542	1,964,182	7.38
- Vietnam JS Commercial Bank	731,653	1,412,640	5.31
- Others	-	6,818,141	25.63
Capital Goods	-	235,089	0.89
Communications Equipment	-	161,393	0.61
Construction	-	356,231	1.34
Diversified Financials	-	799,072	3.00
Energy	-	166,850	0.63
Food and Drink	-	1,007,811	3.79
Food Beverage & Tobacco	-	1,295,200	4.87
Health Care Equipment & Services	-	39,664	0.15
Home Improvements	-	226,844	0.85
Information and Communication	-	2,452,070	9.22
Infrastructure Construction	-	365,785	1.37
Institutional Brokerage	-	145,995	0.55
Insurance	-	181,384	0.68
Manufacturing	-	1,428,597	5.37
Materials	-	466,282	1.75
Oil and Gas	-	1,694,414	6.37
Real Estate	-	-	-
Vinhomes JSC	408,450	1,598,964	6.01
- Others	-	639,587	2.40
Real Estate Owners & Developers	-	416,797	1.57
Shipping	-	855,920	3.22
Technology Hardware & Equipment	-	623,391	2.34
Transport	-	353,762	1.33
Transportation	-	137,562	0.52
Utilities	-	245,654	0.92
Total listed securities		26,089,281	98.07

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. **FINANCIAL RISK MANAGEMENT** (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

	Nominal Holdings	Fair Value US\$	% of NAV
Unlisted securities			
Vietnam			
Transportation	-	<u>17,426</u>	<u>0.06</u>
Total unlisted securities		<u>17,426</u>	<u>0.06</u>
Total financial assets at fair value through profit or loss		<u>26,106,707</u>	<u>98.13</u>

The below table is a summary of derivatives held which give rise to price risk:

	2025		2024	
	Contract value US\$	Fair value US\$	Contract value US\$	Fair value US\$
Derivatives				
Equity rights	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>18,247</u>	<u>16,565</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

The table below and overleaf summarises the Fund's overall concentration risk exposure of investments as at 30 September 2024:

	Nominal Holdings	Fair Value US\$	% of NAV
Listed securities			
Vietnam			
Banking			
- JS Comm Bank Foreign Trade Vietnam	611,065	2,289,472	8.28
- Others	-	6,437,455	23.26
Capital Goods			
Communications Equipment	-	212,496	0.77
Construction	-	228,635	0.83
Diversified Financials	-	313,525	1.13
Energy	-	549,644	1.99
Food and Drink	-	177,194	0.64
Food Beverage & Tobacco	-	1,431,567	5.19
Health Care Equipment & Services	-	1,548,839	5.60
Home Improvements	-	45,522	0.16
Information and Communication	-	214,913	0.78
- FPT Corporation	481,691	2,638,462	9.54
- Others	-	1,204,738	4.36
Infrastructure			
Infrastructure Construction	-	235,960	0.85
Institutional Brokerage	-	671,457	2.43
Insurance	-	162,026	0.59
Manufacturing	-	283,769	1.02
Materials	-	1,597,619	5.78
Oil and Gas	-	717,595	2.60
Pharmaceuticals, Biotechnology & Life Sciences	-	2,068,425	7.47
Real Estate	-	19,059	0.07
Real Estate Owners & Developers	-	1,411,548	5.10
Shipping	-	264,602	0.96
Technology Hardware & Equipment	-	825,901	2.99
Transport	-	799,642	2.89
Transportation	-	348,105	1.26
Utilities	-	85,670	0.31
	-	445,271	1.61
Total listed securities		27,229,111	98.46

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. **FINANCIAL RISK MANAGEMENT** (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

	Nominal Holdings	Fair Value US\$	% of NAV
Unlisted securities			
Vietnam			
Transportation	-	<u>18,672</u>	<u>0.07</u>
Total unlisted securities		<u>18,672</u>	<u>0.07</u>
Derivatives			
Vietnam			
Diversified Financials	-	<u>13,192</u>	<u>0.05</u>
Health Care Equipment & Services	-	<u>3,373</u>	<u>0.01</u>
Total derivatives		<u>16,565</u>	<u>0.06</u>
Total financial assets at fair value through profit or loss		<u>27,264,348</u>	<u>98.59</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

The table below summarises the sensitivity of the Fund's net assets attributable to unitholders to equity price movements, including the effect of movements in foreign currency exchange rates on equity prices, as at 30 September 2025 and 2024.

FRS 107 requires management to identify a relevant risk variable that is most reflective of the risk of the markets in which the Fund invests in. Hence, the analysis is based on the assumptions that the VNINDEX increased by 36.7% (2024: 36.4%) and decreased by 21.5% (2024: 22.7%) as at 30 September 2025, with all other variables held constant and that the fair value of the Fund's underlying investments moved according to their historical correlation with the VNINDEX. This represents management's best estimate of a reasonable possible shift in the VNINDEX, having regard to the historical volatility of the VNINDEX.

The historical correlation of the Fund's underlying investments with movements in VNINDEX is 61.3% (2024: 60.5%) of the index gain as at 30 September 2025. The impact below arises from the reasonable possible change in the fair value of the Fund's underlying investments.

	2025	2024
	US\$	US\$
Effect on net assets attributable to unitholders of an increase in the index	<u>5,984,956</u>	<u>6,090,020</u>
Effect on net assets attributable to unitholders of an decrease in the index	<u>(3,506,173)</u>	<u>(3,797,897)</u>

The sensitivity analysis is prepared using the monthly data of the Fund since its inception. The presentation of the sensitivity analysis is based upon the portfolio composition as at 30 September 2025 and 2024 and the historical correlation of the securities comprising the portfolio to the VNINDEX. The composition of the Fund's investment portfolio and the correlation thereof to the VNINDEX, is expected to change over time. Accordingly, the sensitivity analysis prepared as at 30 September 2025 and 2024 is not necessarily indicative of the effect on the Fund's net assets attributed to unitholders of future movements in the level to the VNINDEX.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.2 Interest rate risk

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in the prevailing levels of markets interest rates on the fair value of financial assets and financial liabilities and future cash flows.

As at 30 September 2025, the Fund's exposure to interest rate risk is limited to its cash and cash equivalents, which is approximately 2% (2024: 1%) of the total assets. The Fund does not have any significant interest-bearing assets and liabilities.

As at 30 September 2025, if interest rates on cash and cash equivalents increase or decrease by 50 (2024: 50) basis points over the next one year with all other variables held constant, the increase or decrease in the profit or loss after tax would be US\$2,479 (2024: US\$1,911) as a result of higher or lower net interest income. This sensitivity analysis summarises the estimated effect of changes in interest rates at the reporting date which may not be representative of the exposure for each type of cash and cash equivalents.

3.2.3 Currency risk

The Fund holds assets denominated in currencies other than the US\$, the functional currency. It is therefore exposed to currency risk, as the value of the securities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates. As stated in the Offering Memorandum, the Fund's policy is not to enter into any currency hedging transactions. As per cash deposits, the Fund's policy is to convert foreign currency deposits that are in excess of investment requirements into the functional currency.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. **FINANCIAL RISK MANAGEMENT** (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.3 *Currency risk* (continued)

The table below summarises the Fund's exposure to key foreign currencies from its monetary and non-monetary assets and liabilities, expressed in US\$, as at 30 September 2025 and 2024:

	US\$ US\$	VND US\$	Total US\$
2025			
Assets			
Cash and cash equivalents	265,919	229,931	495,850
Financial assets at fair value through profit or loss	-	26,106,707	26,106,707
Investment awaiting settlement	-	79,764	79,764
Receivables	4,214	106,454	110,668
	<u>270,133</u>	<u>26,522,856</u>	<u>26,792,989</u>
Total assets			
	<u>270,133</u>	<u>26,522,856</u>	<u>26,792,989</u>
Liabilities			
Payables	189,756	-	189,756
	<u>189,756</u>	<u>-</u>	<u>189,756</u>
Total liabilities			
	<u>189,756</u>	<u>-</u>	<u>189,756</u>
Net currency exposure	<u>80,377</u>	<u>26,522,856</u>	<u>26,603,233</u>
2024			
Assets			
Cash and cash equivalents	209,515	172,653	382,168
Financial assets at fair value through profit or loss	-	27,264,348	27,264,348
Receivables	982	160,483	161,465
Due from broker	-	38,330	38,330
	<u>210,497</u>	<u>27,635,814</u>	<u>27,846,311</u>
Total assets			
	<u>210,497</u>	<u>27,635,814</u>	<u>27,846,311</u>
Liabilities			
Payables	192,055	-	192,055
	<u>192,055</u>	<u>-</u>	<u>192,055</u>
Total liabilities			
	<u>192,055</u>	<u>-</u>	<u>192,055</u>
Net currency exposure	<u>18,442</u>	<u>27,635,814</u>	<u>27,654,256</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.3 Currency risk (continued)

Investments, which are the significant items in the Statement of Financial Position, are exposed to currency risk and price risk. Price risk sensitivity analysis includes the impact of currency risk on non-monetary investments. Consequently, currency risk sensitivity is prepared and disclosed for monetary and non-monetary assets and liabilities. The table below shows the sensitivity of the Fund's monetary and non-monetary assets and liabilities to foreign currency exposure should the currencies increase or decrease against the Fund's functional currency with all other variables held constant.

	2025		2024	
	Reasonable possible changes	Impact on net assets attributable to unitholders US\$	Reasonable possible changes	Impact on net assets attributable to unitholders US\$
Currency				
VND	<u>(3.42)%</u>	<u>(907,082)</u>	<u>(2.62)%</u>	<u>(724,058)</u>

As at 30 September 2025 and 2024, the Fund had no foreign currency contracts.

3.3 Liquidity risk

The Fund's liquidity risk arises mainly from redemptions of redeemable units. The Fund invests the majority of its assets in investments that are traded in an active market. No more than 20% of the NAV may be invested in investments which are not listed on an exchange or for which prices are not readily available.

The Fund has the ability to borrow in the short-term for the purposes of meeting redemptions and short-term bridging requirements.

To ensure continuity of funding, dedicated personnel are responsible for monitoring the Fund's liquidity position on a daily basis to ensure that sufficient cash resources and liquid assets are available to meet liabilities as and when they fall due.

The Fund may, from time to time, invest in derivative contracts traded over the counter, which are not traded in an organised market and may be illiquid.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.3 Liquidity risk (continued)

As a result, the Fund may not be able to liquidate promptly its investments in these instruments at an amount close to their fair value to meet its liquidity requirements or to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer.

As at 30 September 2025 and 2024, there is no single investor who holds more than 20% of units in the Fund.

The table below analyses the Fund's financial liabilities and net assets attributable to unitholders into relevant maturity groupings based on the remaining period at the reporting date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months approximate their carrying values as the impact of discounting is not significant.

	Less than 3 months US\$	Total US\$
2025		
Payables	189,756	189,756
Net assets attributable to unitholders	<u>26,603,233</u>	<u>26,603,233</u>
	<u>26,792,989</u>	<u>26,792,989</u>
2024		
Payables	192,055	192,055
Net assets attributable to unitholders	<u>27,654,256</u>	<u>27,654,256</u>
	<u>27,846,311</u>	<u>27,846,311</u>

3.4 Credit risk

The Manager with whom the Fund has entrusted the management of its funds has policies in place to ensure that investment transactions are carried out only with approved counterparties and are within approved trading units. The Fund spreads its transactions over a number of counterparties such that it is not unduly dependent on any single counterparty. Cash deposits are kept only at banks which the Manager has approved.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.4 Credit risk (continued)

The Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when due, including transactions with counterparties such as issuers, brokers, custodians and banks.

All transactions in quoted securities are settled / paid upon delivery using approved brokers. The risk of default is deemed to be low, as delivery of securities is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

The Fund's exposure to credit risk arises mainly from its bank balances and assets held with custodians and counterparties. The table below summarises the credit rating of banks, custodians and counterparties with whom the Fund's cash balances and assets are held as at 30 September 2025 and 2024.

	% of NAV	2025 Credit rating	% of NAV	2024 Credit rating
Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co.")	<u>100.30</u>	<u>A+ (Fitch)</u>	<u>99.97</u>	<u>A+ (Fitch)</u>

G.A.S. (Cayman) Limited were appointed as Trustee for the Fund. As Trustee, they have appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited (London Branch) as its Custodian. The Custodian is the London branch of Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited which has a Fitch credit rating of A-. The Custodian have, in turn, appointed BBH & Co., as their global sub-custodian. The cash is ultimately held at BBH & Co.

The Fund has agreed in certain circumstances to subscribe to the BBH & Co. Cash Management Service (CMS) which invests idle demand deposit balances in unrestricted overnight deposit instruments with various financial institutions. In addition, money is also temporarily held for short periods at BBH & Co.'s Grand Cayman branch when money for redemptions or fees and expenses are being paid out of the Fund. Such deposits may be subject to both sovereign actions in the jurisdiction of the deposit institution and sovereign actions in the jurisdiction of the currency, including but not limited to freeze, seizure, or diminution. In any case, the risk associated with the repayment of principal and payment of interest on such instruments by the institution with whom the deposit is ultimately placed will be exclusively for the Fund's accounts.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.4 Credit risk (continued)

The Fund measures credit risk and expected credit losses using probability of default, exposure at default and loss given default. Management consider both historical analysis and forward looking information in determining any expected credit loss. As at 30 September 2025 and 2024, all receivables, amount due from brokers and cash are held with counterparties with a credit rating of A+ or higher and are due to be settled within 1 week. Management considers the probability of default to be close to zero as the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. As a result, no loss allowance has been recognised based on 12-month expected credit losses as any such impairment would be wholly insignificant to the Fund.

The maximum exposure to credit risk at the reporting date is the carrying amount of the financial assets.

3.5 Capital risk

The capital of the Fund is represented by the net assets attributable to unitholders. The amount of net assets attributable to unitholders can change significantly on a daily basis as the Fund is subject to daily subscriptions and redemptions at the discretion of unitholders. The Fund's objective when managing capital is to safeguard the Fund's ability to continue as a going concern in order to provide returns for unitholders and benefits for other stake holders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Fund.

3.6 Fair value estimation

The Fund classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (Level 1).
- Inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is derived from prices) (Level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (Level 3).

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. **FINANCIAL RISK MANAGEMENT** (continued)

3.6 Fair value estimation (continued)

The following table analyses within the fair value hierarchy the Fund's financial assets and liabilities (by class) measured at fair value as at 30 September 2025 and 2024:

	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	Total US\$
2025				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Listed securities	26,089,281	-	-	26,089,281
Unlisted securities	-	-	17,426	17,426
Total assets	26,089,281	-	17,426	26,106,707
2024				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Listed securities	27,229,111	-	-	27,229,111
Unlisted securities	-	-	18,672	18,672
Derivatives	-	16,565	-	16,565
Total assets	27,229,111	16,565	18,672	27,264,348

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.6 Fair value estimation (continued)

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes “observable” requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

There were no transfers between Levels 1 and 2 for the years ended 30 September 2025 and 2024.

As at 30 September 2025 and 2024, a sensitivity analysis for Level 3 positions were not presented, as it was deemed that the impact of reasonable changes in inputs would not be significant.

The table below and overleaf presents the changes in Level 3 instruments:

	Financial assets, fair value through profit or loss US\$	Total US\$
2025		
Beginning of the year	18,672	18,672
Losses recognised in net change in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	<u>(1,246)</u>	<u>(1,246)</u>
End of the year	17,426	17,426
Change in unrealised losses for Level 3 assets held at the end of the year	<u>(1,246)</u>	<u>(1,246)</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.6 Fair value estimation (continued)

	Financial assets, fair value through profit or loss US\$	Total US\$
2024		
Beginning of the year	18,842	18,842
Losses recognised in net change in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	<u>(170)</u>	<u>(170)</u>
End of the year	18,672	18,672
Change in unrealised losses for Level 3 assets held at the end of the year	<u>(170)</u>	<u>(170)</u>

For the financial years ended 30 September 2025 and 2024, fair value gains related to these investments were recognised in the profit or loss.

3.7 Offsetting financial instruments

As at 30 September 2025 and 2024, the Fund was not subject to any master netting arrangements.

4. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS

Fair value of securities that are not quoted in an active market is determined by using valuation techniques, primarily earning multiples and discounted cash flows. The models used to determine fair value are validated and periodically reviewed by experienced personnel independent of that area that created them. The models are based on company-generated cash flows including estimates and assumptions based on observable market data on interest rates and equity returns. The discount rates used for valuing equity securities are determined based on historical equity returns for other entities operating in the same industry for which market returns are observable. Estimates and judgements used are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. Changes in assumptions about these factors could affect the reported fair value of the securities.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

5. NET CHANGE IN FAIR VALUE ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2025	2024
	US\$	US\$
Net change in fair value on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
- Realised	748,288	432,863
- Net change in unrealised	<u>1,089,599</u>	<u>3,691,838</u>
Total net gains	<u>1,837,887</u>	<u>4,124,701</u>

6. DISTRIBUTION

The Manager did not propose any distribution to unitholders for the years ended 30 September 2025 and 2024.

7. CASH AND CASH EQUIVALENTS

For the purpose of the Statement of Cash Flows, the cash and cash equivalents for the Fund comprise the following balances.

	2025	2024
	US\$	US\$
Cash at bank	<u>495,850</u>	<u>382,168</u>

Cash at bank of US\$495,850 (2024: US\$382,168) was placed with BBH & Co. Interest income on these balances for the year amounted to US\$8,274 (2024: US\$12,290).

8. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2025	2024
	US\$	US\$
Listed securities	26,089,281	27,229,111
Unlisted securities	17,426	18,672
Derivatives	<u>-</u>	<u>16,565</u>
Total financial assets at fair value through profit or loss	<u>26,106,707</u>	<u>27,264,348</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

9. RECEIVABLES

	2025	2024
	US\$	US\$
Amounts due from unitholders	3,687	-
Dividends receivable	106,454	160,483
Interest receivable	527	982
	<u>110,668</u>	<u>161,465</u>

10. DUE FROM BROKER

	2025	2024
	US\$	US\$
Due from broker	<u>-</u>	<u>38,330</u>

Due from broker includes amounts receivable and payable for securities transactions that have not settled at the date of the Statement of Financial Position. The Fund continuously monitors the credit standing of each broker with which it conducts business.

The Fund currently does not offset balances with the Custodian and all due from and due to broker balances are presented at gross in the Statement of Financial Position.

11. PAYABLES

	2025	2024
	US\$	US\$
Management fee payable	2,002	2,003
Investment management fee payable	17,871	17,877
Trustee fee payable	2,442	2,439
Administration fee payable	6,315	6,219
Custodian fee payable	41,010	38,562
Audit fee payable	55,000	54,349
Distributor fee payable	11,169	11,173
Agent company fee payable	4,468	4,479
Other fees	49,479	54,954
	<u>189,756</u>	<u>192,055</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

12. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial and operational decisions.

In addition to the related party information shown elsewhere in the financial statements, during the year, in the ordinary course of its business, the following transactions took place with the related parties.

(a) Management fee

The Manager is entitled to a management fee calculated at the rate of 0.09% per annum of the Fund's NAV. The management fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2025	2024
	US\$	US\$
Management fee	22,649	23,510

(b) Investment management fee

The Investment Manager is entitled to an investment management fee calculated at 0.8% per annum of the Fund's NAV. The investment management fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2025	2024
	US\$	US\$
Investment management fee	201,322	209,121

(c) Performance fee

The Investment Manager is also entitled to receive a Performance Fee calculated and payable in arrears at the end of each calendar quarter. The Performance Fee for any calendar quarter will be an amount equal to 15% of the amount by which the NAV per unit at the end of the relevant quarter exceeds the highest of the NAV per unit as at the end of any of the preceding calendar quarters or the initial issue price of US\$100 if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the relevant quarter.

No performance fees were incurred by the Fund for any of the quarters during the financial year ended 30 September 2025 and 2024, as the Fund had not outperformed the High Watermark ("HWM").

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

12. RELATED PARTY TRANSACTIONS (continued)

(d) Trustee fee

The Trustee is entitled to a trustee fee calculated at 0.06% per annum of the Fund's NAV, and was subject to a minimum fee of US\$30,000 per annum. The trustee fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2025	2024
	US\$	US\$
Trustee fee	<u>30,000</u>	<u>30,000</u>

(e) Custodian fee and Administration fee

The Custodian receives out of the assets of the Fund, on a monthly basis, safekeeping and transaction fees at customary rates as agreed between the Trustee and the Custodian.

The administration fee is calculated at the rate of 0.11% per annum of the Fund's NAV for any NAV equal to or below US\$20 million or 0.1% per annum of the Fund's NAV for NAV above US\$20 million and was subject to a minimum of US\$72,000 per annum. The administration fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2025	2024
	US\$	US\$
Custodian and administration fee	<u>228,581</u>	<u>228,079</u>

(f) Registrar fee

The Administrator charges US\$3,000 per annum for acting as delegate registrar of the Fund.

	2025	2024
	US\$	US\$
Registrar fee	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2025
(Continued)

12. RELATED PARTY TRANSACTIONS (continued)

(g) Distributor and agent company fee

The Distributor receives out of assets of the Fund, a fee at the rate of 0.5% per annum of the Fund's NAV. The agent company receives out of assets of the Fund, in its capacity as the agent company of the Fund, a fee at the rate of 0.2% per annum of the Fund's NAV. The distribution and agent company fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2025	2024
	US\$	US\$
Distributor fee	125,826	130,701
Agent company fee	<u>50,321</u>	<u>52,244</u>

13. NAV HISTORY

	2025	2024
NAV per financial statements	US\$26,603,233	US\$27,654,256
Number of units in issue per financial statements	108,630	118,686
NAV per unit per financial statements	US\$244.90	US\$233.00

14. SUBSEQUENT EVENTS

For the period from 1 October 2025 to the issuance date of these financial statements, the Fund had subscriptions and redemptions amounting to US\$72,265 and US\$985,744 respectively.

15. AUTHORISATION OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were authorised for issue by the management on 27 January 2026.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年1月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
資産総額	29,107,644.92	4,472,680,718
負債総額	246,753.77	37,916,184
純資産総額(-)	28,860,891.15	4,434,764,534
発行済口数	104,995口	
純資産価格(/)	273.52	42,029

(注) 上記の純資産価格は、純資産総額を発行済口数で除した数値から、評価日における受益証券の購入価格および買戻価格を計算する目的で、実績報酬額を差引いた数値であり、 / の数値とは異なる場合があります。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 SMTファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または管理会社の請求もしくは当面発行済受益証券口数の10分の1以上を保有する旨登録されている受益者の書面による請求により、集会通知に規定される時間および場所において、受益者集会を開催します。各集会の書面による通知は、集会の場所、日付および時間並びに集会で提議される決議の内容を記載し、集会の基準日に、本受託会社から各受益者に郵送されます。かかる基準日とは、集会通知に記載される日より少なくとも21日前であるものとします。

全ての集会の定足数は、当面発行済受益証券口数の10%を代表し出席する本人または代理人の受益者とし、別途通知がなされる集会が休会する場合、出席する本人または代理人の受益者が定足数を構成するものとします。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の2026年1月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役により決定されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2026年1月末日現在、以下のとおり、公募投資信託2本の管理・運用を行っています。

(2026年1月末日現在)

国別 (設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン	公募	1	28,860,891.15米ドル
		1	6,907,620,488円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c．管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【貸借対照表】

F C インベストメント・リミテッド
貸借対照表
2025年8月31日現在

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
流動資産:	100,119,877	流動負債:	0
現金及び預金	17,676,368	未払金	0
売掛金	1,781,000	負債合計	0
短期貸付金	70,000,000	純資産の部	
営業投資有価証券	10,498,764	株主資本	100,119,877
その他	163,745	資本金	50,000,000
		利益剰余金	50,119,877
		その他利益剰余金	50,119,877
		繰越利益剰余金	50,119,877
		純資産合計	100,119,877
資産合計	100,119,877	負債純資産合計	100,119,877

(2) 【損益計算書】

F C インベストメント・リミテッド

損益計算書

自 2024年9月1日 至 2025年8月31日

(単位 : 円)

科目	金額	
売上高		22,105,332
売上原価		3,003,705
売上総利益		19,101,627
販売費及び一般管理費		8,939,680
営業利益		10,161,947
営業外収益		
受取利息	1,135,523	
為替差益	24,887	1,160,410
営業外費用		
為替差損	40,752	
雑損失	872,988	913,740
経常利益		10,408,617
税引前当期純利益		10,408,617
当期純利益		10,408,617

F C インベストメント・リミテッド

株主資本等変動計算書

自 2024年9月1日 至 2025年8月31日

(単位:円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
2024年9月1日残高	50,000,000	64,711,260	64,711,260	114,711,260	114,711,260
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
当期純利益		10,408,617	10,408,617	10,408,617	10,408,617
事業年度中の変動額合計	-	14,591,383	14,591,383	14,591,383	14,591,383
2025年8月31日残高	50,000,000	50,119,877	50,119,877	100,119,877	100,119,877

F Cインベストメント・リミテッド 個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

営業投資有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

FC Investment Ltd.
Balance sheet
As of August 31, 2025

(Unit: Yen)

ASSETS		LIABILITIES	
Current assets:	100,119,877	Current liabilities:	0
Cash and deposits	17,676,368	Accounts payable	0
Accounts receivable	1,781,000	Total liabilities	0
Short-term loans receivable	70,000,000	NET ASSETS	
Operational investment securities	10,498,764	Shareholders' equity	100,119,877
Other	163,745	Common stock	50,000,000
		Retained earnings	50,119,877
		Other retained earnings	50,119,877
		Retained earnings brought forward	50,119,877
		Total net assets	100,119,877
Total assets	100,119,877	Total liabilities and net assets	100,119,877

FC Investment Ltd.
Statement of income
From September 1, 2024 to August 31, 2025

(Unit: Yen)

Account	Amount	
Net sales		22,105,332
Cost of sales		3,003,705
Gross profit		19,101,627
Selling, general and administrative expenses		8,939,680
Operating income		10,161,947
Other income		
Interest income	1,135,523	
Foreign exchange gains	24,887	1,160,410
Other expenses		
Foreign exchange loss	40,752	
Miscellaneous loss	872,988	913,740
Ordinary income		10,408,617
Income before income taxes		10,408,617
Net income		10,408,617

FC INVESTMENT LTD.

Statements of changes in shareholder's equity

From September 1, 2024 to August 31, 2025

(Unit: Yen)

	Shareholders' equity				Total net assets
	Common stock	Retained earnings		Shareholders' equity	
		Other retained earnings	Total retained earnings		
		Retained earnings brought forward			
Balance at September 1, 2024	50,000,000	64,711,260	64,711,260	114,711,260	114,711,260
Changed amounts for this term					
Dividends of surplus		-25,000,000	-25,000,000	-25,000,000	-25,000,000
Net income for the year		10,408,617	10,408,617	10,408,617	10,408,617
Total changed amounts for this term	-	-14,591,383	-14,591,383	-14,591,383	-14,591,383
Balance at August 31, 2025	50,000,000	50,119,877	50,119,877	100,119,877	100,119,877

FC INVESTMENT LTD.
Notes to Financial Statements

1 Note to Significant accounting policies

Valuation standards and methods for securities

Operational investment securities

Non-marketable securities Stated at cost based on the moving average method.

For investments in the investment enterprise limited liability association and similar associations (deemed to be securities pursuant to Article 2, Paragraph 2 to the Financial Instruments and Exchange Law), the net amount corresponding to the ownership percentage is used, based on the reporting date and other materials stipulated in the partnership contract.

F C インベストメント・リミテッド

貸借対照表

2024年8月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産：	115,489,477	流動負債：	778,217
現金及び預金	32,452,461	未払金	778,217
売掛金	1,796,748	負債合計	778,217
短期貸付金	70,000,000	純資産の部	
営業投資有価証券	10,470,382	株主資本	114,711,260
その他	769,886	資本金	50,000,000
		利益剰余金	64,711,260
		その他利益剰余金	64,711,260
		繰越利益剰余金	64,711,260
		純資産合計	114,711,260
資産合計	115,489,477	負債純資産合計	115,489,477

F C インベストメント・リミテッド
損益計算書

自 2023年9月1日 至 2024年8月31日

(単位：円)

科目	金額	
売上高		22,016,079
売上原価		3,060,576
売上総利益		18,955,503
販売費及び一般管理費		9,080,374
営業利益		9,875,129
営業外収益		
受取利息	1,035,732	1,035,732
営業外費用		
為替差損	22,353	22,353
経常利益		10,888,508
税引前当期純利益		10,888,508
当期純利益		10,888,508

F Cインベストメント・リミテッド

株主資本等変動計算書

自 2023年9月1日 至 2024年8月31日

(単位：円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
2023年9月1日残高	50,000,000	53,822,752	53,822,752	103,822,752	103,822,752
事業年度中の変動額					
当期純利益		10,888,508	10,888,508	10,888,508	10,888,508
事業年度中の変動額合計	-	10,888,508	10,888,508	10,888,508	10,888,508
2024年8月31日残高	50,000,000	64,711,260	64,711,260	114,711,260	114,711,260

F Cインベストメント・リミテッド 個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

営業投資有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

FC Investment Ltd.
Balance sheet
As of August 31, 2024

(Unit: Yen)

ASSETS		LIABILITIES	
Current assets:	115,489,477	Current liabilities:	778,217
Cash and deposits	32,452,461	Accounts payable	778,217
Accounts receivable	1,796,748	Total liabilities	778,217
Short-term loans receivable	70,000,000	NET ASSETS	
Operational investment securities	10,470,382	Shareholders' equity	114,711,260
Other	769,886	Common stock	50,000,000
		Retained earnings	64,711,260
		Other retained earnings	64,711,260
		Retained earnings brought forward	64,711,260
		Total net assets	114,711,260
Total assets	115,489,477	Total liabilities and net assets	115,489,477

FC Investment Ltd.
Statement of income
From September 1, 2023 to August 31, 2024

(Unit: Yen)

Account	Amount	
Net sales		22,016,079
Cost of sales		3,060,576
Gross profit		18,955,503
Selling, general and administrative expenses		9,080,374
Operating income		9,875,129
Other income		
Interest income	1,035,732	1,035,732
Other expenses		
Foreign exchange loss	22,353	22,353
Ordinary income		10,888,508
Income before income taxes		10,888,508
Net income		10,888,508

FC INVESTMENT LTD.

Statements of changes in shareholder's equity

From September 1, 2023 to August 31, 2024

(Unit: Yen)

	Shareholders' equity				Total net assets
	Common stock	Retained earnings		Shareholders' equity	
		Other retained earnings	Total retained earnings		
		Retained earnings brought forward			
Balance at September 1, 2023	50,000,000	53,822,752	53,822,752	103,822,752	103,822,752
Changed amounts for this term					
Net income for the year		10,888,508	10,888,508	10,888,508	10,888,508
Total changed amounts for this term	-	10,888,508	10,888,508	10,888,508	10,888,508
Balance at August 31, 2024	50,000,000	64,711,260	64,711,260	114,711,260	114,711,260

FC INVESTMENT LTD.

Notes to Financial Statements

1 Note to Significant accounting policies

Valuation standards and methods for securities

Operational investment securities

Non-marketable securities Stated at cost based on the moving average method.

For investments in the investment enterprise limited liability association and similar associations (deemed to be securities pursuant to Article 2, Paragraph 2 to the Financial Instruments and Exchange Law), the net amount corresponding to the ownership percentage is used, based on the reporting date and other materials stipulated in the partnership contract.

4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社のいずれかの子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」といいます。）は、サブ・ファンドと利益相反を生ずる可能性のあるその他の金融取引、投資またはその他の専門的活動に参与することができます。これには、その他の信託の運用、管理またはそれらの受託会社もしくは業務提供者としての活動、証券の売買、投資運用または投資顧問活動、仲介活動およびその他の信託またはその他の会社の取締役、役員、顧問もしくは代理人としての活動が含まれます。特に、管理会社は、サブ・ファンドと類似または重複する投資目的を有するその他の投資信託の運用または顧問を行うことができると考えられます。利害関係者は、サブ・ファンドに提供される業務と類似の業務を第三者に対して提供することができ、かかる活動のいずれかにより得た利益を申告する義務を負いません。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、管理事務代行会社または保管会社（必要に応じて）は、公正な解決が確保されるよう努力します。サブ・ファンドを含む異なるクライアントへの投資機会の配分に関し、管理会社は、かかる義務に関連して利益相反に直面する可能性があります。かかる状況での投資機会が常に公正に配分されることを確保します。

受託会社またはその他の業務提供会社（または受託会社の親会社、子会社または関連会社）が、サブ・ファンドに関するパンカー、ブローカーとして行為するか、サブ・ファンドに関する管理事務業務、専門的業務もしくはその他の業務を提供する場合、受託会社またはその他の業務提供会社は、かかる資格において、それらの業務に関連して、サブ・ファンドによる受託会社またはその他の業務提供会社に対する支払いが合意された報酬または費用を信託財産から受領し、保持する権利を有するものとして扱われます。

受託会社、または管理会社は、たとえ権限もしくは裁量の行使の方法もしくは結果、または取引において、異なる、もしくは相反する利害関係（個人的利害関係、もしくは他の資格における利害関係、または受託会社の場合、他のトラストの唯一の受託者もしくは複数の受託者のうち1名の資格における利害関係であるか否かを問いません。）を有することがあったとしても、基本信託証書、関連する補遺信託証書に基づき、もしくは一般法によって権限を付与された取引を締結し、実施する権限または裁量を行行使うことができ、また、結果的にかかる資格において受託会社、管理会社または投資運用会社が創出または発生させた収益について説明責任を負いませんが、受託会社については、異なる、もしくは相反する利害関係を有する可能性がある事項については、単なる形式的当事者である場合を除き、行為を控えることができます。

受託会社ならびにその役員および従業員は、たとえその立場もしくは役職が、受託会社の地位、もしくはサブ・ファンドに帰属するか、関連するあらゆる持分株式、権能もしくは権限のいずれかによるか、これらの手段により、またはこれらを理由として、取得されたか、または保有もしくは維持されたとしても、サブ・ファンドに関連して、いずれかの会社、組織または企業の役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た合理的な報酬その他の利益について説明責任を負いません。

適用ある法律または規則により規定されている条件に基づき、管理会社または受託会社は、いかなる利害関係者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託もしくは勘定からも、サブ・ファンドのために証券を取得することができ、かかる者に証券を売却することができます。いかなる利害関係者（ただし受託会社を除きます。）も、適切と考える受益証券の保有および取引を行うことができます。いかなる利害関係者も、類似の投資対象をサブ・ファンドが所有するか否かに関わらず、自己の勘定で投資対象の購入、保有および取引を行うことができます。

いかなる利害関係者も、受益者またはその証券がサブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの勘定により所有されているいずれかの法人と、金融その他の取引について、契約を締結し、またはかかる契約もしくは取引に参与することができます。さらに、いかなる利害関係者も、サブ・ファンドの勘定となる、サブ・ファンドのいずれかの投資対象の販売または購入に関連して取り決める手数料または利益を、当該サブ・ファンドの利益になる可能性のあるものも含め、受領することができます。
投資運用会社

各サブ・ファンドは、投資運用会社およびその関連会社が関与する数多くの現実的および潜在的な利益相反にさらされます。かかる利益相反は、関連するサブ・ファンドおよびその投資者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性があります。利益相反が生じた場合、投資運用会社はその公正な解決の確保のために努力します。

さらに、利益相反は、投資運用会社およびその関連会社が幅広い事業に従事し、現在および将来においてサブ・ファンド以外の運用勘定に対して投資運用サービスを提供する（かかる他の運用勘定その他の事業につき何らかの持分を有することを含みます。）という事実から生じることがあります。

投資運用会社およびその関連会社は、自らが合理的に必要であると判断する時間を各サブ・ファンドの活動に充てます。投資運用会社およびその関連会社は、かかる活動がサブ・ファンドと競合する可能性があり、および/または、投資運用会社もしくはその関連会社の相当の時間および資源を必要とする可能性がある場合でも、追加の投資ファンドを設立すること、他の投資顧問関係を締結すること、または、その他の事業活動に従事することを制限されません。これらの活動は、投資運用会社のメンバーならびにその役員および従業員の時間および努力がサブ・ファンドの事業のみに利用されず、サブ・ファンドの事業と投資運用会社が助言するその他の者の金銭の運用との間で配分されるという点において利益相反を引き起こすとみなされる可能性があります。

5【その他】

管理会社の定款は、随時、ケイマン諸島の会社法上の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. キャピタル アセットマネジメント株式会社 (Capital Asset Management Co., Ltd.) (「投資運用会社」)

(1) 資本金の額

2026年1月末日現在、280百万円

(2) 事業の内容

キャピタル アセットマネジメント株式会社は、2004年1月に日本に設立され、同年2月に登録された投資顧問会社です。同社は現在、金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第383号）として投資運用業（投資信託委託業、投資一任業（不動産関連特定投資運用業を含む。）、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を営んでいます。また、同社は、一般社団法人投資信託協会および一般社団法人日本投資顧問業協会の会員です。

2. G. A. S. (ケイマン) リミテッド (G.A.S. (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(1) 資本金の額

2026年1月末日現在531,915ユーロ（約9,753万円）

（注）ユーロの円貨換算は、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝183.36円）によります。以下同じです。

(2) 事業の内容

受託会社は、2001年10月16日、ケイマン諸島において設立されました。払込株式資本の金額は531,915ユーロです。受託会社は、ケイマン諸島において、集合投資スキームの受託会社として行為するための免許を与えられております。受託会社の究極的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。

3. SMTファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2026年1月末日現在、62,992,338ユーロ（約115億5,028万円）

(2) 事業の内容

管理事務代行会社は、1995年にアイルランドにおいて設立され、その究極的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。管理事務代行会社は、様々な法域で設立された集合投資スキームに対して業務を提供しております。

4. 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch) (「保管会社」)

(1) 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2026年1月末日現在、3,420億円です。

(2) 事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。また、英国において保管業務を行うために英国の当局認可を受けています。

5. アイザワ証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2026年1月末日現在、3,000百万円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者として業務を行っています。

2【関係業務の概要】

1. キャピタル アセットマネジメント株式会社(Capital Asset Management Co., Ltd.)(「投資運用会社」)

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供します。

2. G.A.S.(ケイマン)リミテッド(G.A.S. (Cayman) Limited)(「受託会社」)

ファンドの受託業務を行います。

3. SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)(「管理事務代行会社」)

管理事務代行業務を行います。

4. 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch)(「保管会社」)

ファンド資産の保管業務を行います。

5. アイザワ証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンドに関する代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

3【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要
 - 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
 - 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
 - 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
 - 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
 - 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
 - 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。
2. 投資信託規制
 - 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
 - 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投

資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
 - (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
 - (b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の共済会法（改正済）に基づき登録された者、または
 - (c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオン

ライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件

として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上 (例えば米国) 非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925

年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア - オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

- 6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督
- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。

- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること

- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法(改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(改正済)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(改正済)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合
11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務
- 11.1 過失による誤った事実表明
- 販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じて)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の

違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の分配が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社

またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社がかかる会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
 - (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
 - (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）

- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがあります。
次の事項を記載することがあります。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。
図案を採用することがあります。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。
 - ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
 - ・「ファンド証券の価格は上昇することも下落することもあります。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受取る金額が、投資元本を下回ることもあります。ファンドの信託財産に生じた損益はすべて投資者に帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) ファンド証券の券面は発行されません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

FC Investment Ltd.

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、FC Investment Ltd. の2023年9月1日から2024年8月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書類を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

The Board of Directors
FC Investment Ltd.:

Report on the Financial statements

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of FC Investment Ltd. which comprise the balance sheet as of August 31, 2024, and income statements and the statements of changes in shareholder's equity for the year then ended, notes to financial statements, and the annexed detailed statement thereof, all expressed in Japanese yen.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial of FC Investment Ltd as of August 31, 2024, and the result of its operations for the year then ended in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Japan, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information is financial or non-financial information (other than financial statements and the auditor's report thereon) included in the entity's audited financial statements. Based on the work, we have concluded that there is no other information, and we do not perform any procedures.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern and disclosing, as required by accounting principles generally accepted in Japan, matters related to going concern.

Auditor's Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of our audit in accordance with auditing standards generally accepted in Japan, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risk, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide basis for our opinion.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, basis on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation in accordance with accounting principles generally accepted in Japan.

We communicate with the Management, among other matters, the planned scope and timing of the audit significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Tokyo, Japan

January 24, 2025

Takanobu Yoshida

HLB Meisei LLC

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

ベトナムファンドの受託会社G.A.S.（ケイマン）リミテッド 殿

監査意見

当監査法人は、本財務諸表がベトナムファンド（FCグローバルのサブ・トラスト）（以下「本ファンド」という。）の2025年9月30日現在における財務状況、および同日に終了した会計年度の財務実績およびキャッシュフローを、シンガポール財務報告基準に準拠して真正かつ適正に表示していると考えている。

当監査法人が監査した内容

本ファンドの財務諸表は以下で構成されている：

2025年9月30日現在の財政状態計算書
同日に終了した会計年度の包括利益計算書
同日に終了した会計年度の持分変動計算書
同日に終了した会計年度のキャッシュフロー計算書、および
財務諸表の注記（重要な会計方針の要約を含む）

監査意見の基礎

当監査法人は、シンガポールの監査基準（SSAs）に従って監査を行った。それらの基準の下での当監査法人の責任は、当監査法人の報告書における財務諸表の監査に関する監査法人の責任の項にさらに詳細に記述されている。

当監査法人は取得した監査証拠が監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えている。

独立

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規範（独立基準を含む）（以下「IESBA規範」という。）に従って、本ファンドから独立している。また、当監査法人はIESBA規範に従って、その他の倫理的責任を果たした。

その他の情報

管理会社は、その他の情報に対して責任がある。その他の情報は、年次報告書（ただし、本財務諸表、およびそれに関する当監査法人の監査報告書は含まれない）から成る。

本財務諸表に関する当監査法人の意見ではその他の情報をカバーしていないため、当監査法人はその他の情報に対していかなる形式の保証も表明しない。

本ファンドの財務諸表の当監査法人の監査に関連して、当監査法人の責任は、上記で特定されたその他の情報を読み、その際に、その他の情報が本財務諸表または監査において得られた当監査法人の知識と著しく矛盾している場合、重大な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。当監査法人が実施した業務に基づき、当該その他の情報に重大な虚偽記載があるとの結論を下した場合、当監査法人はその事実を報告する必要がある。当監査法人としてこれに関して報告する事項は何もない。

独立監査人の監査報告書（続き）

ベトナムファンドの受託会社G.A.S.（ケイマン）リミテッド 殿

財務諸表に対する管理会社の責任

管理会社は、シンガポール財務報告基準に準拠して本財務諸表を作成し、真実かつ公正に表示する責任を負っている。したがって、管理会社は不正行為によるものか誤謬によるものかによらず、重大な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能とするために内部統制を行う必要がある。

本財務諸表の作成に際して、管理会社は、本ファンドがゴーイングコンサーンとして事業を継続する能力があるかを評価し、該当する場合にはゴーイングコンサーンに関する事項を開示し、管理会社が本ファンドを清算するか、または営業活動を終了する意図がない限り、あるいはそうするしか現実的な選択肢が存在しない限り、ゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負っている。

財務諸表の監査に関する監査法人の責任

当監査法人の目的は、故意または過失を問わず、全体として本財務諸表に重大な虚偽記載がないか否かについて合理的保証を得ることと、当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的保証は高水準の保証であるが、SSAsに従って行われる監査により、存在する重大な虚偽記載が常に見つけられるという保証はない。虚偽記載は故意または過失から発生する可能性があり、虚偽記載が個別または全体として、これらの財務諸表に基づいて利用者が行う経済的決定に影響すると合理的に予想されるならば、虚偽記載は重大であるとみなされる。

SSAsに従った監査の一環として、当監査法人は専門的判断を行い、監査を通して職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は：

故意または過失を問わず、本財務諸表の重大な虚偽記載のリスクを特定し評価する。また、それらのリスクに対応した監査手順を設計し実行する。さらに、当監査法人の監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切な監査証拠を得る。故意から生じている重大な虚偽記載を見つけられないリスクは、過失から生じているリスクの場合よりも重大である。その理由としては、故意が共謀、偽造、意図的な怠慢、虚偽表示、または内部統制の無視の可能性を含んでいることが挙げられる。

当該状況下で適切な監査手順を策定するために、監査に関連する内部統制についての理解を得る。しかし、これは本ファンドの内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的としていない。

使用される会計方針の適切性や、管理会社によりなされる会計見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。

管理会社によるゴーイングコンサーン・ベースの会計基準の使用の適切性に関して判断するとともに、得られた監査証拠に基づいて、本ファンドがゴーイングコンサーンとして事業を継続する能力があるかに関して、重大な疑義が持たれるイベントまたは状況に関して重大な不確実性が存在するか否かを判断する。重大な不確実性が存在すると判断された場合、本財務諸表の関連した開示に対して当監査法人の報告書において注意を促すか、開示が不十分である場合、監査意見を修正することが求められる。当監査法人の判断は、監査報告書日までに得られる監査証拠に基づく。ただし、将来のイベントまたは状況が、ゴーイングコンサーンとして本ファンドの存続を終了せざるを得ない原因になる可能性がある。

開示を含む本財務諸表全体の表示、構成および内容を評価するとともに、本財務諸表が公正な表示を達成するという点において、取引やイベントを表示しているか否かを評価する。

独立監査人の監査報告書（続き）

ベトナムファンドの受託会社G.A.S.（ケイマン）リミテッド 殿

当監査法人は、数ある中でも特に、監査の計画範囲およびタイミング、ならびに重要な監査結果（当監査法人の監査中に特定された内部統制の重大な欠陥など）について、企業統治の責任者と情報交換する。

その他の事項

当報告書（監査意見を含む）は、我々の監査契約書の条件に従って本ファンドの受託者として唯一の資格のあるG.A.S.（ケイマン）リミテッドのためだけに作成されたものであり、その他に目的はない。当監査意見を付与するに際して、その他のいかなる目的に対して、あるいは当報告書が提示される、または書面による事前同意により明示的に合意されたことに基づき渡されるその他の者に対して、当監査法人は一切の責任を受け入れず、または負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

2026年1月27日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Vietnam Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Vietnam Fund (a sub-trust of FC Global) (the Fund) as at 30 September 2025, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Singapore Financial Reporting Standards.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 30 September 2025;
- the statement of comprehensive income for the year then ended;
- the statement of changes in equity for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing (SSAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Independent auditor's report (continued)

To G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Vietnam Fund

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with Singapore Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with SSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with SSAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Independent auditor's report (continued)

To G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Vietnam Fund

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

27 January 2026

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年1月27日

FC Investment Ltd .
取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、FC Investment Ltd . の2024年9月1日から2025年8月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書類を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

The Board of Directors
FC Investment Ltd.:

Report on the Financial statements

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of FC Investment Ltd. which comprise the balance sheet as of August 31, 2025, and income statements and the statements of changes in shareholder's equity for the year then ended, notes to financial statements, and the annexed detailed statement thereof, all expressed in Japanese yen.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial of FC Investment Ltd as of August 31, 2025, and the result of its operations for the year then ended in conformity with accounting principles generally accepted in Japan.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Japan, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Other information is financial or non-financial information (other than financial statements and the auditor's report thereon) included in the entity's audited financial statements. Based on the work, we have concluded that there is no other information, and we do not perform any procedures.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern and disclosing, as required by accounting principles generally accepted in Japan, matters related to going concern.

Auditor's Responsibility for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of our audit in accordance with auditing standards generally accepted in Japan, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risk, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide basis for our opinion.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, basis on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation in accordance with accounting principles generally accepted in Japan.

We communicate with the Management, among other matters, the planned scope and timing of the audit significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Tokyo, Japan

January 27, 2026

Takanobu Yoshida

HLB Meisei LLC

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。